

**令和6年度
予算説明書**

取手市

令和6年度予算説明書

地方自治法第211条第2項及び同法施行令第144条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり提出します。

令和6年2月

取手市長 中村 修

目 次

一般会計・特別会計予算の概要	3
一般会計	
一般会計予算の概要	6
歳入	8
歳出	
議会費	16
総務費	18
民生費	37
衛生費	67
農林水産業費	84
商工費	87
土木費	96
消防費	114
教育費	118
公債費	138
特別会計	
取手駅西口都市整備事業特別会計	139
国民健康保険事業特別会計	145
後期高齢者医療特別会計	153
介護保険特別会計	159
競輪事業特別会計	175
取手地方公平委員会特別会計	179
参考資料	183

※ 事業別説明中の担当課右脇のページ表記は、令和6年度予算書の当該事業掲載ページを示す

※ 事業別説明中の（ ）内の金額は、令和5年度当初予算額を表記

* 主要事業の特定財源は下記の凡例により名称を省略			
分担金	: 分担金	財産収入	: 財産運用収入、財産売払収入
負担金	: 負担金	寄附金	: 寄附金
使用料	: 使用料	繰入金	: 特別会計繰入金、基金繰入金
手数料	: 手数料	繰越金	: 繰越金
国 負	: 国庫負担金	諸収入	: 延滞金、加算金及び過料
国 補	: 国庫補助金		市預金利子、貸付金元利収入
国 委	: 国庫委託金		受託事業収入、収益事業収入
県 負	: 県負担金		雑入
県 補	: 県補助金	市 債	: 地方債
県 委	: 県委託金		

《予算規模等》

令和6年度の一般会計当初予算規模は**428億4,000万円**で、前年度当初予算と比較して**19億3,000万円増**（前年度比4.7%増）となります。

また、前年度の6月補正予算における肉付予算を加算した後の実質的な予算規模である414億8,674万円との比較では、13億5,326万円増（前年度比3.3%増）となっております。

予算規模が大きく増となった要因は、ふるさと取手応援寄附金の大幅な増加に伴い、ふるさと取手応援寄附金推進事業が11億5,645万円増となったことなどによります。

特別会計（6事業）の予算規模は、**268億3,833万円**となり、前年度当初予算と比較して**3億1,437万円増**（前年度比1.2%増）となります。

この中で大きく増額となったのは、後期高齢者医療（4億1,800万円増）、介護保険（3億2,239万円増）の2つの特別会計です。一方、大きく減額となったのは、国民健康保険事業（3億6,124万円減）となっております。

《予算総括表》

（単位：千円）

会計別	区分	令和6年度 当初予算	令和5年度 当初予算	比較	増減率
一般会計		42,840,000	40,910,000	1,930,000	4.7%
			(41,486,736)	(1,353,264)	(3.3%)
特別会計		26,838,325	26,523,957	314,368	1.2%
	取手駅西口 都市整備事業	1,368,738	1,425,325	△ 56,587	△ 4.0%
	国民健康 保険事業	10,200,717	10,561,958	△ 361,241	△ 3.4%
	後期高齢者医療	3,933,580	3,515,583	417,997	11.9%
	介護保険	9,200,825	8,878,432	322,393	3.6%
	競輪事業	2,133,775	2,141,910	△ 8,135	△ 0.4%
	取手地方 公平委員会	690	749	△ 59	△ 7.9%
合計		69,678,325	67,433,957	2,244,368	3.3%
			(68,010,693)	(1,667,632)	(2.5%)

※（ ）の数値は、6月補正予算における肉付予算を加算した後の予算額を表記。

一 般 会 計

令和6年度一般会計予算の概要

【歳入】

(単位：千円、%)

区 分	令和6年度 当初予算		令和5年度 当初予算		比 較	増減率
		構成比		構成比		
01 市税	13,487,505	31.5	13,611,701	33.3	△ 124,196	△ 0.9
02 地方譲与税	333,042	0.8	321,440	0.8	11,602	3.6
03 利子割交付金	6,000	0.0	6,000	0.0	0	0.0
04 配当割交付金	75,000	0.2	91,000	0.2	△ 16,000	△ 17.6
05 株式等譲渡所得割交付金	89,000	0.2	60,000	0.2	29,000	48.3
06 法人事業税交付金	190,000	0.4	190,000	0.5	0	0.0
07 地方消費税交付金	2,412,000	5.6	2,465,000	6.0	△ 53,000	△ 2.2
08 ゴルフ場利用税交付金	59,000	0.1	49,000	0.1	10,000	20.4
09 環境性能割交付金	36,000	0.1	29,000	0.1	7,000	24.1
10 地方特例交付金	555,160	1.3	96,000	0.2	459,160	478.3
11 地方交付税	8,810,000	20.6	8,650,000	21.1	160,000	1.8
12 交通安全対策特別交付金	12,000	0.0	13,000	0.0	△ 1,000	△ 7.7
13 分担金及び負担金	157,080	0.4	143,782	0.4	13,298	9.2
14 使用料及び手数料	284,669	0.7	298,694	0.7	△ 14,025	△ 4.7
15 国庫支出金	6,467,502	15.1	5,798,064	14.2	669,438	11.5
16 県支出金	2,715,947	6.3	2,651,604	6.5	64,343	2.4
17 財産収入	63,366	0.1	49,590	0.1	13,776	27.8
18 寄附金	2,000,312	4.7	1,200,162	2.9	800,150	66.7
19 繰入金	2,576,250	6.0	1,944,918 (2,013,854)	4.8	631,332 (562,396)	32.5 (27.9)
20 繰越金	500,000	1.2	500,000	1.2	0	0.0
21 諸収入	767,167	1.8	754,645	1.8	12,522	1.7
22 市債	1,243,000	2.9	1,986,400 (2,494,200)	4.9	△ 743,400 (△ 1,251,200)	△ 37.4 (△ 50.2)
合 計	42,840,000	100.0	40,910,000 (41,486,736)	100.0	1,930,000 (1,353,264)	4.7 (3.3)

※ () の数値は、6月補正予算における肉付予算を加算した後の数値を表記。

【歳出】

(単位：千円、%)

区 分	令和6年度 当初予算		令和5年度 当初予算		比 較	増減率
		構成比		構成比		
01 議会費	272,822	0.6	269,334	0.7	3,488	1.3
02 総務費	7,905,424	18.5	7,752,930 (7,862,930)	18.9	152,494 (42,494)	2.0 (0.5)
03 民生費	17,001,432	39.7	15,990,136 (15,992,468)	39.1	1,011,296 (1,008,964)	6.3 (6.3)
04 衛生費	1,796,461	4.2	1,787,533	4.4	8,928	0.5
05 農林水産業費	293,956	0.7	273,681	0.7	20,275	7.4
06 商工費	334,047	0.8	347,958	0.8	△ 13,911	△ 4.0
07 土木費	5,151,386	12.0	4,458,036 (4,891,154)	10.9	693,350 (260,232)	15.6 (5.3)
08 消防費	1,859,650	4.3	1,761,924	4.3	97,726	5.5
09 教育費	3,975,293	9.3	3,877,778 (3,909,064)	9.5	97,515 (66,229)	2.5 (1.7)
10 災害復旧費	5	0.0	5	0.0	0	0.0
11 公債費	4,198,669	9.8	4,340,675	10.6	△ 142,006	△ 3.3
12 諸支出金	855	0.0	10	0.0	845	8450.0
13 予備費	50,000	0.1	50,000	0.1	0	0.0
合 計	42,840,000	100.0	40,910,000 (41,486,736)	100.0	1,930,000 (1,353,264)	4.7 (3.3)

※ () の数値は、6月補正予算における肉付予算を加算した後の数値を表記。

歳入

1 市 税

・ 市民税

(個人市民税)

(単位：人、千円)

区 分	令和6年度(A)	令和5年度(B)	比較(A)-(B)
納税義務者数	54,117	53,684	433
均等割額	160,743	185,150	△ 24,407
所得割額	5,197,501	5,406,741	△ 209,240
分離課税額	40,000	40,000	0
予 算 額	5,398,244	5,631,891	△ 233,647

※税制改正により、所得割額は令和6年度に実施する定額減税により462,160千円減収を見込む。

*積算根拠

	(調定見込額)	(収納率)	(予算額)
・均等割	3,000円 × 54,117人	× 99.01%	≒ 160,743,000円
・所得割	5,249,471,000円	× 99.01%	≒ 5,197,501,000円
・分離課税退職分	40,000,000円	× 100.00%	= 40,000,000円
		計	5,398,244,000円

(法人市民税)

・ 均等割

(単位：件、千円)

区 分	均等割額 (円)	法 人 件 数		均 等 割 額		
		令和6年度 総 数	令和5年度 総 数	令和6年度 (A)	令和5年度 (B)	比 較 (A)-(B)
9号法人	3,000,000	12	12	36,000	36,000	0
8号法人	1,750,000	2	2	3,500	3,500	0
7号法人	410,000	92	92	37,720	37,720	0
6号法人	400,000	6	5	2,400	2,000	400
5号法人	160,000	78	78	12,480	12,480	0
4号法人	150,000	22	21	3,300	3,150	150
3号法人	130,000	302	299	39,260	38,870	390
2号法人	120,000	11	10	1,320	1,200	120
1号法人	50,000	1,545	1,448	77,250	72,400	4,850
合 計		2,070	1,967	213,230	207,320	5,910

・法人税割 (税率8.4% ※令和元年10月1日以降開始の事業年度より12.1%から8.4%に変更)

(単位：千円)

令和6年度(A)	令和5年度(B)	比較(A)-(B)
718,875	584,550	134,325

*積算根拠

	(調定見込額)	(収納率)	(予算額)
・均等割	213,230,000円	× 99.85%	≒ 212,910,000円 ①
・法人税割	719,955,000円	× 99.85%	≒ 718,875,000円 ②
	計 ① + ②	=	931,785,000円

・固定資産税

(土地)

土地に関する調べ (免税点含む)

(単位:地積 千㎡、課税標準額 千円)

地目	年度	令和6年度			令和5年度			比較 (A)-(B)
		筆数	地積	課税標準額 (A)	筆数	地積	課税標準額 (B)	
田	調整区域	18,334	19,828	2,268,500	18,384	19,863	2,271,781	△ 3,281
	市街化区域	158	75	95,789	162	76	103,863	△ 8,074
畑	調整区域	9,070	4,591	261,496	9,115	4,616	262,845	△ 1,349
	市街化区域	1,316	648	1,521,014	1,363	673	1,598,942	△ 77,928
宅地		48,591	13,522	81,460,250	48,334	13,459	81,474,625	△ 14,375
山林	一般	2,096	1,294	40,439	2,111	1,295	40,455	△ 16
	介在	754	371	481,889	783	380	506,752	△ 24,863
池沼		108	80	643	111	80	645	△ 2
原野		709	227	7,354	710	228	7,400	△ 46
雑種地		12,060	4,102	18,581,092	12,049	4,086	18,911,408	△ 330,316
合計		93,196	44,738	104,718,466	93,122	44,756	105,178,716	△ 460,250

*積算根拠

$$\begin{aligned}
 & \text{(課税標準額)} \quad \text{(免税点以下)} \\
 & 104,718,466,000\text{円} - 473,954,000\text{円} = 104,244,512,000\text{円} \\
 & \quad \quad \quad \text{(税率)} \quad \quad \quad \text{(税額)} \\
 & \quad \quad \quad \times 1.4\% \quad \quad \quad \doteq 1,459,423,000\text{円} \\
 & \text{(税額)} \quad \quad \quad \text{(住宅用地特例税額)} \quad \text{(減免見込額)} \quad \quad \quad \text{(調定見込額)} \\
 & 1,459,423,000\text{円} - (6,837,000\text{円} + 2,370,000\text{円}) = 1,450,216,000\text{円} \\
 & \text{(調定見込額)} \quad \quad \quad \text{(収納率)} \quad \quad \quad \text{(予算額)} \\
 & 1,450,216,000\text{円} \times 99.17\% \quad \quad \quad \doteq 1,438,179,000\text{円}
 \end{aligned}$$

(家屋)

(単位:床面積 千㎡、課税標準額 千円)

区分	令和6年度		令和5年度		比較 (A)-(B)
	床面積	課税標準額 (A)	床面積	課税標準額 (B)	
既存分	6,389	204,945,715	6,324	206,295,143	△ 1,349,428
新增分	60	5,109,071	64	4,602,643	506,428
合計	6,449	210,054,786	6,388	210,897,786	△ 843,000

*積算根拠

(課税標準額) (税率) (税額)
 210,054,786,000円 × 1.4% ≒ 2,940,767,000円
 (税額) (新築軽減) (減免見込額) (震災特例軽減額) (調定見込額)
 2,940,767,000円 - (103,747,000円 + 16,555,000円 + 150,000円) = 2,820,315,000円
 (調定見込額) (収納率) (予算額)
 2,820,315,000円 × 99.17% ≒ 2,796,906,000円

(償却資産)

(単位：千円)

区分	年度	令和6年度		令和5年度		比較 (A)-(B)
		件数	調定見込額 (A)	件数	調定見込額 (B)	
市長決定		737	775,314	687	812,450	△ 37,136
総務大臣配分		14	236,044	15	236,080	△ 36
知事配分		2	8,566	2	8,465	101
合計		753	1,019,924	704	1,056,995	△ 37,071

*積算根拠

(調定見込額) (収納率) (予算額)
 1,019,924,000円 × 99.17% ≒ 1,011,458,000円

(国有資産等所在市町村交付金)

(単位：円)

区分	年度	令和6年度(A)	令和5年度(B)	比較 (A)-(B)
茨城県 管財課		1,970,100	1,960,700	9,400
茨城県 企業局		2,423,600	2,423,600	0
関東財務局		79,800	83,146	△ 3,346
裁判所		300	300	0
合計		4,473,800	4,467,746	6,054

・軽自動車税

(種別割)

(単位：台、円)

区 分	税額 (円)	令和6年度		令和5年度		比 較 (C)-(D)				
		課税台数 (A)	調定額 (C)	課税台数 (B)	調定額 (D)					
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	2,000	2,795	5,590,000	2,913	5,826,000	△ 236,000			
	51cc～90cc	2,000	320	640,000	293	586,000	54,000			
	91cc～125cc	2,400	1,124	2,697,600	980	2,352,000	345,600			
	ミニカー	3,700	81	299,700	68	251,600	48,100			
	特定小型原付	2,000	9	18,000			18,000			
	小 計		4,329	9,245,300	4,254	9,015,600	229,700			
小 型 特 殊	農耕作業用	2,400	1,075	2,580,000	1,115	2,676,000	△ 96,000			
	特殊作業用	5,900	67	395,300	63	371,700	23,600			
	小 計		1,142	2,975,300	1,178	3,047,700	△ 72,400			
軽 自 動 車	二 輪 車	3,600	1,237	4,453,200	1,114	4,010,400	442,800			
	4 輪 以 上 の も の	自 家 用	乗 用		2,700	63	170,100	0	0	170,100
					7,200	5,908	42,537,600	6,878	49,521,600	△ 6,984,000
					10,800	10,503	113,432,400	8,448	91,238,400	22,194,000
					12,900	3,828	49,381,200	3,898	50,284,200	△ 903,000
		小 計		20,302	205,521,300	19,224	191,044,200	14,477,100		
		貨 物		1,300	0	0	8	10,400	△ 10,400	
			4,000	830	3,320,000	1,041	4,164,000	△ 844,000		
			5,000	1,734	8,670,000	1,356	6,780,000	1,890,000		
			6,000	1,587	9,522,000	1,573	9,438,000	84,000		
		小 計		4,151	21,512,000	3,978	20,392,400	1,119,600		
		営 業 用	乗 用		5,500	1	5,500	0	0	5,500
				6,900	1	6,900	1	6,900	0	
				8,200	1	8,200	0	0	8,200	
				小 計		3	20,600	1	6,900	13,700
		貨 物		3,000	90	270,000	74	222,000	48,000	
			3,800	150	570,000	109	414,200	155,800		
			4,500	28	126,000	33	148,500	△ 22,500		
		小 計		268	966,000	216	784,700	181,300		
		小 計		25,961	232,473,100	24,533	216,238,600	16,234,500		
二輪の小型自動車	6,000	1,617	9,702,000	1,513	9,078,000	624,000				
合 計		33,049	254,395,700	31,478	237,379,900	17,015,800				

*積算根拠

※特定小型原動機付自転車は、令和6年度から課税

	(調定見込額)	(収納率)	(予算額)
原動機付自転車	9,245,300円	× 98.58%	≒ 9,114,000円
小型特殊自動車	2,975,300円	× 98.58%	≒ 2,933,000円
軽自動車	232,473,100円	× 98.58%	≒ 229,171,000円
2輪の小型自動車	9,702,000円	× 98.58%	≒ 9,564,000円
		合計	250,782,000円

(環境性能割)

*積算根拠

県税収見込 16,099,000円(予算額)

・市たばこ税

(単位：本、円)

区分	令和6年度(A)	令和5年度(B)	比較(A)-(B)
課税標準本数	97,434,520	95,723,725	1,710,795
税額	638,390,000	627,181,000	11,209,000

※積算根拠

- ・令和6年度たばこ販売本数見込み(令和5年度販売本数見込み×増減率)

98,062,118本×△0.64%=97,434,520本

- ・従量割

98,062,118本×△0.64%×6,552円/1,000本≒638,390,000円

※令和3年10月1日から税率改正。1,000本あたり6,122円から6,552円。

・都市計画税

(土地) 納税義務者数及び課税標準額(免税点以上)

(単位：人、千円)

年度 項目	令和6年度		令和5年度		比較 (A)-(B)	比較 (C)-(D)
	納税義務者数 (A)	課税標準額 (C)	納税義務者数 (A)	課税標準額 (C)		
土地	27,179	122,424,086	26,999	122,722,466	180	△ 298,380

※納税義務者数の合計は、法人も含めた実数である。

※積算根拠

(課税標準額)

122,424,086,000円 × 税率0.3% ≒ 367,272,000円

(税額)

(住宅用地特例税額)

(減免見込額)

(調定見込額)

367,272,000円 - (973,000円 + 439,000円) = 365,860,000円

(調定見込額)

(収納率)

(予算額)

365,860,000円 × 99.17% ≒ 362,823,000円

(家屋)

(単位：床面積 千㎡、課税標準額 千円)

区分	令和6年度		令和5年度		比較 (A)-(B)
	床面積	課税標準額(A)	床面積	課税標準額(B)	
既存分	5,123	176,345,000	5,088	177,642,333	△ 1,297,333
新增分	52	4,405,334	55	3,945,667	459,667
合計	5,175	180,750,334	5,143	181,588,000	△ 837,666

※積算根拠

(課税標準額)

(税率)

(税額)

180,750,334,000円 × 0.3% ≒ 542,251,000円

(税額)

(減免見込額)

(震災特例軽減額)

(調定見込額)

542,251,000円 - (905,000円 + 14,000円) = 541,332,000円

(調定見込額)

(収納率)

(予算額)

541,332,000円 × 99.17% ≒ 536,838,000円

令和6年度市税滞納繰越予算計上積算表

(単位:千円)

<個人市民税>

令和6年度 滞納繰越分見込額		
調定額	徴収率	収入額
134,075	45.94%	61,594

・・・(A)

令和5年度 見込額					
項 目	調定額	徴収率	収入額	不納欠損額	滞納繰越額
R5年度現年度分	5,797,085	98.54%	5,712,448	0	84,637
R4年度以前分	120,975	45.94%	55,576	15,961	49,438
合 計	5,918,060		5,768,024	15,961	134,075

<法人市民税>

令和6年度 滞納繰越分見込額		
調定額	徴収率	収入額
6,332	36.88%	2,335

・・・(B)

令和5年度 見込額					
項 目	調定額	徴収率	収入額	不納欠損額	滞納繰越額
R5年度現年度分	912,322	99.54%	908,125	0	4,197
R4年度以前分	4,308	36.88%	1,589	584	2,135
合 計	916,630		909,714	584	6,332

<固定資産税>

令和6年度 滞納繰越分見込額		
調定額	徴収率	収入額
68,274	43.66%	29,808

・・・(C)

令和5年度 見込額					
項 目	調定額	徴収率	収入額	不納欠損額	滞納繰越額
R5年度現年度分	5,332,452	99.30%	5,295,125	0	37,327
R4年度以前分	82,470	43.66%	36,006	15,517	30,947
合 計	5,414,922		5,331,131	15,517	68,274

<軽自動車税>

令和6年度 滞納繰越分見込額		
調定額	徴収率	収入額
9,123	29.83%	2,721

・・・(D)

令和5年度 見込額					
項 目	調定額	徴収率	収入額	不納欠損額	滞納繰越額
R5年度現年度分	251,628	98.45%	247,728	0	3,900
R4年度以前分	8,757	29.83%	2,612	922	5,223
合 計	260,385		250,340	922	9,123

<都市計画税>

令和6年度 滞納繰越分見込額		
調定額	徴収率	収入額
11,613	43.66%	5,070

・・・(E)

令和5年度 見込額					
項 目	調定額	徴収率	収入額	不納欠損額	滞納繰越額
R5年度現年度分	909,709	99.30%	903,341	0	6,368
R4年度以前分	13,978	43.66%	6,103	2,630	5,245
合 計	923,687		909,444	2,630	11,613

<各税目の滞納繰越分合計>

(A)+(B)+(C)+(D)+(E) = 101,528千円

(単位：千円、%)

歳入項目	6年度	5年度	増減額	増減率	概要
2 地方譲与税	333,042	321,440	11,602	3.6	
自動車重量譲与税	242,000	235,000	7,000	3.0	道路特定財源の一般財源化に伴い、市町村道整備の財源としての用途制限を廃止。自動車重量税総額の100分の40.7が市町村に譲与されるもので、道路の延長及び面積に按分して譲与される。
地方揮発油譲与税	77,000	75,000	2,000	2.7	道路特定財源の一般財源化に伴い、地方道路譲与税の名称を地方揮発油譲与税に改正。地方揮発油税総額の100分の42が道路の延長及び面積に按分して市町村に譲与される。
森林環境譲与税	14,042	11,440	2,602	22.7	森林環境譲与税総額の10分の9に相当する金額を、市町村に対し、私有林人工林面積、林業就業者数、人口に按分して譲与される。※ただし、令和5年度の譲与割合は10分の8.8
3 利子割交付金	6,000	6,000	0	0.0	個人の納めた県民税利子割の100分の59.4に相当する金額を、市町村に対し、個人県民税の額に按分して交付される。
4 配当割交付金	75,000	91,000	△ 16,000	△ 17.6	県に納入された配当割額の100分の59.4に相当する金額を、市町村に対し、個人県民税の額に按分して交付される。
5 株式等譲渡所得割交付金	89,000	60,000	29,000	48.3	県に納入された株式等譲渡所得割額の100分の59.4に相当する金額を、市町村に対し、個人県民税の額に按分して交付される。
6 法人事業税交付金	190,000	190,000	0	0.0	県に納入された法人事業税額の100分の7.7に相当する金額を、市町村に対し、従業者数の割合に応じて交付される。
7 地方消費税交付金	2,412,000	2,465,000	△ 53,000	△ 2.2	
一般分	994,000	1,012,000	△ 18,000	△ 1.8	地方消費税の2分の1に相当する金額のうち、地方消費税の引上げ前の従前分について、直近の国勢調査の人口、事業所統計の従業者数に按分して交付される。
社会保障財源化分	1,418,000	1,453,000	△ 35,000	△ 2.4	地方消費税の2分の1に相当する金額のうち、地方消費税の引上げ分について、直近の国勢調査の人口に按分して交付される。
8 ゴルフ場利用税交付金	59,000	49,000	10,000	20.4	県に納入された当該市町村に所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税の10分の7に相当する金額が交付される。
9 環境性能割交付金	36,000	29,000	7,000	24.1	消費税率引上げに伴い、自動車取得税に代わり導入された自動車税環境性能割について、県に納入された金額の100分の40.85に相当する金額が、市町村に道路の延長及び面積に按分して交付される。
10 地方特例交付金	555,160	96,000	459,160	478.3	
住宅借入金等特別税額控除減収補てん特例交付金	93,000	96,000	△ 3,000	△ 3.1	所得税から個人市民税への税源移譲により、所得税で控除しきれない住宅借入金等特別税額控除(ローン控除)を個人市民税から控除することとなったことに伴い、市町村に生じる減収を補てんするため交付される。※令和5年度までの名称は、個人市民税減収補てん特例交付金
定額減税減収補てん特例交付金	462,160	0	462,160	皆増	賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担軽減及びデフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年度分個人市民税の減税が実施されることに伴い、市町村に生じる減収を補てんするため交付される。

(単位：千円、%)

歳入項目	6年度	5年度	増減額	増減率	概要
11 地方交付税	8,810,000	8,650,000	160,000	1.8	
普通交付税	8,440,000	8,280,000	160,000	1.9	国税のうち所得税・法人税・酒税・消費税・地方法人税を原資とし、基準財政需要額が基準財政収入額を超える団体に交付される。 令和5年度当初算定実績 8,460,860千円 (令和5年度当初算定実績との差 △20,860千円) ※令和5年度再算定後実績 8,716,713千円 (令和5年度再算定後実績との差 △276,713千円)
特別交付税	370,000	370,000	0	0.0	普通交付税で補捉されない特別の財政需要に対し、地方交付税総額の6%を財源に交付される。
12 交通安全対策特別交付金	12,000	13,000	△ 1,000	△ 7.7	交通安全施設整備の財源として交付されるもので、交付基準は交通事故発生件数と人口集中地区人口が基礎となり交付される。
13 分担金及び負担金	157,080	143,782	13,298	9.2	民間保育園入所児保護者負担金、取手北相馬休日夜間緊急診療所運営費負担金、常総地域病院群輪番制病院運営費負担金、放課後児童対策事業保護者負担金等
14 使用料及び手数料	284,669	298,694	△ 14,025	△ 4.7	・使用料(自転車駐車場、公立保育所、道路、住宅、公園、体育館、公民館等) ・手数料(戸籍関係、し尿処理、粗大ごみ収集運搬、建築確認等)
15 国庫支出金	6,467,502	5,798,064	669,438	11.5	各事業及び事務にかかる負担金、補助金、委託金(生活保護費負担金1,764,750千円、子どものための教育・保育給付費負担金1,211,184千円、自立支援給付費負担金1,056,000千円等)
16 県支出金	2,715,947	2,651,604	64,343	2.4	各事業及び事務にかかる負担金、補助金、委託金
17 財産収入	63,366	49,590	13,776	27.8	土地建物貸付収入、利子及び配当金等
18 寄附金	2,000,312	1,200,162	800,150	66.7	平和基金寄附金、ふるさと取手応援基金寄附金、みどりの基金寄附金等
19 繰入金	2,576,250	1,944,918	631,332	32.5	・基金繰入金 ふるさと取手応援基金繰入金1,604,578千円、財政調整基金繰入金600,000千円、減債基金繰入金150,000千円、公共施設整備基金繰入金75,706千円、みどりの基金繰入金1,930千円、学校施設整備基金繰入金15,360千円等 ・特別会計繰入金 介護保険特別会計繰入金6,183千円、後期高齢者医療特別会計繰入金100千円、国民健康保険事業特別会計繰入金1千円
20 繰越金	500,000	500,000	0	0.0	令和5年度からの繰越金
21 諸収入	767,167	754,645	12,522	1.7	市税延滞金、市預金利子、貸付金元利収入、受託事業収入、収益事業収入、給食事業収入、雑入
22 市債	1,243,000	1,986,400	△ 743,400	△ 37.4	農林水産業債、土木債、消防債、教育債、合併特別債、公共施設等適正管理推進事業債、臨時財政対策債、民生債、緊急防災・減災事業債、防災対策事業債
うち臨時財政対策債	100,000	300,000	△ 200,000	△ 66.7	令和5年度実績 235,536千円 (令和5年度実績との差 △135,536千円)

※令和5年度は国の補正予算において、地方交付税が増額され、普通交付税の再算定が行われた。

[内容] 普通交付税の調整率減額分の遡及算定を行うとともに、「臨時経済対策費」、「臨時財政対策債償還基金費」が臨時費目として創設された。

1 議会費

1 議会費 1 議会費

[担当：議会事務局] P. 44

1001 議員報酬等に要する経費 193,692,000 円 (193,047,000 円)

[一財 193,692,000 円]

○ 内容

(1) 報酬

議長 @494,000×12 か月×1 人=5,928,000 円

副議長 @444,000×12 か月×1 人=5,328,000 円

議員 @411,000×12 か月×22 人=108,504,000 円

(2) 期末手当

議長 @494,000×1.15×3.40 月×1 人=1,931,540 円

副議長 @444,000×1.15×3.40 月×1 人=1,736,040 円

議員 @411,000×1.15×3.40 月×22 人=35,354,220 円

(3) 議員共済給付費負担金

@410,000×24 人×12 月×29.3/100=34,597,440 円

[担当：議会事務局] P. 45

2001 議会調査運営に要する経費 10,335,000 円 (8,545,000 円)

[一財 10,335,000 円]

○ 目的

(1) 議員の費用弁償に係る経費

従前の委員会全員による遠隔地への先進地視察を廃止し、地方自治法第 100 条第 13 項、会議規則第 106 条及び第 167 条の規定に基づく議員・委員派遣制度によって、効率的かつ効果的に ICT を活用し先進事例の調査充実を図る。

(2) 政務活動費

議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部として、議会における会派又は無会派議員に対し交付する。用途については、調査研究費、研修費、資料購入費、広報費、広聴費等に要する経費を定めている。

(3) タブレット使用料

議員及び議会事務局にペーパーレス会議アプリケーションを組み込んだタブレット PC を貸与し、ペーパーレス化による地球環境保全に寄与するとともに、スムーズな議案等の審議・審査、表決、オンライン会議の実施や調査活動を行う。

(4) 電子書棚及び電子採決システム使用料

電子書棚システムは、議案書をはじめ各種議会関係資料のペーパーレス化を可能にし、通知機能等のシステム機能を用いて、スムーズな議案審査、議会活動に活用する。電子採決システムは、本会議及びオンライン委員会の議案・請願等の表決に使用する。

○ 内容

- | | |
|-----------------------|---------------------------|
| (1) 議員の費用弁償に係る経費 | 議員・委員派遣旅費 1,000,000 円 |
| (2) タブレット使用料 | 1,109,000 円 (26 台/年) |
| (3) 電子書棚及び電子採決システム使用料 | 990,000 円/年 |
| (4) 政務活動費 | @100,000×24 人=2,400,000 円 |

2 総務費

1 総務管理費 1 一般管理費

[担当：人事課] P. 54

2201 職員研修に要する経費 3,491,000円(4,318,000円)

[その他 62,000円 一財 3,429,000円]

* 特財積算根拠

[諸収入：研修受講経費助成金 59,000円]

[諸収入：防火管理講習受講補助金 3,000円]

○ 目的

様々な研修機会を効果的・効率的に提供し、活用することで、職員の自己啓発意欲を高め、実務的・専門的知識の習得による職務遂行能力の向上を図る。

また、当市が求める職員像である創造性豊かで社会情勢の変化に柔軟に対応できる人材の育成を行う。

○ 内容

主な研修内容

(単位：人)

区分	研修名	対象	受講人員 (延べ)
庁内研修	人事評価制度研修	評価者・被評価者	352
	ハラスメント研修	一般職員	20
	メンタルヘルス研修	一般職員	40
	ライフプランセミナー	希望職員・指定職員	30
	イクボスセミナー	希望職員・指定職員	20
派遣研修	茨城県市町村職員研修	20研修：指定職員	34
	常総広域職員共同研修	12研修：指定職員	175
	市町村アカデミー	5研修：指定職員	5
	各種専門研修・実務研修派遣	希望職員・指定職員	100

各職員が階層、課題、職能に応じて能力を発揮できるよう、庁内研修・派遣研修ともに研修内容の充実を図る。また、オンライン研修を活用することにより、より多くの職員が研修を受講できるよう、研修機会の拡充を図っていく。

・ 庁内研修

能力主義・成果主義を基本とする人事評価のさらなる精度の向上と職場における人材育成を図るために、人事評価研修を実施する。研修を実施するに当たっては、受講対象者の見直しを図りつつ、客観性、透明性及び納得性の高い制度運用が図られるよう、評価者研修・被評価者研修の双方を研修内容に盛り込むこととする。

また、近年関心が高まっているメンタルヘルスやハラスメント研修のほか、ワークライフバランスの意識向上を目的としたライフプランセミナーやイクボスセミナーを実施し、職員が働きやすい職場環境を整える。

・ 派遣研修

社会環境の変化と市民の地方行政運営に対する意識が高まる中、多様化・高度化す

る行政ニーズに対応できる人材を育成するため、階層別研修、専門特別研修等を実施する。

また、幅広い研修機会を提供することにより、個々の自己啓発意欲を高めるとともに、組織の運営方針や組織目標に沿った政策形成能力及び職務遂行能力の向上を図り、業務内容に応じた専門的な知識・能力を育んでいく。

[担当：安全安心対策課] P. 55

3001 防犯に要する経費 17,746,000 円 (18,801,000 円)

[その他 2,560,000 円 一財 15,186,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 2,560,000 円]

○ 目的

犯罪を未然に防止し、犯罪のない明るい社会を実現するため、防犯・暴力追放思想の普及と高揚、善良な風俗の保護並びに少年の健全育成の推進を図る。

また、茨城県警及び防犯団体と協力連携のもと、警察官経験者による立ち番と防犯パトロールの拠点となる防犯ステーション（東6丁目・藤代駅南口）を中心として実施する。

○ 内容

市内への防犯カメラの設置や、防犯パトロール及び防犯キャンペーンの実施、自主防犯組織結成事業の補助及び結成促進などを行う。

また、防犯ステーションの運営事業では、土日、祝祭日等を除く月～金の14時から19時にかけて、取手地区・藤代地区それぞれ3名体制でパトロールを実施するとともに、火曜日及び金曜日においては15時から16時30分まで青色防犯パトロールを実施する。

- ・ 修繕料（防犯カメラ） 1,800,000 円
- ・ 防犯カメラ設置工事 1,450,000 円
- ・ 市自主防犯組織結成事業補助金 50,000 円

[担当：安全安心対策課] P. 55

3301 空家等の適正管理事業に要する経費 1,923,000 円 (1,111,000 円)

[一財 1,923,000 円]

○ 目的

環境悪化や防犯上の危険となる空家等の対策を行うため令和3年4月1日「取手市空家等対策計画」を策定し、同計画に基づき空家等が管理不全な状態になることを防止し、生活環境の保全及び安全で安心な地域社会を実現する。

○ 内容

空家等台帳管理システムの導入により、空家情報の適切な管理と作業効率化を図る。

- ・ 空家等台帳管理システム使用料 788,000 円
- ・ 空家等、所有者等の実態調査
- ・ 特定空家等の認定
- ・ 「空家等調査台帳」整備
- ・ 所有者等に対する助言指導

1 総務管理費 2 文書広報費

[担当：魅力とりで発信課] P. 57

2801 広報発行に要する経費 20,775,000円(20,830,000円)

[国・県 64,000円 一財 20,711,000円]

* 特財積算根拠

[国委：自衛官募集事務委託金 64,000円]

○ 目的

- ・「広報とりで」…市の施策やお知らせ、イベント、市内の出来事などの市民に身近な情報を簡潔に分かりやすく掲載するとともに、特にお知らせしたい内容は大きく紙面を割いて掲載することで、市政に対する市民の理解を深める。
- ・政策情報紙…市が進めている重要施策やプロジェクト事業などを途中経過も含めて分かりやすくお知らせし、市政への関心を高めるとともに、市政への市民参加の意識高揚を図る。

○ 内容

< 広報紙の発行 >

1 広報発行に要する主な経費

・ 広報郵送料	691,000円
・ 「広報とりで」新聞折り込み料	5,697,000円
・ 広報等封入業務手数料	76,000円
・ 「広報とりで」二つ折り業務手数料	481,000円
・ 「広報とりで」印刷業務委託料	7,669,000円
・ 「政策情報紙」印刷業務委託料	500,000円
・ 広報配送・配置業務委託料	1,048,000円
・ 広報編集用ソフト使用料	871,000円
・ 広報編集用備品購入費(カメラ・レンズ等)	1,125,000円

2 発行概要

(1) 広報とりで

- ・ 規格：タブロイド判 年24回(計196ページ)
12ページ 年1回、8ページ 年23回
- ・ 印刷部数：37,500部

(2) 政策情報紙

- ・ 規格：A4判 8ページ 年1回
- ・ 印刷部数：43,000部

3 配布方法

(1) 広報とりで

- ・ 新聞折り込みによる配布(折り込み部数 26,400部)
- ・ 郵送による配布(郵送件数 300通) ※配置場所へ行くことが困難な方等への郵送
- ・ 市民課・藤代総合窓口課・取手支所・取手駅前窓口・公民館などの公共施設のほか、より多くの方が手に取りやすいよう、郵便局・駅(JR・関東鉄道)・スーパーマーケット・コンビニエンスストア・病院等に配置。

- ・広報発行日に、ホームページやメールマガジン、LINE 等を活用し、プッシュ型の情報発信により発行をお知らせする。

また、電子書籍ポータルサイト「イバラキイーブックス」、行政情報アプリ「マチイロ」などの登録を促進するため、二次元コードを広報とりでに掲載する。

(2) 政策情報紙

- ・各地区市政協力員から各世帯へ配布のほか、公共施設・駅・スーパーマーケット・コンビニエンスストア・病院等に配置。

[担当：市民協働課] P. 58

2901 市民相談に要する経費 1,955,000 円 (1,928,000 円)

[一財 1,955,000 円]

○ 目的

市民の日常生活上の悩みに応じた、弁護士や専門家による定期的な各種相談会を無料で実施するほか、相談者からの心配事等を電話や窓口で傾聴し、助言や関係機関への案内を行い、不安解消や問題解決への確な対応をすることで、安心して生活できる環境を整える。

また、人権擁護委員と連携し、人権啓発活動を実施することにより、市民の人権意識の高揚を図る。

○ 内容

- ・市民相談一覧

相談種別	内容
法律相談 (月 4 回)	相続・離婚・多重債務等民事事案に関する事
司法書士相談 (月 1 回)	不動産登記・金銭貸借・相続等に関する事
人権相談 (月 2 回)	人権・近隣関係・家庭内・親族間に関する事
行政相談 (偶数月 1 回)	行政 (国や県) に関する事
社会保険労務士相談 (月 1 回)	年金・労働問題全般に関する事
行政書士相談 (月 1 回)	相続・遺言・農地転用等に関する事
市民相談 (常時)	市民の多種多様な相談に関する事

※休日に年 2 回の合同相談会の開催。

[担当：魅力とりで発信課] P. 59

3101 ホームページ管理に要する経費 5,181,000 円 (6,856,000 円)

[その他 750,000 円 一財 4,431,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入：広告掲載料 750,000 円]

○ 目的

ホームページを有効に活用して市を広く PR し、市民生活に必要な情報を迅速に入手しやすいよう提供していく。障害の有無、年齢等にかかわらず、誰もがホームページで提供される情報や機能を支障なく利用できるよう、情報を探しやすいホームページの実現を目指す。

し、アクセシビリティ・ユーザビリティに関する全ページの解析を行い、それに基づく職員研修を行う。メールマガジンシステムを活用して市民が求める生活情報などを配信していく。

○ 内容

・ウェブアクセシビリティ検証業務	484,000 円
・メール配信システム管理業務	1,584,000 円
・ホームページ閲覧支援・言語翻訳ソフト使用料	792,000 円
・ホームページ CMS サーバ使用料	2,315,000 円

1 総務管理費 3 友好交流費

[担当：秘書課] P. 60

2001 都市間交流に要する経費 783,000 円 (783,000 円)

[その他 500,000 円 一財 283,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金：地域振興基金繰入金 500,000 円]

○ 目的

海外交流都市や市内在住外国人との交流を通じて、市民の異文化体験機会の創出及び国際理解の促進を図る。

取手市国際交流協会は、日本語教室の実施を始め、イベントを通じた外国人と市民の交流の場を提供するなど、在住外国人が地域社会に溶け込みやすい環境をつくるための事業を実施している。多文化共生社会の構築に資する活動を行っていることから、市としてその支援を行う。

○ 内容

- ・国際交流協会補助金 720,000 円
[取手市国際交流協会による主な事業]
在住外国人のための日本語教室、会報の発行、世界の料理を楽しむ集い、異文化理解を促進するための講演会、英語でおしゃべりを楽しむ集い、シニアのための英会話講座及び外国人とのバスツアー等のボランティア活動
- ・日中友好協会負担金 10,000 円

1 総務管理費 4 財政管理費

[担当：財政課] P. 61

2101 ふるさと取手応援寄附金推進事業に要する経費

2,998,821,000 円 (1,842,368,000 円)

[その他 2,998,821,000 円]

* 特財積算根拠

[財産収入：ふるさと取手応援基金利子 1,605,000 円]

[寄附金：ふるさと取手応援基金寄附金 2,000,000,000 円]

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 997,216,000 円]

○ 目的

ふるさと取手応援寄附条例に基づき、市のまちづくりを応援する人々からの寄附を広く募り、多様な事業に活用するための原資として確保・活用することを目的とする。また、寄附者に市の特産品等を返礼品として送ることで、市内産業の活性化を図り、全国に向けて市の魅力を発信していく。

○ 内容

民間ポータルサイトを活用したふるさと取手応援基金寄附金の受付と、寄附者への返礼品送付業務を行う。また、取手市の魅力を全国に発信していくため、ポータルサイトを活用した取組みをより一層推進して、市内の特産品や農産物をPRするとともに、寄附者の利便性向上を図り、広くふるさと取手応援基金寄附金を周知していく。

印刷製本費

・ふるさと納税案内チラシ印刷 209,000 円

広告料

・新聞等掲載広告料 1,100,000 円

委託料

・インターネット上での寄附金受付及び返礼品発送等業務委託 964,880,000 円
 うち 受付業務等の委託料分 314,160,000 円
 返礼品代金・送料分 631,800,000 円
 受領書発行業務の委託料分 18,920,000 円

積立金

・ふるさと取手応援基金寄附金及び基金利子 2,001,605,000 円

1 総務管理費 6 財産管理費

[担当：管財課] P.64

2001 庁舎の管理に要する経費 124,499,000 円 (119,467,000 円)

[その他 5,000 円 一財 124,494,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入：電話通話料 5,000 円]

○ 目的

市役所本庁舎全体の適正な維持管理を図る。

○ 内容

庁舎管理業務委託内訳

委託料	予算額 (円)	内容
庁舎管理業務委託料	27,080,000	庁舎の清掃、設備運転及び衛生管理業務
夜間警備委託料	7,788,000	夜間時における庁舎内外の巡察、各種届出の受領・保管、外線受信
市役所電話交換及び総合案内業務委託料	18,150,000	市役所代表の電話交換、庁舎内放送、総合案内業務
消防設備保守点検委託料	616,000	消防設備の点検 (年2回)
電気設備検査委託料	832,000	電気設備の保安及び点検 (年次点検 年1)

		回・月次点検 月1回)
エレベーター保守点検委託料	1,142,000	エレベーター2台の保守点検業務
自動ドア保守点検委託料	317,000	自動ドア9台の保守点検業務
植栽剪定業務委託料	1,065,000	植栽剪定(年2回)、庭園除草(年3回)
空調機保守点検委託料	1,116,000	議会棟ガスヒートポンプの保守点検6台、電気空調設備の保守点検13台
電話交換機保守点検委託料	2,144,000	本庁舎・藤代庁舎設置の電話交換機保守点検業務
自家発電設備定期点検業務委託料	239,000	非常用発電設備の定期点検(年1回)

[担当：管財課] P.65

2101 自動車の維持管理に要する経費 28,448,000円(23,237,000円)

[その他 382,000円 一財 28,066,000円]

* 特財積算根拠

[諸収入：広告掲載料 369,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 13,000円]

○ 目的

公用車の効率的維持管理を図る。

○ 内容

自動車維持管理内訳

項目	予算額(円)	内容
市バス等運転業務委託料	4,202,000	43,314 [円/日] × 97日
公用車リース料	13,191,000	リース車両38台(うち電気自動車2台)

1 総務管理費 7 企画費

[担当：魅力とりで発信課] P.69

0701 シティプロモーションに要する経費 9,585,000円(4,714,000円)

[その他 6,540,000円 一財 3,045,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 6,540,000円]

○ 目的

- ・市内外に対するPR活動を通じて取手市の知名度・魅力度の向上を図る。交流人口や移住・定住人口の増加に資するよう、シティプロモーションサイトに移住・定住関連のページを新設して、取手での暮らしをより身近に感じていただけるよう取り組む。また、サイトの投稿機能を有効活用し、インスタグラムとの連携機能を追加することで若年層への訴求力向上を図る。
- ・前年度に引き続き、動画による魅力発信に注力し、取手市PR大使の協力を得ながら市の魅力を発信する。
- ・広告掲載やプレスリリース等も活用し、様々なツールを用いてパブリシティを獲得し

て、幅広い層に対し取手市をPRできるように働きかける。

- ・PR サポーターの増加とシティプロモーションサイトへの投稿件数を増やすため、写真講座やサイトへの投稿を促進する試みを行い、市民目線での魅力発信の強化を図る。
- ・動画・写真撮影用のスマートフォンを導入し、各種 SNS での魅力発信を強化する。

○ 内容

・PR 大使謝礼	300,000 円
・写真講座講師謝礼	132,000 円
・サイト投稿促進記念品	17,000 円
・消耗品費	1,013,000 円
・印刷製本費	250,000 円
・シティプロモーションサイト運営関係費	1,460,000 円
・動画制作業務委託料	1,000,000 円
・プレスリリース配信委託料	658,000 円
・SNS 情報配信委託料	550,000 円
・シティプロモーションサイト更新業務	3,135,000 円
・スマートフォン使用料	281,000 円
・動画撮影用機材購入費	527,000 円
・撮影用バックパネル	239,000 円

[担当：政策推進課] P.70

3901 結婚新生活支援事業に要する経費 12,065,000 円

[国・県 8,000,000 円 一財 4,065,000 円]

* 特財積算根拠

[県補：地域少子化対策重点推進交付金 8,000,000 円]

○ 目的

非婚、晩婚化や少子化が進む中、内閣府が設けている地域少子化対策重点推進交付金を活用し、新婚世帯を対象として結婚に伴う新生活にかかる経済的な支援を行う。

○ 内容

対象となる世帯の住宅取得、賃貸、リフォーム及び引っ越しにかかる費用を補助する。

結婚新生活支援事業補助金	300,000 円×40 世帯＝	12,000,000 円
PR 用チラシ印刷製本費		65,000 円

1 総務管理費 8 電算組織管理費

[担当：情報管理課] P.71

2001 電算・OA 化等に要する経費 422,921,000 円 (394,361,000 円)

[国・県 8,135,000 円 その他 11,524,000 円 一財 403,262,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：社会保障・税番号制度システム整備費補助金 4,920,000 円]

[国補：緊急風しん抗体検査等事業費補助金 276,000 円]

[国補：新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業費補助金 263,000 円]

- [国委：国民年金事務委託金 2,316,000 円]
- [国委：特別児童扶養手当事務委託金 264,000 円]
- [県委：常住人口調査交付金 96,000 円]
- [財産収入：株式会社茨城計算センター配当金 64,000 円]
- [繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 2,440,000 円]
- [諸収入：デジタル基盤改革支援補助金 9,020,000 円]

○ 目的

住民記録、税金、福祉など、市民が行う様々な手続について、市が迅速な窓口対応を提供するとともに、その後の内部処理業務、財務管理業務、文書管理業務等について、コンピュータシステムを活用し、正確で高速な事務処理を実現するものである。

また、庁内ネットワークの活用により藤代庁舎、取手支所、取手駅前窓口、戸頭窓口コーナーでも本庁舎と同様の証明発行業務や手続の受付を行うほか、県域 WAN（いばらきブロードバンドネットワーク）を活用して、市民がインターネットから利用できる電子申請・届出サービス、公共施設予約サービス、地図情報閲覧サービス（いばらきデジタルまっぷ）、ウェルネスプラザにおける公衆無線 Wi-Fi の提供等、市民の利便性向上を図るものである。

庁内の情報システムの運用に当たっては、セキュリティを徹底するため、国が示す「自治体情報システム強靱性向上モデル」により、マイナンバー関連システムをインターネットリスクから分離し、端末からのデータ持ち出し不可設定、生体認証システムによるアクセス制御、インターネット接続口を県が集約して集中監視するシステム（いばらき情報セキュリティクラウド）への接続など、高度な監視を行い、情報システムを取り巻く環境変化に対して適切に対応することにより一層のセキュリティ向上を図るものである。

○ 内容

(1) 各種ネットワーク及びシステム維持費

庁内システムの運用及びインターネットサービス提供のためのネットワーク回線の確保や情報システムの維持管理を行う。また、県や県内市町村と共同で整備しているいばらき電子申請・届出システム、いばらき公共施設予約システム、茨城県域統合型 GIS、いばらき情報セキュリティクラウド及び県域 WAN と相互接続している LGWAN（総合行政ネットワーク）の運用管理、番号制度に係る中間サーバシステムの保守管理を行う。さらに、福祉や税等の基幹業務システムについて、国が示す全国共通の仕様に基づいたネットワーク基盤（ガバメントクラウド）への円滑な移行に向けて必要な整備を行う。

この他に、庁舎内及び公共施設等において使用するネットワーク機器及びネットワークに接続するパソコン端末の整備、維持のほか、AI-OCR（手書き帳票読み取りシステム）、RPA（定型業務プロセスの自動化技術）の効果的な活用及び電子決裁を推進していくため、各部署における自動化処理に適合する業務の調査・導入・効果検証の業務委託やスキャナ機器の整備、維持を行う。

さらに、災害等の非常時における迅速な連絡体制を構築するため、通信機能付きタブレット端末の導入、管理を行う。

- ・光専用回線、第 4 次 LGWAN 冗長化回線通信運搬費 15,661,000 円
- ・情報系ネットワーク運用管理業務委託料 19,605,000 円
- ・業務効率化支援委託料 4,898,000 円

・事務用パソコン使用料	49,617,000円
・情報系サーバ機器等使用料	52,668,000円
・オンライン会議ソフトライセンス使用料	198,000円
・電子決裁及びRPA/AI-OCR用機器使用料	2,489,000円
・ガバメントクラウド利用料	6,124,000円
・非常時連絡用タブレット使用料	1,856,000円
・いばらきブロードバンド負担金	6,141,000円
・中間サーバ保守運用負担金	8,857,000円
・いばらき情報セキュリティクラウド負担金	2,809,000円

(2) 電算機処理委託・電子計算機器リース

住民基本台帳・各種税台帳等大量のデータ処理及び管理、財務会計・予算編成、電子決裁等の事務処理システムの安定的かつ継続的な運用、各種帳票類作成等の定型業務の効率のかつ正確な遂行をするため情報処理業務を委託するものである。

あわせて、これらシステムの安全で確実な稼動のため、サーバ、バックアップ装置、ネットワーク機器及び窓口端末等、住民サービスの提供及び内部事務処理上重要な機器類を整備し、保守管理を図るものである。

・電算機情報処理業務委託料	205,564,000円
・自治体情報システム標準化・共通化業務委託料	9,020,000円
・業務系サーバ機器等使用料	11,651,000円

[担当：情報管理課] P.73

2201 自治体情報システム強靱性向上事業に要する経費 5,041,000円 (6,492,000円)

[一財 5,041,000円]

○ 目的

国が定めた「自治体情報システム強靱性向上モデル」に基づき、基幹系、情報系、インターネット系の3つのネットワークに分離することによって、インターネットリスクを回避し、かつ生体認証装置等の必要なアクセス制御を施すことにより、情報セキュリティを抜本的に強化することを目的とする。あわせて、情報系とインターネット系のネットワーク間における電子ファイル等のファイル交換について、安全に通信するための無害化転送システムにより業務の継続性を確保するものである。

○ 内容

基幹系、情報系、インターネット系の各ネットワークを分離するため、必要となる機器等の維持を行う。

・ファイル無害化転送システム使用料	1,660,000円
・インターネット仮想化ソフトライセンス使用料	3,381,000円

1 総務管理費 9 交通安全対策費

[担当：安全安心対策課] P.74

2001 交通安全の施設整備に要する経費 7,960,000円 (7,121,000円)

[その他 5,020,000円 一財 2,940,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 5,020,000 円]

○ 目的

交通危険箇所道路反射鏡を設置することで自動車運転者の視認性を高め、危険事項を掲示するなどにより交通事故の未然防止と交通の円滑化を図る。

○ 内容

- | | |
|------------------|-------------|
| ・ 消耗品費（交通安全立て看板） | 550,000 円 |
| ・ 道路反射鏡設置工事 | 4,217,000 円 |
| ・ 道路区画線設置工事 | 2,959,000 円 |

[担当：安全安心対策課] P. 74

2101 自転車駐車場の維持管理に要する経費 61,715,000 円 (60,153,000 円)

[その他 14,285,000 円 一財 47,430,000 円]

* 特財積算根拠

[使用料：自転車駐車場使用料 12,250,000 円]

[使用料：バイク駐車場使用料 2,000,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 35,000 円]

○ 目的

自転車等の利用が多い駅周辺に自転車等駐車場を確保・維持管理することにより、自転車等利用者の利便性の向上を図るとともに路上放置自転車をなくし、交通の円滑と安全を図る。

○ 内容

- ・ 自転車駐車場管理委託料 48,088,000 円
(サイクルステーションとりで 43,995,435 円 他 7 箇所)

[担当：安全安心対策課] P. 75

2201 放置自転車対策に要する経費 2,235,000 円 (2,134,000 円)

[その他 50,000 円 一財 2,185,000 円]

* 特財積算根拠

[手数料：放置自転車移動保管手数料 50,000 円]

○ 目的

自転車放置整理区域に指定している取手駅・新取手駅周辺の路上放置自転車をなくし、交通の円滑と安全を確保するとともに交通道德の高揚を図る。

○ 内容

- | | |
|-----------------------|-------------|
| ・ 放置自転車移動作業委託料 | 660,000 円 |
| ・ 取手駅自転車放置整理区域管理業務委託料 | 1,171,000 円 |
| ・ 放置自転車保管場所管理業務委託料 | 354,000 円 |

1 総務管理費 10 地方振興費

[担当：市民協働課] P.77

2001 地区振興に要する経費 40,160,000 円 (24,828,000 円)

[その他 33,353,000 円 一財 6,807,000 円]

* 特財積算根拠

[手数料：認可地縁団体登録証明書交付手数料 3,000 円]

[繰入金：地域振興基金繰入金 15,850,000 円]

[諸収入：コミュニティ助成事業補助金 17,500,000 円]

○ 目的

各地区の自主的なコミュニティ活動を積極的に支援し、地域の連帯感を深め、自治組織の強化と円滑な運営を図る。

○ 内容

- ・地区補助金の交付 (74 地区)
- ・コミュニティ助成事業補助金 (宝くじ一般コミュニティ助成事業・下高井区自治会 2,500,000 円、宝くじコミュニティセンター助成・ときわ台自治会 15,000,000 円)

[担当：市民協働課] P.78

2301 地区集会所整備に要する経費 3,764,000 円 (760,000 円)

[一財 3,764,000 円]

○ 目的

自治会・町内会が自主的に行う地域集会所の新築・修繕等に要する経費の一部を補助し、地域コミュニティ活動を側面から支援する。

○ 内容

- ・集会所整備事業補助金 (5 か所)
- ・集会所維持事業補助金 (5 か所)

	事業名	集会所名	事業概要	補助金交付額
1	整備事業	大曲集会所	玄関工事等	162,000 円
2	整備事業	下高井会館	フローリング、トイレ洋式化、キッチン工事等	1,000,000 円
3	整備事業	中内農村集落センター	屋根・外壁塗装、トイレ洋式化等	629,000 円
4	整備事業	宮和田区民会館	外壁塗装等	788,000 円
5	整備事業	八重洲ニュータウン自治会館	駐車場の整備 (アスファルト舗装) 等	1,000,000 円

6	維持事業	酒詰生活改善集会所	私有地に建設されている集会所の土地賃借料に要する経費	25,000円
7	維持事業	永山会館	私有地に建設されている集会所の土地賃借料に要する経費	60,000円
8	維持事業	戸頭団地賃貸住宅集会所	集会所の家賃に要する経費	60,000円
9	維持事業	大日堂集会所（山王）	私有地に建設されている集会所の土地賃借料に要する経費	15,000円
10	維持事業	台宿地区コミュニティセンター	私有地に建設されている集会所の土地賃借料に要する経費	25,000円
	計			3,764,000円

1 総務管理費 11 災害対策費

〔担当：安全安心対策課〕 P. 78

2101 防災訓練に要する経費 709,000円（711,000円）

〔一財 709,000円〕

○ 目的

浸水想定地区からの住民避難訓練・避難所設営訓練を実施し、水害時の適切な避難タイミングの確認や避難所運営について職員や地域住民の知識向上を図る。

また、訓練時に災害協定を結ぶ事業者の参加協力を得ることにより、より実践的な訓練を実施する。

○ 内容

- ・ 時間外勤務手当（防災・避難所設営訓練） 500,000円
- ・ 手数料（防災訓練参加協力費） 110,000円

〔担当：安全安心対策課・環境対策課・排水対策課・消防本部〕 P. 78

2201 災害対策に要する経費 25,434,000円（26,932,000円）

〔その他 5,660,000円 一財 19,774,000円〕

* 特財積算根拠

〔繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 5,660,000円〕

○ 目的

災害に備え、食糧、飲料水、簡易トイレ用消耗品等の備蓄品を購入する。

また、土のうの代用となる簡易的な止水板を追加購入し、低地への浸水対策として迅速に対応できる体制を整える。

さらに、災害発生時の応急対応処理に要する経費や、茨城県消防相互応援並びに緊急消防援助隊として、大規模災害発生時に全国各地の被災地へ迅速に出動するための経費を確保する。

○ 内容	
・ 消耗品費（アルファ米、止水板、災害応援出動時消耗品等）	6,389,000 円
・ 燃料費（災害時協力井戸、災害応援出動時燃料費等）	186,000 円
・ 食糧費（災害応援出動時食糧費等）	182,000 円
・ WEB 版ハザードマップ保守委託料	396,000 円
・ 道路消毒委託料	110,000 円
・ 緊急排水ポンプ設置委託料	4,000,000 円

[担当：安全安心対策課] P. 80

2301 防災施設等の整備に要する経費 20,932,000 円（15,118,000 円）

[その他 200,000 円 一財 20,732,000 円]

* 特財積算根拠

[負担金：防災ラジオ利用者負担金 200,000 円]

○ 目的

災害時における災害情報の伝達を確実にを行うため、防災ラジオの在庫を確保し、市民へ普及促進を図るとともに、防災無線設備の保守を行う。また、防災無線屋外拡声子局の耐用年数を迎えたバッテリーの交換を実施する。

○ 内容

・ 通信運搬費（防災無線フリーダイヤル、防災無線回線利用料）	2,673,000 円
・ 280 MHz 帯防災無線保守点検委託料（配信局・送信局）	4,887,000 円
（屋外拡声子局バッテリー交換）	1,884,000 円
（屋外拡声子局）（隔年実施）	6,028,000 円
・ 防災ラジオの購入（標準タイプ 100 台）	2,145,000 円

[担当：安全安心対策課] P. 80

2401 自主防災組織に要する経費 9,234,000 円（8,634,000 円）

[その他 4,670,000 円 一財 4,564,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金：地域振興基金繰入金 4,670,000 円]

○ 目的

自主防災組織に補助金を交付し防災意識と地域防災力の向上及び自主防災組織未結成地区の解消を図り、災害時の被害軽減を図る。

○ 内容

・ 自主防災組織補助金（150 円×世帯数、下限 30,000 円）	6,675,000 円
・ 自主防災組織資機材補助金（1 組織 150,000 円、新設より 3 年間）	450,000 円

[担当：社会福祉課] P. 81

2507 平成 23 年 3 月 11 日東北地方太平洋沖地震に伴う避難者支援経費

753,000 円（753,000 円）

[国・県 633,000 円 一財 120,000 円]

* 特財積算根拠

[県負：東日本大震災に係る災害救助費負担金 633,000 円]

○ 目的

東日本大震災により、住居が全壊、流失又は原発事故による避難者に対して、市が民間住宅を借り上げ、応急仮設住宅として貸与する。

○ 内容

避難者対応応急住宅借り上げに伴う家賃及び共益費並びに必要な経費

- ・実避難世帯（1世帯分） 720,000 円
- ・令和6年度契約更新事務手数料（1世帯分） 33,000 円

1 総務管理費 13 男女共同参画推進費

[担当：市民協働課] P.82

2001 男女共同参画社会の推進に要する経費 1,133,000 円（957,000 円）

[その他 4,000 円 一財 1,129,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入：取手市男女共同参画計画書売却代 4,000 円]

○ 目的

全ての人がお互いに認め合い、支え合い、責任を分かち合い、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、市・市民・事業者が一体となった推進を目的とし、意識の啓発、条件整備及び政策決定の場への参画促進を実施する。

○ 内容

令和4年3月に策定した第四次取手市男女共同参画計画に基づき、施策を展開する。

- ・男女共同参画苦情処理員謝礼 7,000 円
市が実施する男女共同参画に係る施策への苦情又は相談その他の意見に対応処理する。
- ・男女共同参画情報紙「風」発行（年2回） 587,000 円
市民（編集協力員）とともに作成し、市民目線での市内の男女共同参画に関する情報や多様な生き方・考え方について発信する。
- ・男女共同参画地域推進事業委託 280,000 円
地域で男女共同参画の推進について活動している市民で実行委員会を組織し、啓発イベントを開催する。

1 総務管理費 15 諸費

[担当：総務課] P.83

2001 非核平和推進関係経費 168,000 円（167,000 円）

[その他 168,000 円]

* 特財積算根拠

[財産収入：平和基金利子 2,000 円]

[寄附金：平和基金寄附金 100,000 円]

[繰入金：平和基金繰入金 56,000 円]

[諸収入：戦争体験記売却代 9,000 円]

[諸収入：送料個人負担分 1,000 円]

○ 目的

非核兵器平和都市宣言都市として、戦争の悲惨さや核兵器の恐ろしさを後世に伝えるとともに、平和の尊さを広く啓発する。

○ 内容

8月に非核平和をテーマとした展示を取手・藤代駅前の市民ギャラリーで実施する。

また、市立小中学生を対象に平和首長会議が主催する「子どもたちによる“平和なまち” 絵画コンテスト」の作品募集を行い、市民ギャラリーに応募作品の展示を行う。

さらに、市内金融機関等 27 か所に募金箱を設置し、集まった募金を取手市平和基金に積み立てる。

[担当：総務課] P. 83

2101 地域改善対策に要する経費 1,114,000 円 (1,069,000 円)

[一財 1,114,000 円]

○ 目的

人権・同和問題の正しい理解と認識を深め、差別の解消を図る。

○ 内容

- (1) 茨城県地域人権運動連合会取手支部への補助金 100,000 円
- (2) 全日本同和会茨城県連合会取手支部への補助金 583,000 円
- (3) 人権・同和問題研修会の参加経費 交通費・宿泊費 78,000 円、資料代 247,000 円
- (4) 機関紙購読料 106,000 円

[担当：政策推進課] P. 84

2701 常総地方広域市町村圏事務組合負担金 1,223,603,000 円 (1,253,812,000 円)

[一財 1,223,603,000 円]

○ 目的

取手市、常総市、守谷市、つくばみらい市の4市で構成する常総地方広域市町村圏事務組合により様々な業務を広域的に共同で処理することで、行財政の効率化を図る。

○ 内容

共同処理している業務

- ・ごみ処理に関する業務
- ・総合運動公園に関する業務
- ・地域交流センターに関する業務
- ・障害者支援施設に関する業務
- ・総合防災センターに関する業務
- ・職員の共同研修に関する業務

2 徴税費 2 賦課徴収費

[担当：納税課] P. 88

0701 徴収事務に要する経費 31,734,000 円 (32,170,000 円)

[その他 2,200,000円 一財 29,534,000円]

* 特財積算根拠

[手数料：市税督促手数料 2,200,000円]

○ 目的

安定的な市税収入の確保と税負担の公平性を保つため、納税の利便性の向上と収納率の向上を図る。

○ 内容

(1) コンビニエンスストア取扱手数料 8,263,200円

市県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税をコンビニエンスストアからの納付や、納付書のコンビニエンスストア用バーコードを利用したスマートフォンアプリによる納付を可能とするための費用である。

(2) 地方税共通納税システム収納手数料 3,225,750円

納付書の二次元コードを利用した市県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税の納付や、地方税ポータルシステム（エルタックス）を利用し、市県民税（特別徴収）、法人市民税の納付を可能とするための費用である。

(3) 公金収納情報データ処理手数料 5,214,407円

市税の収納管理事務の効率化を図るため、金融機関等の窓口で収納された領収済通知書を電子データに変換し、「消込み用データ」として受け取るための費用である。

(4) 茨城租税債権管理機構負担金 6,915,000円

茨城租税債権管理機構による市税の滞納整理に関する各種支援を通じ、収納率の向上を図る。市において徴収困難な滞納事案を移管するとともに、徴収職員養成に向けた専門研修に参加するための負担金である。

3 戸籍住民基本台帳費 1 戸籍住民基本台帳費

[担当：市民課] P.90

0501 戸籍・住民基本台帳事務に要する経費 43,167,000円 (45,084,000円)

[国・県 4,521,000円 その他 31,515,000円 一財 7,131,000円]

* 特財積算根拠

[国補：個人番号カード交付事務費補助金 1,987,000円]

[国委：中長期在留者住居地届出等事務委託金 2,445,000円]

[国委：日雇健康保険事務委託金 1,000円]

[県委：人口動態調査事務委託金 88,000円]

[手数料：総務手数料 7,690,000円]

[手数料：戸籍住民登録手数料 23,754,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 70,000円]

[諸収入：日雇健康保険事務委託金 1,000円]

○ 目的

戸籍・住民基本台帳関係の届出及び各種証明書の交付に当たり、戸籍や住民基本台帳のシステム等のリースにより、事務処理の正確性や迅速性を更に高め、また4か所の出先機関との連携により市民サービスの向上を図る。

○ 内容

- ・戸籍総合システムの機器一式及びソフトに要する経費
- ・住民基本台帳ネットワークシステムのリースに要する経費
- ・記載事項証明（戸籍）の編集発行や4か所の出先機関において、戸籍謄抄本の交付に必要な窓口証明発行システムのリースに要する経費

<戸籍・住民票等の手数料件数>

(1) 総務手数料 10,890,500 円

種別	単価 (円)	件数	合計 (円)
印鑑登録	300	3,700	1,110,000
印鑑登録証明 (窓口交付分)	300	19,900	5,970,000
印鑑登録証明 (コンビニ交付分)	200	16,000	3,200,000
仮ナンバー	750	770	577,500
その他の証明	300	110	33,000

(2) 戸籍住民登録手数料 26,474,000 円

種別	単価 (円)	件数	合計 (円)
戸籍謄本	450	11,000	4,950,000
広域戸籍謄本	450	1,000	450,000
戸籍電子証明書提供用識別符号	400	10	4,000
戸籍抄本	450	1,900	855,000
除原謄抄本	750	5,840	4,380,000
広域除原謄本	750	500	375,000
除籍電子証明書提供用識別符号	700	10	7,000
受理証明書他	350	340	119,000
	1,400	20	28,000
戸籍記載事項証明	350	40	14,000
不在証明	300	40	12,000
住民票の写し (窓口交付分)	300	34,500	10,350,000
住民票の写し (コンビニ交付分)	200	18,700	3,740,000
住民票の写し (広域住民票)	300	50	15,000
住基閲覧	4,000	20	80,000
戸籍附票	300	1,700	510,000
住基記載事項証明	300	1,100	330,000
身分証明	300	850	255,000

[担当：市民課] P. 92

2201 個人番号事務に要する経費 44,471,000 円 (25,340,000 円)

[国・県 44,362,000 円 その他 109,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：個人番号カード交付事務費補助金 44,362,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 109,000 円]

○ 目的

行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現を目的として、平成 27 年 10 月から個人番号（マイナンバー）制度が実施されたことにより、市民課・藤代総合窓口課において個人番号カードの交付事務等を行う。個人番号カードと健康保険証との一本化を控え、個人番号カード未取得者の申請をサポートするため、市民課・藤代総合窓口課にオンライン窓口を設置するとともに、出張申請サポートを行う。

○ 内容

- | | |
|-----------------------------|--------------|
| ・個人番号カード交付業務に伴う会計年度任用職員の報酬等 | 18,043,000 円 |
| ・マイナンバーカード出張申請サポート委託料 | 2,388,000 円 |
| ・マイナンバーカードオンライン窓口業務委託料 | 8,748,000 円 |

[担当：市民課] P. 94

2501 コンビニ交付に要する経費 6,796,000 円 (5,403,000 円)

[その他 5,920,000 円 一財 876,000 円]

* 特財積算根拠

[手数料：総務手数料 3,200,000 円]

[手数料：戸籍住民登録手数料 2,720,000 円]

○ 目的

平成 27 年 10 月から個人番号（マイナンバー）制度が実施されたことにより、申請者に対する個人番号（マイナンバー）カードの交付が開始された。平成 28 年 7 月より、キオスク端末機による交付サービスを実施し、全国のコンビニエンスストアやスーパー等においても、マイナンバーカードによる住民票、印鑑登録証明書等の取得が可能となっている。発行可能時間は土日祝日含む午前 6 時 30 分から午後 11 時までとなっており、利便性が向上するとともに、窓口待ち時間の縮減や窓口業務の軽減が図られる。

○ 内容

- ・コンビニ交付に伴う地方公共団体情報システム機構（J-LIS）への手数料
- ・コンビニ交付に伴う地方公共団体情報システム機構（J-LIS）への運営負担金

3 民生費

1 社会福祉費 1 社会福祉総務費

[担当：社会福祉課] P.103

2001 社会福祉協議会助成に要する経費 132,549,000 円 (120,726,000 円)

[その他 93,524,000 円 一財 39,025,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 91,030,000 円]

[繰入金：地域福祉基金繰入金 2,494,000 円]

○ 目的

社会福祉協議会の特性を活かし、市民の地域福祉に関する活動の推進を図る。

○ 内容

・社会福祉協議会運営費補助金 132,549,000 円

取手市社会福祉協議会本所運営経費	80,407,000 円
藤代支所運営経費	18,294,000 円
在宅福祉サービス運営事業	439,000 円
ボランティア支援センター運営事業	983,000 円
ヘルパーステーション運営事業	22,003,000 円
特定相談支援事業	10,423,000 円

[担当：社会福祉課] P.105

2901 中国残留邦人支援事業に要する経費 9,805,000 円 (9,729,000 円)

[国・県 7,283,000 円 一財 2,522,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：中国残留邦人支援費負担金 7,283,000 円]

○ 目的

中国残留邦人等の置かれている特別な事情を鑑み、老後の生活の安定、地域でのいきいきとした暮らしを支援する。

○ 内容

・中国残留邦人支援給付金 9,531,000 円

永住帰国した中国残留邦人等のうち、満額の老齢基礎年金を受給してもなお生活の安定が十分に図れない人に対し、老齢基礎年金制度による対応を補完する支援給付を行う。給付の種類には、生活支援給付・住宅支援給付・医療支援給付・介護支援給付等（国負担率 3/4）と、配偶者支援給付（国負担率 4/4）がある。取手市支援者数は 4 世帯 5 人（令和 5 年 12 月末現在）。

[担当：健康づくり推進課] P.105

3401 健康づくり推進事業に要する経費 3,216,000 円 (3,101,000 円)

[その他 1,663,000 円 一財 1,553,000 円]

＊ 特財積算根拠

[繰入金：介護保険特別会計繰入金 1,183,000 円]

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 480,000 円]

○ 目的

あらゆる年代の人が健康で生きがいを持って過ごせるように、健康等に関する様々な事業の充実を図り、市民全体の健康づくりを推進していく。

○ 内容

- ・消耗品費 543,000 円
- ・通信運搬費 11,100 円
- ・キャラクターポーズ追加作成業務委託料 220,000 円
- ・モザイクアート制作業務委託料 53,000 円
- ・備品購入費 100,000 円

取手市健康づくりキャラクター「とりかめくん」誕生 10 周年記念事業として、記念グッズ及びモザイクアートを作成し、健康づくりへの関心や市の認知度を高める。

また、いばらきヘルスケアポイント事業の公式アプリ「元気アップ！りいばらき」の景品を購入し、アプリを普及することで健康づくり活動を支援していく。

- ・修繕料 450,000 円

設置から年数が経過し、劣化が著しいヘルスロード看板の修繕を行う。また、使用により破損した健康づくりキャラクターとりかめくんの着ぐるみの修繕を行う。

- ・健康づくり体験イベント委託料 682,000 円

年齢や性別、運動神経にかかわらず、子どもから大人まで楽しむことができる健康づくり体験イベントを開催する。

- ・姿勢改善かるやか事業補助金（提案型公募補助金対象事業） 250,000 円

取手市協働提案型公募補助事業により採択を受けた姿勢改善かるやか事業に対して補助金の支給を行う。

[担当：健康づくり推進課] P.106

4201 ウェルネスプラザ管理運営に要する経費 121,020,000 円（120,940,000 円）

[国・県 6,166,000 円 一財 114,854,000 円]

＊ 特財積算根拠

[国補：子ども・子育て支援交付金 3,083,000 円]

[県補：子ども・子育て支援交付金 3,083,000 円]

○ 目的

市民交流支援・健康づくり支援・子育て支援施策を展開する中核的施設として、取手ウェルネスプラザ及び取手ウェルネスパークの管理運営を行い、市民の健康づくり施策の推進と持続可能な中心市街地の活性化を図る。

○ 内容

- ・指定管理者選定委員会委員報酬 6,700 円×1 名×3 回=20,100 円
6,300 円×2 名×3 回=37,800 円

- ・費用弁償 2,000 円×3 回×3 人=18,000 円

取手ウェルネスプラザ及び取手ウェルネスパークの指定管理者選定に伴い、選定委員

に対して報酬及び旅費を支給する。

- ・ ウェルネスプラザ指定管理料 118,700,000 円
取手ウェルネスプラザ及び取手ウェルネスパークの指定管理料。
指定管理期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日。
指定管理者はとりで健幸づくりパートナーズ。
- ・ 土地借上料 2,160,000 円
取手ウェルネスプラザ第3駐車場の土地借上料。

[担当：社会福祉課] P.107

4301 生活困窮者自立相談支援事業に要する経費 30,462,000 円 (34,621,000 円)

[国・県 13,875,000 円 一財 16,587,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：生活困窮者自立相談支援費負担金 18,500,000 円(基準額)×3/4=13,875,000 円]

○ 目的

生活困窮者自立支援法に基づき、様々な問題を抱え経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある生活困窮者を早期に把握し、生活保護に至る前の段階から支援を行う。国負担率 3/4 (人口規模等により国庫負担に上限額がある)。

○ 内容

地域の実情に合った支援体制を築き上げることにより、生活困窮状態から早期自立を支援する「生活困窮者自立支援制度」のうち、必須事業である自立相談支援事業を委託により行う。

配置人員 (主任相談支援員 1 名・相談支援員 2 名・就労支援員 1 名)

委託費内訳

- | | |
|----------|--------------|
| ・ 人件費 | 24,583,000 円 |
| ・ 事業費 | 653,000 円 |
| ・ 事務費 | 3,593,000 円 |
| ・ 退職共済掛金 | 1,633,000 円 |

[担当：社会福祉課] P.107

4401 生活困窮者住居確保給付事業に関する経費 1,242,000 円 (414,000 円)

[国・県 931,000 円 一財 311,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：生活困窮者住居確保給付費負担金 1,242,000 円×3/4=931,000 円]

○ 目的

生活困窮者自立支援法に基づき、離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住居を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対して、住居確保給付金を支給することにより、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行う。国負担率 3/4。

○ 内容

生活困窮者自立相談支援事業のうち必須事業である住居確保給付金の支給を行う。

賃貸住宅入居者が対象で家賃を原則 3 か月給付する。

給付額 単身世帯 上限 35,400 円/複数世帯 42,000 円から

[担当：社会福祉課] P.107

4501 ぬくもり学習支援事業に要する経費 682,000 円 (1,615,000 円)

[国・県 341,000 円 一財 341,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：ぬくもり学習支援事業費補助金 682,000 円×1/2=341,000 円]

○ 目的

生活保護世帯や生活困窮状態にある世帯の小学校3年生から中学校3年生までの子どもたちに対し、学習支援や子どもたちの悩み、進学に関する助言等を行い、子どもたちの学習意欲の向上を図る。

○ 内容

「生活困窮者自立支援制度」のうち、任意事業である学習支援事業を委託により行う。

委託費内訳

・人件費	81,000 円
・事業費	543,000 円
・事務費	58,000 円

[担当：社会福祉課] P.107

4601 ひきこもり対策推進事業に要する経費 1,812,000 円 (1,812,000 円)

[国・県 500,000 円 一財 1,312,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：ひきこもり支援推進事業補助金 1,000,000 円 (基準額) ×1/2=500,000 円]

○ 目的

ひきこもり支援に対する第一次相談窓口としての機能を充実・強化し、家族や本人に対するきめ細やかな支援を行う。

○ 内容

ひきこもり支援の特性として、個々の事情に対応する高い専門性が求められることから、経験と実績のある2団体にアドバイザーとして助言を受け、職員の相談のスキルを高めるとともに、関係機関と連携し必要な支援を行う。

・ひきこもり相談支援業務委託料 1,812,000 円

[担当：高齢福祉課] P.108

5601 成年後見制度利用促進に要する経費 8,157,000 円 (7,510,000 円)

[国・県 1,261,000 円 一財 6,896,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：成年後見制度利用促進体制整備推進事業費補助金 1,261,000 円]

○ 目的

成年後見制度利用促進法に基づき、権利擁護支援が必要な人の早期発見と早期支援を目的に、成年後見制度の利用促進を図る。

○ 内容

取手市第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、市の取組状況等の報告や評価を行うため、「取手市成年後見制度利用促進審議会」を開催する。

また、後見人等の相談窓口となり家庭裁判所など関係機関の調整役を担う「中核機関」の機能の一部を、取手市社会福祉協議会（成年後見サポートセンター）に委託する。

- ・成年後見制度利用促進審議会委員報酬 190,000 円
- ・成年後見制度中核機関運営委託料 7,947,000 円

1 社会福祉費 2 障害者福祉費

[担当：障害福祉課] P.110

2701 障害者福祉センターつつじ園管理運営に要する経費

38,196,000 円 (39,439,000 円)

[国・県 522,000 円 一財 37,674,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：地域生活支援事業補助金 352,000 円]

[県補：地域生活支援事業補助金 170,000 円]

○ 目的

在宅の障害者（主に知的障害者対象）の方に就労訓練、生活訓練及び生活介護を提供し、身辺自立・社会参加の促進を図るとともに、宿泊施設を備えることで冠婚葬祭等により介護者が介護できないときの支援（夜間支援）を行う。

また、障害者の地域生活支援促進のために日中の居場所、創作的活動の機会の提供、日常生活の相談支援や地域交流を行う「地域活動支援センター事業」を実施する。

○ 内容

指定管理者制度により運営する障害者福祉施設であり、令和4年度から令和7年度まで取手市社会福祉協議会が運営を行う。

・委託料

障害者福祉センターつつじ園指定管理料	38,171,000 円
内訳) 障害福祉サービス等	32,294,000 円
地域生活支援事業 生活訓練等事業（夜間支援）	1,217,000 円
地域生活支援事業 地域活動支援センター事業	4,660,000 円
・火災保険料	25,000 円

[担当：障害福祉課] P.110

2801 障害者福祉センターふじしろ管理運営に要する経費

20,021,000 円 (10,046,000 円)

[その他 389,000 円 一財 19,632,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入：商工会藤代支所光熱水費使用料 389,000 円]

○ 目的

在宅の障害者（主に知的障害者対象）の方に自立訓練（生活訓練）や就労訓練及び生活介護を提供し、自立した日常生活を営むために必要な訓練、就労の機会や生産活動の提供、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行う。

○ 内容

指定管理者制度により運営する障害者福祉施設であり、令和4年度から令和7年度まで

取手市社会福祉協議会が運営を行う。

- ・委託料
障害者福祉センターふじしろ指定管理料 20,012,000 円
- ・火災保険料 9,000 円

[担当：障害福祉課] P.110

2901 障害者福祉センターあけぼの管理運営に要する経費

29,434,000 円 (12,614,000 円)

[国・県 1,290,000 円 一財 28,144,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：地域生活支援事業補助金 870,000 円]

[県補：地域生活支援事業補助金 420,000 円]

○ 目的

在宅の障害者（主に身体障害者対象）の方に生活介護及び機能訓練を提供するとともに、地域活動支援センターⅡ型を併設することで創作的活動、レクリエーション、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施し障害者の身辺自立・社会参加の促進を図る。

○ 内容

指定管理者制度により運営する障害者福祉施設であり、令和4年度から令和7年度まで取手市社会福祉協議会が運営を行う。

- ・委託料
障害者福祉センターあけぼの指定管理料 29,434,000 円
内訳) 障害福祉サービス等 20,434,000 円
地域生活支援事業 地域活動支援センターⅡ型事業 9,000,000 円

[担当：障害福祉課] P.110

3001 障害者福祉計画策定に要する経費 617,000 円 (0 円)

[一財 617,000 円]

○ 目的

障害者基本法の定めにより、令和7年度から令和11年度までの計画を策定する。障害者等の実態や要望について把握・分析するためのアンケートの実施、障害者福祉計画検討委員会の運営を行う。

○ 内容

- ・障害者福祉計画策定委員会委員謝礼 @2,000 円×18 人×4 回=144,000 円
- ・障害者福祉計画アンケート調査対象者抽出業務委託料 125,000 円 (n=1,500 件)
- ・通信運搬費 309,000 円

[担当：障害福祉課] P.111

3201 特別障害者援護に要する経費 23,893,000 円 (23,008,000 円)

[国・県 17,907,000 円 一財 5,986,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：特別障害者手当給付費 23,877,000 円×3/4≒17,907,000 円]

○ 目的

在宅の常時特別な介護（児童にあつては常時の介護）を必要とする重度障害者の方に、その重度の障害ゆえに生ずる特別な負担の一助として手当を支給することにより、重度障害者の経済的負担の軽減を図る。

○ 内容

- ・ 特別障害者手当 27,980 円×45 人×12 月=15,109,200 円
- ・ 障害児福祉手当 15,220 円×45 人×12 月= 8,218,800 円
- ・ 福祉手当（経過措置） 15,220 円× 3 人×12 月= 547,920 円
年 4 回（5 月、8 月、11 月、2 月）に支給

[担当：障害福祉課] P.111

3301 介護給付費等に関する経費 2,120,548,000 円 (1,973,495,000 円)

[国・県 1,584,000,000 円 その他 13,000 円 一財 536,535,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：自立支援給付費負担金 2,112,000,000 円×1/2=1,056,000,000 円]

[県負：自立支援給付費負担金 2,112,000,000 円×1/4=528,000,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 13,000 円]

○ 目的

障害者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、全国共通の基準により障害の種類や程度、介護者の状況などを踏まえ支給決定される障害福祉サービスについて、自立支援給付費として支給することにより、障害者の福祉の増進を図る。

○ 内容

- ・ 障害者給付審査会委員報酬 1,127,000 円
会長@17,000 円×1 人×7 回= 119,000 円
委員@16,000 円×9 人×7 回=1,008,000 円
- ・ 障害者給付審査会委員費用弁償 8,000 円
- ・ 会計年度任用職員報酬 1,671,000 円
- ・ 扶助費（自立支援給付費） 2,112,000,000 円
 - 介護給付費 984,700,800 円
 - 居宅介護 (78,900,000 円) 146 人
 - 行動援護 (3,620,000 円) 6 人
 - 同行援護 (3,466,000 円) 12 人
 - 重度訪問介護 (1,100,800 円) 1 人
 - 療養介護 (12,180,000 円) 4 人
 - 生活介護 (697,530,000 円) 290 人
 - 短期入所 (17,901,000 円) 20 人
 - 施設入所支援 (170,003,000 円) 108 人
- 訓練等給付費 1,066,659,200 円
 - 共同生活援助 (346,604,000 円) 161 人
 - 宿泊型自立訓練 (2,210,000 円) 2 人
 - 自立生活援助 (112,200 円) 1 人

自立訓練（機能）	(3,220,000 円)	3 人
自立訓練（生活）	(17,200,000 円)	11 人
就労移行支援	(68,300,000 円)	31 人
就労継続支援 A 型	(258,980,000 円)	147 人
就労継続支援 B 型	(362,610,000 円)	228 人
就労定着支援	(7,423,000 円)	23 人
計画相談支援給付費	33,530,000 円	
特定障害者特別給付費	26,410,000 円	
高額障害福祉サービス等給付費	700,000 円	
・ 給付審査会医師意見書文書料	1,177,370 円（新規者・継続者 245 人分）	
・ 国保連支払審査手数料	2,054,160 円	

[担当：障害福祉課] P.112

3302 自立支援医療に関する経費 67,997,000 円（64,327,000 円）

[国・県 50,976,000 円 一財 17,021,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：自立支援医療給付費負担金 $67,968,000 \text{ 円} \times 1/2 = 33,984,000 \text{ 円}$]

[県負：自立支援医療給付費負担金 $67,968,000 \text{ 円} \times 1/4 = 16,992,000 \text{ 円}$]

○ 目的

更生医療 身体障害者（身体障害者手帳所持者）で、その障害を除去・軽減する手術等の治療に対して提供される、更生のために必要な医療費を支給する。（対象となる医療行為の制限あり。）

育成医療 18歳未満の障害児（身体に障害のある方に限る）で、その障害を除去・軽減する手術等の治療に対して提供される、生活の能力を得るために必要な医療費を支給する。（対象となる医療行為の制限あり。）

療養介護 療養介護に係る介護給付費を受けた障害者で、病院や施設等で機能訓練や介護等を受けている場合に、医療に要した費用を支給する。

○ 内容

免疫療法（HIV、腎臓、肝臓移植手術後の免疫療法）、心臓手術、腎臓移植術、関節形成手術、角膜手術、人工透析、人工関節手術等の医療費について支給する。

・ 更生医療給付費 63,480,000 円

内訳) 生保透析者	300,000 円 × 15 人 × 12 月 =	54,000,000 円
生保じん臓（抗免疫）者	30,000 円 × 1 人 × 12 月 =	360,000 円
生保免疫者	180,000 円 × 2 人 × 6 月 =	2,160,000 円
一般透析者	30,000 円 × 5 人 × 12 月 =	1,800,000 円
一般免疫者	50,000 円 × 13 人 × 6 月 =	3,900,000 円
一般肝臓者	20,000 円 × 3 人 × 12 月 =	720,000 円
一般じん臓（抗免疫）者	15,000 円 × 3 人 × 12 月 =	540,000 円

・ 育成医療給付費 998,000 円

内訳) 肢体不自由児	155,000 円 × 2 人	=	310,000 円
泌尿器機能障害	83,000 円 × 1 人	=	83,000 円

視覚機能障害	85,000 円×1 人	=	85,000 円
心臓機能障害	200,000 円×2 人	=	400,000 円
肝臓機能障害	10,000 円×1 人×12 月	=	120,000 円
・療養介護医療費	3,489,600 円		
重度障害者療養介護分	72,700 円×4 人×12 月	=	3,489,600 円
・審査支払手数料	29,000 円		

[担当：障害福祉課] P.112

3303 補装具費に関する経費 20,000,000 円 (20,000,000 円)

[国・県 15,000,000 円 一財 5,000,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：自立支援補装具費負担金 20,000,000 円×1/2=10,000,000 円]

[県負：自立支援補装具費負担金 20,000,000 円×1/4= 5,000,000 円]

○ 目的

身体障害者手帳所持者及び難病の方に、身体の失われた部分や障害のある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具の交付若しくは修理を行い、身体障害者の福祉の増進を図る。

○ 内容

・補装具交付及び修理費 20,000,000 円

義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車いす、歩行器、重度障害者用意思伝達装置等が交付及び修理対象品目である。

[担当：障害福祉課] P.113

3304 地域生活支援事業に関する経費 58,155,000 円 (53,328,000 円)

[国・県 23,877,000 円 一財 34,278,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：地域生活支援事業補助金 16,103,000 円]

[県補：地域生活支援事業補助金 7,774,000 円]

○ 目的

障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ効果的、効率的かつ柔軟な事業形態による事業を実施し、障害者の福祉の増進を図る。

○ 内容

〈報酬〉

・手話通訳者報酬 (1 名・報酬・交通費を含む) 463,000 円

意思疎通の合理的配慮として聴覚障害のある方と、職員とのコミュニケーションをサポートする手話通訳者を配置することにより、円滑な行政サービスの提供と市民サービスの向上を図る。

〈報償費〉

・自立支援協議会委員謝礼 2,000 円×25 人×4 回=200,000 円

自立支援協議会は、障害者等に対する地域の支援体制に関する課題について共有し、

関係機関の連携を図り支援体制の整備を行う。

- ・あいサポートメッセンジャー謝礼
1,000円×2人×6回=12,000円
1,000円×1人×3回= 3,000円
- ・あいサポート運動他手話通訳者謝礼 79,000円
23,000円（研修2h×手話通訳者2人）×3回=69,000円
9,500円（研修1h×手話通訳者1人）×1回= 9,500円

〈手数料〉

- ・成年後見制度利用支援事業（市長による後見開始審判の申立て）
申立て鑑定料 100,000円×3人×1.10=330,000円
申立て診断書 10,000円×3人×1.10= 33,000円
申立て収入印紙、連絡用切手代 24,000円

〈委託料〉

- ・意思疎通支援事業委託料 1,646,000円
手話通訳者や要約筆記者の派遣を委託し、障害者の意思疎通の円滑化を図る。
- ・障害者居室確保事業委託料 15,000円×2人×5日=150,000円
障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、介護保険事業所等において、障害者に対し介護者の不在時などの緊急一時的な宿泊場所の提供、見守りその他宿泊に必要な介護等の支援を行う。
- ・精神障害者家族等相談員事業委託料 20,000円×3人= 60,000円
精神障害者及びその家族等の相談を対象とした相談員委託事業で、家族等への必要な援助を行う。
- ・地域活動支援センター事業委託料 4,677,000円
地域活動支援センターとは、障害者等が通う場であり、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の場として運営されるものである。I型は専門職員を配置し相談支援事業を併せて実施するとともに医療、福祉及び地域における社会基盤との連携強化に関する調整、障害に対する理解促進を図るための普及啓発事業を行う。
（委託先）地域活動支援センターI型「いなしきハートフルセンター」
竜ヶ崎保健所管内の5市2町（守谷市、取手市、龍ヶ崎市、牛久市、稲敷市、利根町、河内町）で委託している。負担割合は人口割、利用者割等により決定される。

〈負担金、補助及び交付金〉

- ・地域身体障害者スポーツ大会負担金 60,000円
6市1町1村（取手市、つくばみらい市、牛久市、龍ヶ崎市、美浦村、阿見町、稲敷市、かすみがうら市）で持ち回り開催するスポーツ大会負担金で各市町村同額
- ・社会参加促進事業補助金 734,000円
社会福祉協議会の取手市総合ボランティア支援センターの行う手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員の養成事業、点字・声の広報等発行事業、ボランティア活動支援事業に対する補助金
- ・成年後見制度利用支援事業
後見人等報酬助成金 1,416,000円

在宅 28,000 円×1 人×12 月＝ 336,000 円
入所 18,000 円×5 人×12 月＝1,080,000 円

〈扶助費〉

- ・ 日常生活用具給付 23,882,000 円
 ストマ用装具 21,388,000 円 その他の日常生活用具 2,494,000 円
 ストマ用装具、電気式痰（たん）吸引器、入浴補助用具、聴覚障害者用通信装置などを給付し日常生活の利便を図る。
- ・ 自動車改造費助成 100,000 円
 100,000 円×1 件
- ・ 自動車運転免許取得費助成 100,000 円
 100,000 円×1 件
- ・ 移動支援 5,567,000 円
 屋外での移動が困難な視覚障害者、全身性障害者、知的障害者及び精神障害者の方に、外出の際の移動を支援する。
- ・ 日中一時支援 15,984,000 円
 日中においてケアする者がいないため一時的に見守り等の支援が必要な障害者の方に活動の場を提供し、家族の就労支援や一時的な休息を得られるようにする。
- ・ 訪問入浴サービス 2,160,000 円
 自宅において入浴することが困難な重度障害者の方に、移動入浴車によるサービスを提供し、重度障害者の身体を清潔に保つことにより、心身機能の維持等を図る。

[担当：障害福祉課] P.115

3801 合理的配慮の提供支援事業に要する経費 360,000 円 (360,000 円)

[一財 360,000 円]

○ 目的

障害のある人への差別をなくし、障害のある人もない人も、共に暮らしやすいまちづくりを進めるため、合理的配慮を提供するための費用を助成する。

○ 内容

- ・ 合理的配慮提供支援助成金 360,000 円
 助成額は対象経費全額とし、上限額はコミュニケーションツールの作成助成金は 10,000 円、物品購入助成金は 50,000 円、段差の解消等の改修工事助成金は 100,000 円。

(内訳)

コミュニケーションツールの作成助成金	10,000 円×1 件＝	10,000 円
物品購入助成金	50,000 円×1 件＝	50,000 円
段差の解消等の改修工事助成金	100,000 円×3 件＝	300,000 円

[担当：障害福祉課] P.115

3901 基幹相談支援センター事業に要する経費 16,921,000 円 新規

[国・県 5,616,000 円 その他 7,590,000 円 一財 3,715,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：地域生活支援事業補助金 3,788,000 円]

[県補：地域生活支援事業補助金 1,828,000 円]

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 7,590,000 円]

○ 目的

障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置することにより、総合的・専門的な相談支援体制を整備し、地域の相談支援体制の強化を図る。

○ 内容

・基幹相談支援センター業務委託料 16,921,000 円

1 社会福祉費 3 老人福祉費

[担当：高齢福祉課] P.116

2202 緊急通報システム事業に関する経費 11,433,000 円 (11,426,000 円)

[その他 1,448,000 円 一財 9,985,000 円]

* 特財積算根拠

[負担金：緊急通報システム設置費負担金 1,448,000 円]

○ 目的

在宅の病弱なひとり暮らし高齢者等の世帯へ突発的な災害、急病、事故等の緊急事態に早急な通報ができる緊急通報装置を貸与し、緊急時の救助活動を迅速にすることで、高齢者やその家族等の不安を軽減する。緊急通報装置は、自身でボタンを押して通報する機能のほかに、自動通報機能の火災報知器、安否センサー、相談ボタンによる医師や看護師、専門の相談員などへ常時相談ができる機能を有している。

○ 内容

緊急通報システム使用料 既存	1,800 円×1.10×465 台×12 月=	11,048,400 円
新設	1,800 円×1.10× 10 台×12 月=	237,600 円

[担当：高齢福祉課] P.117

2204 高齢者等移動支援事業に関する経費 15,085,000 円 (14,615,000 円)

[その他 7,680,000 円 一財 7,405,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 7,680,000 円]

○ 目的

介護保険の要支援、要介護の方などの移動制約者に外出促進、閉じこもり防止のため、移送団体やタクシーを利用した際に使える、初乗り運賃相当額を助成する利用券を交付するとともに、移送団体に対して助成を行うことで、サービスの充実を図る。

○ 内容

・移送サービス及びタクシー利用料助成事業

移動制約者の外出促進と閉じこもり防止を図るため、道路運送法により登録した団体が行う移送サービスについて、市県民税非課税の方が利用した際の利用料の一部を市が助成する。

移送団体利用券	700 円×800 件×12 月=	6,720,000 円
移送団体・タクシー共通利用券	740 円×480 件×12 月=	4,262,400 円

- ・福祉車両点検整備費補助事業 540,000 円
- ・移送サービス介助等補助金
移動支援の際の介助及び迎車に対し、費用の一部を助成する。
300 円×800 件×12 月=2,880,000 円

[担当：高齢福祉課] P.118

2206 愛の定期便事業に関する経費 321,000 円 (307,000 円)

[一財 321,000 円]

○ 目的

ひとり暮らし高齢者を訪問して、乳酸菌飲料の配布及び安否の確認をすることにより、健康の保持及び孤独感の解消を図る。

○ 内容

外出の機会が少なく閉じこもりがちになっている 65 歳以上のひとり暮らし高齢者宅に、乳酸菌飲料を配布しながら安否確認を行う。最大週 3 回 (月・水・金) 利用者負担なし。

乳酸菌飲料業者配達 月・水曜日 78 円×2 本×93 日×16 人=232,128 円

社協ヘルパー配達 金曜日 48 円×2 本×50 日×18 人= 86,400 円

[担当：高齢福祉課] P.118

2208 お休み処に関する経費 5,297,000 円 (4,988,000 円)

[一財 5,297,000 円]

○ 目的

ふれあいの場を提供することで、高齢者と地域の人々とのつながりを強め、高齢者の見守りや孤独感の解消を図る。

○ 内容

取手市内にある空き店舗を利用し、地域の人が気軽に立ち寄れる喫茶スペースを提供する。運営に当たっては運営団体との協働のもと、支援員の配置等の運営支援を行う。

・お休み処施設賃借料等 (家賃・共益費)

戸頭 56,730 円×12 月=680,760 円

井野 50,640 円×12 月=607,680 円

・会計年度任用職員報酬

戸頭お休み処 1,871,870 円

井野お休み処 1,750,320 円

[担当：高齢福祉課] P.118

2210 高齢者見守り事業に関する経費 504,000 円 新規

[一財 504,000 円]

○ 目的

協力店舗等からの情報提供により、支援が必要な高齢者を早期発見し、適切な支援 (介護保険による介護サービス、高齢者福祉サービス) の利用につなげていくことで、高齢者が地域で安心して暮らしていけるように支援する。

○ 内容

地域の店舗や配送業者、地域福祉活動を行う団体等の協力のもと、高齢者の見守りを実施する。

啓発用チラシ（A4 両面フルカラー2,000 枚）	101,200 円
車両用マグネット（A4 サイズ 250 枚）	236,500 円
掲示用ステッカー（A5 サイズ 300 枚）	107,250 円

〔担当：高齢福祉課〕 P.119

2301 敬老祝金支給に要する経費 8,880,000 円（7,724,000 円）

〔その他 5,950,000 円 一財 2,930,000 円〕

* 特財積算根拠

〔繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 5,950,000 円〕

○ 目的

高齢者に対し、敬老祝金を支給し、長寿を祝福するとともに、市民の敬老思想の高揚を図る。

○ 内容

支給対象年齢は 88 歳と 99 歳以上の高齢者で、支給額は一律 10,000 円。

敬老祝金	8,500,000 円	88 歳	10,000 円×720 人=7,200,000 円
		99 歳以上	10,000 円×130 人=1,300,000 円

〔担当：高齢福祉課〕 P.119

2701 シルバー人材センター助成に要する経費 37,100,000 円（32,200,000 円）

〔その他 25,172,000 円 一財 11,928,000 円〕

* 特財積算根拠

〔諸収入：シルバー人材センター貸付金元利収入 9,002,000 円〕

〔繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 16,170,000 円〕

(1) シルバー人材センター補助金 28,000,000 円

○ 目的

高齢者のライフスタイルに合わせた就業を提供するとともに、社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上と活性化に貢献する。

○ 内容

受託事業等を実施するための技能講習会、事務費及び職員の人件費。

受託事業 植木の手入れ、ふすま・障子の張り替え、清掃、草刈り、施設管理、家事手伝い、一般事務 他

(2) シルバー人材センター貸付金 9,000,000 円

○ 目的

取手市シルバー人材センターの円滑な事業運営に資することを目的に、配分金（会員の仕事の対価）等の資金を貸し付ける。

○ 内容

取手市シルバー人材センターでは、市内一般家庭・企業、取手市等の公共団体から様々な仕事を受注しており、毎月の就業を月末で締め切り、翌月 15 日に会員へ配分金の支払を

行っている。円滑に配分金が支払えるよう、運営資金を貸し付ける。

〔担当：高齢福祉課〕 P.119

2801 あげぼの管理運営に関する経費 32,506,000 円 (32,506,000 円)

〔一財 32,506,000 円〕

○ 目的

老人福祉法に定める老人福祉センターとして、高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの提供を目的とする。また、高齢者に関する各種の相談に応じる。

○ 内容

入浴施設と充実した趣味教室活動が、高齢者の生きがい増進の場として利用されている。

指定管理料は、施設管理運営に係る光熱水費、人件費、設備維持管理費が主な内訳である。指定管理者は取手市社会福祉協議会で、指定管理契約期間は令和4年度から令和7年度の4年間。

・指定管理料 32,482,000 円

〔担当：高齢福祉課〕 P.120

2802 かたらいの郷管理運営に関する経費 42,979,000 円 (42,938,000 円)

〔一財 42,979,000 円〕

○ 目的

高齢者の生きがいの増進と利用者の世代間の交流を図る。

○ 内容

世代間の交流、教養の向上、高齢者の生きがいの増進、ボランティア活動の推進等。

大浴場を中心に利用されている。

指定管理料は施設管理運営に係る光熱水費、人件費、設備維持管理費が主な内訳である。指定管理者は日本環境マネジメント株式会社で、指定管理契約期間は令和2年度から令和6年度の5年間。

・指定管理料 42,911,000 円

〔担当：高齢福祉課〕 P.120

2804 さくら荘管理運営に関する経費 34,713,000 円 (33,218,000 円)

〔一財 34,713,000 円〕

○ 目的

老人福祉法に定める老人福祉センターとして、高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの提供を目的とする。また、高齢者に関する各種の相談に応じる。

○ 内容

入浴施設と充実した趣味教室活動が、高齢者の生きがい増進の場として利用されている。

指定管理料は、施設管理運営に係る光熱水費、人件費、設備維持管理費が主な内訳である。指定管理者は取手市社会福祉協議会で、指定管理契約期間は令和4年度から令和7年度の4年間。

・指定管理料 34,395,000 円

[担当：高齢福祉課] P.121

3801 高齢者の健康増進に要する経費 106,000円(348,000円)

[一財 106,000円]

○ 目的

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、人と人とのつながりを通じて、地域づくりを推進するとともに、介護予防を推進することを目的とする。

○ 内容

社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動を実施する団体に対して、補助金を交付する。

- ・公募補助事業(取手市みんなの補助金)

介護予防及び社会参加支援事業補助金 106,000円(NPO法人笑夢)

[担当：高齢福祉課] P.123

6301 小貝川三次元プロジェクト事業に要する経費 7,110,000円(7,010,000円)

[その他 4,900,000円 一財 2,210,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金：地域振興基金繰入金 4,900,000円]

○ 目的

小貝川の恵まれた自然環境の中で、「水・陸・空」の三次元を活用した高齢者の介護予防・障害者の支援・子育て支援を推進する。

○ 内容

ポニーによる乗馬、Eボート、カヌーなどのアウトドア活動を通じての介護予防と障害者支援、子育て支援と総合学習支援等を行う。

小貝川三次元プロジェクト運営補助金 4,000,000円

小貝川生き生きクラブ運営委託料 3,000,000円

[担当：高齢福祉課] P.123

6501 在宅医療・介護連携推進事業に要する経費 997,000円(1,000,000円)

[一財 997,000円]

○ 目的

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進することを目的とする。

○ 内容

公益社団法人取手市医師会に委託し、切れ目のない在宅医療及び在宅介護の提供体制を構築するため、地域の医療・介護関係者の情報共有を支援する。

在宅医療・介護連携システム委託料 997,000円

1 社会福祉費 5 医療福祉費

[担当：国保年金課] P.124

0501 医療福祉事務に要する経費 19,609,000円(18,873,000円)

[国・県 5,169,000円 その他 17,000円 一財 14,423,000円]

* 特財積算根拠

[県補：医療福祉事務費 5,169,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 17,000円]

○ 目的

医療福祉費支給事務の効率的な実施を図る。

○ 内容

- ・ 審査支払手数料 マル福分 (国保連合会) 4,140,000円
(支払基金) 4,738,500円 (調剤以外)
(支払基金) 1,460,000円 (調剤)
- ぬくもり分 (国保連合会) 276,000円
(支払基金) 1,676,700円 (調剤以外)
(支払基金) 456,250円 (調剤)
- ・ 国保連合会共同電算処理手数料 1,840,500円

[担当：国保年金課] P.124

0601 医療福祉費助成に要する経費 627,660,000円(622,318,000円)

[国・県 248,866,000円 その他 90,968,000円 一財 287,826,000円]

* 特財積算根拠

[県補：医療福祉医療費 248,866,000円]

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 38,960,000円]

[諸収入：高額療養費返納金 51,725,000円]

[諸収入：第三者行為返納金等 130,000円]

[諸収入：その他返納金 153,000円]

○ 目的

0歳児から18歳(高校生相当年齢)・母子家庭の母子・父子家庭の父子・妊産婦・重度心身障害者の方々の医療費の一部を公費で負担し、住民福祉の向上を図る。

○ 内容

茨城県の医療福祉費支給制度(小児マル福)で支給制限を受ける0歳児から18歳(高校生相当年齢)までを対象に、保険診療分にかかる医療費の一部を取手市が独自に負担する「ぬくもり医療支援事業」を実施する。

疾病や負傷等に関する診療・調剤費・柔道整復師の施術及び補装具等に対する医療費等の扶助を行う。

1 社会福祉費 6 国民年金費

[担当：国保年金課] P.125

0501 国民年金事務に要する経費 603,000円(603,000円)

[国・県 603,000円]

* 特財積算根拠

[国委：国民年金事務委託金 603,000 円]

○ 目的

国民年金制度は、老後の安定した生活基盤を築くために、国民が保険料を出し合いお互いを支えあう制度である。障害基礎年金や遺族基礎年金が支給される公的年金制度で、国から法定受託事務として行う。

当該予算は、国から委託された年金事務を滞りなく遂行するために必要な経費である。

○ 内容

公的年金制度は、国民年金と厚生年金に分かれ、国民年金は、日本国内に住む 20 歳から 60 歳までのすべての方が加入することになっているため、加入者への納付意識の向上を働きかけ、将来の年金受給資格期間の確保に努める。

・ 需用費	年金パンフレット購入費	84,480 円
・ 役務費	年金事務センター報告書通信運搬費	93,600 円
・ 使用料及び賃借料	年金端末機使用料	373,000 円

2 児童福祉費 1 児童福祉総務費

[担当：子育て支援課] P.126

0601 保育事務に要する経費 6,766,000 円 (4,158,000 円)

[その他 20,000 円 一財 6,746,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入：雇用保険料本人負担分 20,000 円]

○ 目的

保育施設入所の手続き等をオンライン化することで、保護者の来庁時間や申請書類作成にかかる時間的負担の軽減を図る。

○ 内容

保育施設入所の手続き等のオンライン化を行う。申請内容を即座に点数化することで、保護者との共有を行う。

保育施設利用オンライン申請システム運用・保守業務委託料 495,000 円

[担当：子育て支援課] P.127

1201 子ども・子育て事業に要する経費 10,560,000 円 (6,078,000 円)

[国・県 2,625,000 円 その他 37,000 円 一財 7,898,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：子ども・子育て支援交付金 2,100,000 円]

[県補：子ども・子育て支援交付金 525,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 37,000 円]

○ 目的

子ども・子育て支援事業計画は、5 年を一期とし、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとしている。令和 2 年 3 月に取手市第二期子ども・子育て支援事業計画を策定し、令和 6 年度で終了となり、令和 7 年度からは取手市第三期子ども・子育て支

援事業計画へ移行する必要がある、計画策定を実施する。

○ 内容

取手市第三期子ども・子育て支援事業計画を策定するために、令和5年度に引き続き業務委託を実施する。

子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料 3,124,000円

[担当：障害福祉課] P.128

2001 子ども発達センター管理運営に要する経費 62,747,000円(48,222,000円)

[一財 62,747,000円]

○ 目的

発達に遅れや偏りのある児童(概ね就学前)とその親を対象に、児童福祉法による児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援事業を提供し、基本的な生活習慣や対人関係を育み、心身の発達を促すことを目的とする。

○ 内容

指定管理者制度により運営する障害児福祉施設であり、令和4年度から令和7年度まで取手市社会福祉協議会が運営を行う。

児童発達支援は、通園指導、個々に合わせた専門指導、相談支援を三本柱として専門的な療育を行う。

また、子ども発達センターの継続利用者で小学校2年生までを対象に、放課後等デイサービス事業を行う。

その他の事業として、平成30年度から障害福祉サービスの保育所等訪問支援事業を開始し、障害児支援体制の充実を図る。

・委託料

子ども発達センター指定管理料 62,725,000円

・火災保険料 22,000円

[担当：子育て支援課] P.128

2101 家庭児童相談室に要する経費 9,618,000円(8,311,000円)

[国・県 264,000円 その他 81,000円 一財 9,273,000円]

* 特財積算根拠

[国補：子ども・子育て支援交付金 132,000円]

[県補：子ども・子育て支援交付金 132,000円]

[負担金：子育て支援短期利用者負担金 34,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 47,000円]

○ 目的

家庭における適正な養育、その他児童福祉の向上を図るよう、相談、援助を行う。

○ 内容

相談業務に携わる家庭相談員の経費及び事務経費。保護者が病気等により児童の養育に困難が生じた場合の子育て支援短期利用事業の経費。

[担当：子育て支援課 → R6 こども政策室] P.129

2301 こども計画策定に要する経費 8,277,000円 新規

[国・県 1,500,000円 一財 6,777,000円]

* 特財積算根拠

[国補：こども政策推進事業費補助金 1,500,000円]

○ 目的

こども計画は、令和5年に施行されたこども基本法第10条に定められている。令和5年12月に国が策定した「こども大綱」を勘案し、次代の社会を担う全てのこどもの健やかな成長を実現するため、こども施策を総合的に推進することを目的に策定する。

○ 内容

令和6年度から調査・計画策定を開始するこども計画に反映するための事前調査を行う。こどもとその保護者、若者に対し意見聴取や意識調査を実施し、その意見等を関係機関と共有した上で内容を検討する。

通信運搬費 1,380,000円

こども計画策定業務委託料 6,897,000円

[担当：子育て支援課] P.130

2801 児童扶養手当に要する経費 329,840,000円 (329,755,000円)

[国・県 109,778,000円 一財 220,062,000円]

* 特財積算根拠

[国負：児童扶養手当負担金 329,336,000円×1/3≒109,778,000円]

○ 目的

父母の離婚等により父又は母と生計を共にしていない児童の父・母又は両親にかわってその児童を養育している方に対し、児童の健やかな成長と福祉の増進を図るため手当を支給する。

○ 内容

支給対象：父母の離婚等で父又は母と一緒に生活していない18歳に達した最初の3月31日までの児童（心身におおむね中度以上の障害がある場合は20歳未満）を監護している父・母又は両親にかわって養育している方（所得制限あり）

支給額：全部支給

対象児童数（人）	月額
1	45,500円 (令和5年度 44,140円)
2	56,250円 (令和5年度 54,560円)
3	62,700円 (令和5年度 60,810円)

※ 3人目以降は、6,450円ずつ加算

一部支給の場合 月額45,490円から10,740円まで段階的に支給する。

手当支給月は、5月、7月、9月、11月、1月、3月で年6回支給する。

対象者数：全部支給 330人、一部支給 315人、2子加算 220人、3子以降加算 60人、13条の2（年金併給）20人

[担当：子育て支援課] P.130

3001 要保護児童対策事業に要する経費 393,000円(366,000円)

[国・県 212,000円 一財 181,000円]

* 特財積算根拠

[国補：子ども・子育て支援交付金 106,000円]

[県補：子ども・子育て支援交付金 106,000円]

○ 目的

取手市要保護児童対策地域協議会の運営と、要保護児童等の早期発見、早期支援、適切な保護を行う。

○ 内容

要保護児童対策地域協議会を調整運営するための経費。児童虐待防止やヤングケアラー等についての啓発活動の印刷製本費・消耗品費。

[担当：子育て支援課] P.131

3201 児童発達支援システムに関する経費 3,765,000円(3,159,000円)

[国・県 1,440,000円 一財 2,325,000円]

* 特財積算根拠

[国補：地域生活支援事業補助金 971,000円]

[県補：地域生活支援事業補助金 469,000円]

○ 目的

関係機関が連携して協議検討することで、発達に支援が必要な児童とその家族への支援の機能を有したシステムを確立し、児童の発達に係る支援内容の充実を図る。

○ 内容

関係機関との連携調整会議等を開催し、支援体制の強化を行う。心理発達相談員が保育所・認定こども園等を訪問したり、保護者からの相談に応じて発達検査を実施し、児童の発達の状態を評価・助言する。

[担当：子育て支援課] P.132

3301 少子化対策事業に要する経費 5,134,000円(4,717,000円)

[国・県 1,866,000円 その他 30,000円 一財 3,238,000円]

* 特財積算根拠

[国補：子ども・子育て支援交付金 933,000円]

[県補：子ども・子育て支援交付金 933,000円]

[諸収入：とりでファミリー・サポートセンター入会金 30,000円]

○ 目的

地域社会の中で、子どもたちが健やかに生まれ育ち、安心して子育てができる環境整備に取り組む。

○ 内容

子育ての手助けをしてほしい人と手助けができる人が会員となり、地域の相互援助活動を実施する。

ファミリー・サポートセンター事業委託料 5,134,000円

2 児童福祉費 2 児童措置費

[担当：子育て支援課] P.133

2601 児童手当支給に要する経費 1,237,200,000円(1,287,600,000円)

[国・県 1,047,100,000円 一財 190,100,000円]

* 特財積算根拠

[国負：被用者3歳未満児童手当負担金 $207,000,000円 \times 37/45 = 170,200,000円$]

[県負：被用者3歳未満児童手当負担金 $207,000,000円 \times 4/45 = 18,400,000円$]

[国負：被用者3歳以上中学校修了前児童手当負担金

$816,600,000円 \times 4/6 = 544,400,000円$]

[県負：被用者3歳以上中学校修了前児童手当負担金

$816,600,000円 \times 1/6 = 136,100,000円$]

[国負：非被用者中学校修了前児童手当負担金 $177,600,000円 \times 4/6 = 118,400,000円$]

[県負：非被用者中学校修了前児童手当負担金 $177,600,000円 \times 1/6 = 29,600,000円$]

[国負：特例給付者児童手当負担金 $36,000,000円 \times 4/6 = 24,000,000円$]

[県負：特例給付者児童手当負担金 $36,000,000円 \times 1/6 = 6,000,000円$]

○ 目的

児童を養育されている方に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図る。

○ 内容

支給対象：中学校修了前の児童を養育する方に手当を支給する。

・手当月額

3歳未満 15,000円

3歳以上～小学生 10,000円 第3子以降は 15,000円

中学生 10,000円

所得制限超 児童1人につき 一律 5,000円

・対象者数

【本則給付：児童手当】

(被用者)

・0歳から3歳未満まで 1,150人

・3歳から中学校修了前まで

第1子・第2子 5,950人

第3子以降 570人

(非被用者)

・第1子・第2子・中学校修了前 1,030人

・3歳未満・第3子以降 300人

【附則給付・特例給付(所得制限超者)】600人

・年3回支給(6月、10月、2月)

[担当：障害福祉課] P.133

2701 在宅障害児福祉手当支給に要する経費 2,820,000円(3,240,000円)

[国・県 846,000円 一財 1,974,000円]

* 特財積算根拠

[県補：障害児福祉手当補助金 3,000 円×47 人×12 月×1/2=846,000 円]

○ 目的

在宅の心身に重度障害のある 20 歳未満の児童で、国の障害児福祉手当に該当しない児童を養育している父母又はその養育者に手当を支給することにより、家庭の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図る。

○ 内容

特別児童扶養手当 1 級受給者、身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳④・A で、国の障害児福祉手当所得制限以下の家庭を対象に支給する。

5,000 円×47 人×12 月=2,820,000 円

月額 5,000 円 年 3 回支給 8 月 (4~7 月分)、12 月 (8~11 月分)、4 月 (12~3 月分)

[担当：障害福祉課] P.133

2901 障害児通所給付費に要する経費 592,107,000 円 (547,250,000 円)

[国・県 443,100,000 円 一財 149,007,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：障害児入所給付費等負担金 590,800,000 円×1/2=295,400,000 円]

[県負：障害児通所給付費等負担金 590,800,000 円×1/4=147,700,000 円]

○ 目的

発達に遅れや偏りのある児童が基本的動作、知識技能等の訓練を受けることにより生活の質を高めることができるよう、利用した障害児通所サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス等）について、障害児通所給付費として支給し障害児の福祉の増進を図る。

○ 内容

・ 障害児通所給付費	590,799,996 円	
児童発達支援	160,000,000 円	250 人
放課後等デイサービス	419,680,000 円	330 人
保育所等訪問支援	119,996 円	2 人
障害児相談支援	11,000,000 円	300 人
・ 国保連支払審査手数料	1,306,935 円	

2 児童福祉費 3 児童入所費

[担当：子育て支援課] P.134

2001 民間保育園入所に要する経費 2,453,499,000 円 (2,193,148,000 円)

[国・県 1,736,565,000 円 その他 71,845,000 円 一財 645,089,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：子どものための教育・保育給付費負担金 1,157,722,000 円]

[県負：子どものための教育・保育給付費負担金 506,403,000 円]

[県補：子どものための教育・保育給付費補助金 72,440,000 円]

[負担金：民間保育園入所児保護者負担金 71,845,000 円]

○ 目的

保護者の就労又は疾病等により、保育を必要とする乳幼児を民間の保育園で受け入れ保

護者の社会活動を促進するとともに、乳幼児の健全な心身の発達を図る。

○ 内容

民間保育園児入所費

(単位：延べ人数、円)

園名	利用定員	3号認定		2号認定		計	費用
		0歳児	1・2歳児	3歳児	4・5歳児		
取手保育園	90	67	345	276	488	1,176	131,097,968
ふたば保育園	50	48	183	108	252	591	78,704,349
育英保育園	80	35	320	216	369	940	112,507,024
たちばな保育園	90	61	355	252	443	1,111	118,213,114
共生保育園	70	46	338	186	284	854	112,016,045
稲保育園	90	86	382	246	480	1,194	138,867,387
戸頭東保育園	138	147	463	282	624	1,516	144,010,794
藤代駅前ナーサリースクール	60	69	153	144	202	568	72,028,904
藤代中央保育園	90	—	—	—	—	—	113,655,008
計	758	559	2,539	1,710	3,142	7,950	1,021,100,593

地域型保育園児入所費

(単位：延べ人数、円)

園名	利用定員	3号認定		計	費用
		0歳児	1・2歳児		
取手市医師会どんぐり保育園	30(地域枠8)	57	234	291	58,806,200

施設給付型幼稚園児入所費

(単位：延べ人数、円)

園名	利用定員	1号認定	費用
		3・4・5歳児	
チューリップ幼稚園	35	410	42,464,085
チューリップ第二幼稚園	25	282	39,153,357
計	60	692	81,617,442

認定こども園入所児(1号～3号認定児)入所費

(単位：延べ人数、円)

園名	利用定員	1号認定	費用	2号認定	3号認定	費用	
		3・4・5歳児		3・4・5歳児	0・1・2歳児		
幼保連携型	めぐみ幼稚園	142	485	35,136,490	527	310	90,312,675
	たかさごスクール取手	153	59	12,823,638	993	771	169,023,219
	取手ふたば文化	236	1,106	49,342,172	698	390	104,769,627
	みどりが丘幼稚園	256	1,421	81,020,483	552	216	72,036,478
	戸頭さくらの森	124	509	34,145,858	460	233	78,759,158
	取手幼稚園	70	270	23,346,100	246	166	57,949,336
	つつみ幼稚園	188	857	53,830,527	477	104	67,056,205
幼稚園型	白山幼稚園	95	681	41,648,496	224	—	36,205,948
	光風台幼稚園	115	1,065	71,824,779	142	—	41,941,431
	あづま幼稚園	178	1,196	76,820,861	534	330	93,621,783
計	1,557	7,649	479,939,404	4,853	2,520	811,675,860	

[担当：子育て支援課] P.134

2201 民間保育園運営に関する経費 327,097,000円 (103,783,000円)

[国・県 177,978,000円 地方債 58,300,000円 その他 56,596,000円]

一財 34,223,000円]

* 特財積算根拠

[国補：子ども・子育て支援交付金 12,068,000円]

[国補：就学前教育・保育施設整備交付金 145,832,000円]

[県補：子ども・子育て支援交付金 12,068,000円]

[県補：保育対策総合支援事業費補助金 8,010,000円]

[市債：認定こども園整備事業債 (218,748,000円－145,832,000円)×80%≒58,300,000円]

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 56,596,000円]

○ 目的

民間保育園等の健全で安定した運営と、児童福祉の向上を図る。

○ 内容

児童福祉法の規定により認可された保育園等に対して民間保育園運営補助金を交付する。また、日本スポーツ振興センター共済掛金を納入している民間保育園等の設置者に設置者負担分相当額を助成する。そのほか地域の子育て支援事業実施の民間保育園等に次の補助金を交付する。

保育体制強化事業補助金、障害児保育事業補助金、特別支援教育費補助金、一時預かり事業補助金、延長保育促進事業補助金、病児・病後児保育事業補助金、実費徴収に伴う補足給付補助金等

(単位：円)

補助金名	補助対象施設数	補助金額
民間保育園運営費補助金	18	52,304,000
民間保育園一時預かり事業	4	11,604,000
民間保育園延長保育促進事業補助金	13	8,570,000
民間保育園病児・病後児保育事業	2	14,230,000
認定こども園整備費補助金	1	218,748,000
日本スポーツ振興センター共済掛金	21	301,000
合計	59	305,757,000

施設別の主な補助金内訳は以下のとおり。

補助金内訳 1

(単位：円)

区分	取手保育園	ふたば保育園	育英保育園	たちばな保育園	共生保育園	稲保育園
民間保育園運営費補助金	3,053,000	2,621,000	2,945,000	3,053,000	2,837,000	3,144,000
民間保育園一時預かり事業	—	—	—	2,751,000	—	3,051,000
民間保育園延長保育促進事業補助金	1,667,000	300,000	600,000	600,000	600,000	600,000
民間保育園病児・病後児保育事業	—	—	—	—	—	5,434,900

日本スポーツ振興センター共済掛金	2.3号 13,300	2.3号 7,700	2.3号 11,900	2.3号 13,300	2.3号 10,500	2.3号 13,300
計	4,733,300	2,928,700	3,556,900	6,417,300	3,447,500	12,243,200

補助金内訳 2

(単位：円)

区分	戸頭東 保育園	藤代駅前 ナーサリ- スクール	藤代中央 保育園	どんぐり 保育園	たかさご スクール取手 ・アネックス	取手ふたば 文化
民間保育園 運営費補助金	3,269,000	2,729,000	3,053,000	2,405,000	3,662,400	3,009,800
民間保育園 一時預かり事業	—	—	—	3,051,000	2,751,000	—
民間保育園延長保 育促進事業補助金	600,000	600,000	600,000	—	600,000	600,000
民間保育園 病児・病後児保育 事業	—	—	—	8,794,900	—	—
日本スポーツ振興 センター共済掛金	2.3号 20,020	2.3号 9,100	2.3号 13,300	3号 4,900	1.2.3号 17,064	1.2.3号 26,028
計	3,889,020	3,338,100	3,666,300	14,255,800	7,030,464	3,635,828

補助金内訳 3

(単位：円)

区分	めぐみ 幼稚園	戸頭 さくらの森	みどりが丘 幼稚園	取手幼稚園	つつみ 幼稚園	あづま 幼稚園
民間保育園 運営費補助金	2,858,600	2,696,600	2,901,800	2,513,000	2,599,400	2,869,400
民間保育園延長保 育促進事業補助金	—	—	—	300,000	—	902,400
認定こども園整 備費補助金	218,748,000	—	—	—	—	—
日本スポーツ振興 センター共済掛金	1.2.3号 15,876	1.2.3号 14,796	1.2.3号 28,188	1.2.3号 8,100	1.2.3号 20,844	1.2.3号 21,360
計	221,622,476	2,711,396	2,929,988	2,821,100	2,620,244	3,793,160

補助金内訳 4

(単位：円)

区分	白山幼稚園	光風台 幼稚園	チューリップ ・チューリップ 第二幼稚園
日本スポーツ振興 センター共済掛金	1.2号 10,800	1.2号 12,960	1号 7,020
計	10,800	12,960	7,020

※日本スポーツ振興センター共済掛金については、認定番号により単価が変わる。

【担当：子育て支援課】 P.135

2401 管外保育園入所に要する経費 122,622,000円(115,940,000円)

〔国・県 83,309,000円 その他 3,251,000円 一財 36,062,000円〕

* 特財積算根拠

〔国負：子どものための教育・保育給付費負担金 53,462,000円〕

[県負：子どものための教育・保育給付費負担金 23,459,000 円]

[県補：子どものための教育・保育給付費補助金 6,388,000 円]

[負担金：民間保育園入所児保護者負担金 3,251,000 円]

○ 目的

保護者の就労等諸事情により、管外（市外）の保育園等に入所する児童に係る経費を負担し、乳幼児の健全な心身の発達を図る。

○ 内容

保育所（園）・幼稚園・認定こども園入所費

（単位：延べ人数、円）

区分	3号認定		1号・2号認定		計	費用
	0歳児	1・2歳児	3歳児	4・5歳児		
管外公立保育所（園）	1	24	12	12	49	3,500,593
管外私立保育所（園）	24	118	20	100	262	33,952,522
管外私立施設給付型幼稚園	—	—	48	99	147	9,995,462
管外私立認定こども園1号認定	—	—	214	313	527	39,545,380
管外私立認定こども園2号3号認定	13	67	48	112	240	24,572,479
管外私立地域型保育園	16	52	—	—	68	11,052,554
計	54	261	342	636	1,293	122,618,990

[担当：子育て支援課] P.135

2801 子育てのための施設等利用給付に要する経費 16,592,000 円（18,267,000 円）

[国・県 12,439,000 円 一財 4,153,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：子育てのための施設等利用給付費負担金 8,293,000 円]

[県負：子育てのための施設等利用給付費負担金 4,146,000 円]

○ 目的

幼児教育・保育の無償化に伴い、対象施設等を利用する児童に対し、施設等利用給付を行い、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図る。

○ 内容

新制度未移行幼稚園（子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園）を利用する児童や、保育の必要性の認定を受け、幼稚園・認定こども園の預かり保育や認可外保育施設等を利用する児童に施設等利用給付を行う。

- ・新制度未移行幼稚園 月額給付上限額 25,700 円
- ・預かり保育 月額給付上限額 3歳以上児 11,300 円 3歳未満児 16,300 円
- ・認可外保育施設等 月額給付上限額 3歳以上児 37,000 円 3歳未満児 42,000 円

2 児童福祉費 4 保育所費

[担当：子育て支援課] P.136

2001 保育所の管理運営に関する経費 548,333,000 円（556,083,000 円）

[その他 99,014,000 円 一財 449,319,000 円]

＊ 特財積算根拠

- [負担金：延長保育利用保護者負担金 1,102,000 円]
- [負担金：日本スポーツ振興センター災害給付負担金 135,000 円]
- [使用料：公立保育所使用料（保護者負担分） 54,090,000 円]
- [繰入金：公共施設整備基金繰入金 1,600,000 円]
- [繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 3,830,000 円]
- [諸収入：管外保育受託収入 1,081,000 円]
- [諸収入：保育所職員給食代 14,964,000 円]
- [諸収入：保育所児童給食代 20,307,000 円]
- [諸収入：一時保育利用者給食代 630,000 円]
- [諸収入：雇用保険料本人負担分 1,275,000 円]

○ 目的

保護者の就労又は疾病等により、保育を必要とする乳幼児を公立保育所で受け入れ、保護者の社会活動を促進するとともに、乳幼児の健全な心身の発達を図る。

○ 内容

公立保育所4か所の運営に要する会計年度任用職員保育士等の人件費、施設管理、給食・衛生管理及び健康安全等の経費。

[担当：子育て支援課] P.139

2004 医療的ケア児保育に関する経費 324,000 円

[一財 324,000 円]

○ 目的

医療的ケア児の保育施設入所に向けた体制を整備し、児童とその家族の支援を図るための整備費用。

○ 内容

保育所等入所検討会議委員への謝礼。保育士や看護師向けの研修費用。主治医との連絡調整のための旅費・駐車料金。看護師が使用する消耗品等。

3 生活保護費 2 扶助費

[担当：社会福祉課] P.144

2001 生活保護に要する経費 2,353,000,000 円 (2,258,000,000 円)

[国・県 1,824,140,000 円 その他 2,000 円 一財 528,858,000 円]

＊ 特財積算根拠

- [国負：生活保護費負担金 2,353,000,000 円× $\frac{3}{4}$ =1,764,750,000 円]
- [県負：生活保護費負担金 237,560,000 円× $\frac{1}{4}$ =59,390,000 円]
- [諸収入：生活保護法第78条返還金 1,000 円]
- [諸収入：生活保護法第63条返還金 1,000 円]

○ 目的

生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。

○ 内容

令和5年12月末現在 ・保護世帯数 1,117世帯
・保護人数 1,349人
・保護率 13.0% (パーミル)

扶助費 2,353,000,000円 (内訳)

・生活扶助	714,025,000円
・住宅扶助	352,035,000円
・教育扶助	6,084,000円
・医療扶助	1,150,961,000円
・介護扶助	109,304,000円
・出産扶助	1,751,000円
・生業扶助	3,451,000円
・葬祭扶助	7,459,000円
・施設事務費	5,393,000円
・就労自立給付金	140,000円
・進学準備給付金	400,000円
・日常生活支援委託事務費	1,997,000円

4 災害救助費 1 災害救助費

[担当：社会福祉課] P.145

2001 災害見舞金等に要する経費 273,000円 (273,000円)

[一財 273,000円]

○ 目的

市民が災害を受けたときに、被災者又は葬祭を行う者に対して弔慰金又は見舞金、支援金をおくり、その援護と更正意欲の高揚を図る。

○ 内容

・災害弔慰金支給審査委員報酬 81,000円

災害弔慰金・災害障害見舞金を支給するに当たり判定が困難な場合等に医療・保健、その他有識者により調査審議をする災害弔慰金支給審査委員会を設置する。

・災害見舞金 190,000円

[参考] 災害見舞金の額

1. 死亡等の場合

・死亡	100,000円
・全治3か月以上の負傷	50,000円
・全治1か月以上3か月未満の負傷	30,000円

2. 住家、店舗及び倉庫の損壊、滅失等の場合

(1) 住家全壊 (全焼)	3人以下の世帯	70,000円
	4人以上の世帯	100,000円
(2) 住家半壊 (半焼)	3人以下の世帯	30,000円
	4人以上の世帯	50,000円

(3) 住家部分焼	10,000 円
(4) 住家以外の家屋焼失 (20 m ² 以上の建物を対象とする)	
全壊 (全焼)	20,000 円
半壊 (半焼)	10,000 円
(5) 借家 (1) から (4) まで列記の半額以下とする。	
3. 床上浸水の場合	30,000 円

4 衛生費

1 保健衛生費 1 保健衛生総務費

[担当：保健センター] P.149

20 健康づくりに要する経費 1,554,000円(1,109,000円)

[国・県 130,000円 その他 86,000円 一財 1,338,000円]

* 特財積算根拠

[県補：健康増進事業費補助金 130,000円]

[諸収入：講座参加個人負担金 86,000円]

○ 目的

健康の保持・増進と疾病の予防を図る。

○ 内容

自らの健康は自ら守るという認識のもと、健康の保持・増進・疾病予防に必要な知識を学び、生活習慣を見直すための糖尿病学習会や、子育て支援センターを利用している母親に対する健康教育等を実施する。また、生活習慣病予防や食育活動の推進を図るため、取手市食生活改善推進協議会に健康づくり推進事業を委託する。

・健康づくり推進事業関係経費	委託料	健康づくり推進事業委託料	700,000円
	需用費	消耗品費	95,000円
・健康教育関係経費	報償費	健康教育講師謝礼	100,000円
	需用費	消耗品費	333,000円

[担当：保健センター] P.150

2401 取手北相馬休日夜間緊急診療所運営に要する経費 36,715,000円(32,532,000円)

[その他 15,376,000円 一財 21,339,000円]

* 特財積算根拠

[負担金：取手北相馬休日夜間緊急診療所運営費負担金 15,376,000円]

○ 目的

日曜日や祝日、年末年始における日中及び夜間、並びに土曜日の夜間を含めた初期救急医療体制の構築を図る。

○ 内容

取手市、守谷市、利根町及びつくばみらい市が、取手北相馬休日夜間緊急診療所の運営を公益社団法人取手市医師会に委託し、日曜日や祝日、年末年始における日中及び夜間、並びに土曜日の夜間に診療所を開設し、初期救急医療体制の構築を図る。

[担当：保健センター] P.150

2501 常総地域病院群輪番制病院運営費補助金 33,368,000円(33,605,000円)

[その他 19,263,000円 一財 14,105,000円]

* 特財積算根拠

[負担金：常総地域病院群輪番制病院運営費負担金 19,263,000円]

○ 目的

日曜日や祝日及び夜間（全日）の第二次救急医療体制として、重症患者（手術・入院を要する患者）の医療の確保を図り、また、小児救急医療輪番制により、地域の小児救急医療の確保を図る。

○ 内容

日曜日や祝日の日中及び全日の夜間において、常総地域内の JA とりで総合医療センター、取手北相馬保健医療センター医師会病院、東取手病院、総合守谷第一病院、守谷慶友病院、きぬ医師会病院及び水海道さくら病院の 7 病院が共同連携し、輪番方式で行う第二次救急医療業務に関する運営経費を「常総地域における病院群輪番制病院運営費の補助に関する協定書」に基づき、4 市 1 町で補助する。また、JA とりで総合医療センター及び総合守谷第一病院が輪番方式で行う小児救急医療業務に関する運営経費を「小児救急医療輪番制病院運営費の負担に関する協定書」に基づき、4 市 1 町で補助する。

協定市町：取手市、守谷市、利根町、つくばみらい市、常総市

- ・常総地域病院群輪番制病院運営費補助金 31,116,000 円
- ・小児救急医療輪番制運営負担金 2,252,000 円

【担当：保健センター】 P.150

4001 公的病院等運営費補助金 121,591,000 円 (121,811,000 円)

[一財 121,591,000 円]

○ 目的

公的病院等に対し、運営費を補助することにより、救急医療の確保及び地域医療の充実を図る。

○ 内容

JA とりで総合医療センター及び取手北相馬保健医療センター医師会病院に対し、特別交付税に関する省令により算定した額を基準として、運営経費の補助を行う。

1 保健衛生費 2 予防費

【担当：保健センター】 P.150

2001 予防接種に要する経費 302,729,000 円 (347,790,000 円)

[国・県 1,175,000 円 その他 19,000 円 一財 301,535,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：緊急風しん抗体検査等事業費補助金 1,175,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 19,000 円]

○ 目的

各種感染症の発生及びまん延を防止し、市民（国民）の免疫水準を維持するために、予防接種の接種機会を安定的に確保する。

○ 内容

予防接種法に定める定期予防接種（A 類疾病・B 類疾病）及び、予防接種法に基づかない取手市が費用の一部を助成して行う任意予防接種を実施する。

- ・令和 6 年度は、ヒトパピローマウイルス感染症（HPV ワクチン）のキャッチアップ接種が最終年度であることから、接種率向上に向け未接種者への個別通知等で周知する。

・高齢者に対する肺炎球菌ワクチンの定期接種について、国では令和5年度で特例による接種対象者の経過措置を終了し、令和6年度以降は65歳の方、60歳以上65歳未満の方で一定の条件を満たす方のみを定期接種の対象とするが、取手市では国と同様の条件の適用は令和7年度から実施することとし、令和6年度は移行期間として位置づけ、定期接種対象者以外の66歳以上（任意接種）の方も接種できる最終年度として、接種勧奨の周知徹底を図っていく。

・令和6年度から、骨髄移植等の医療行為により、接種した定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断された方を対象に、再接種費用の一部助成を行う。

【定期予防接種】

A類疾病：B型肝炎・Hib感染症・小児の肺炎球菌感染症・ジフテリア・百日せき・破傷風・急性灰白髄炎（ポリオ）・結核（BCG）・麻しん・風しん・水痘・日本脳炎・ヒトパピローマウイルス（HPV）感染症（子宮頸がん）・ロタウイルス

B類疾病：季節性インフルエンザ・高齢者の肺炎球菌感染症（65歳の方等）

【任意予防接種】

おたふくかぜ・季節性インフルエンザ（小児）・高齢者肺炎球菌感染症

・需用費	1,474,000円
消耗品費（シール・白用紙等）	313,000円
印刷製本費（予診票等）	1,161,000円
・役務費	117,000円
手数料	117,000円
・委託料	294,814,000円
予防接種委託料	294,814,000円
・扶助費	2,530,000円
任意予防接種助成費	263,000円
定期予防接種助成費	1,871,000円
HPV感染症任意予防接種助成費	396,000円

<委託料内訳> 予防接種ワクチンの種類

区分	予防接種ワクチンの種類	見込回数	助成
定期 予防接種	BCG	540	全額
	麻しん風しん（MR）1期（1歳児）・2期（年長児） 5期（成人）	1,283	全額
	麻しん 1期（1歳児）・2期（年長児）	1	全額
	風しん 1期（1歳児）・2期（年長児） 5期（成人）	1	全額
	B型肝炎	1,620	全額
	ヒブ	2,160	全額
	肺炎球菌（小児）	2,232	全額
	4種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ）	2,160	全額
	3種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風）	1	全額

	不活化ポリオ		1	全 額
	水痘		1,080	全 額
	日本脳炎		3,026	全 額
	2種混合（ジフテリア・破傷風）		695	全 額
	HPV（子宮頸がん予防）		2,500	全 額
	ロタウイルス		1,134	全 額
	インフルエンザ（高齢者）	一般	25,019	一 部
		減免者	362	全 額
	肺炎球菌（高齢者）	一般	616	一 部
減免者		1	全 額	
任意 予防接種	おたふくかぜ		600	一 部
	インフルエンザ（小児）		8,001	一 部
	肺炎球菌（高齢者）	一般	402	一 部
		減免者	7	全 額
抗体検査	風しん抗体検査		323	全 額

1 保健衛生費 3 母子衛生費

〔担当：保健センター〕 P.152

0501 母子衛生事務に要する経費 9,273,000円（8,314,000円）

〔国・県 4,832,000円 その他 47,000円 一財 4,394,000円〕

＊ 特財積算根拠

〔国補：子ども・子育て支援交付金 3,866,000円〕

〔県補：子ども・子育て支援交付金 966,000円〕

〔諸収入：雇用保険料本人負担分 47,000円〕

○ 目的

子育て世代包括支援センターとして、妊娠期から子育て期にわたり、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、保健師等の専門職が切れ目のない総合的な相談支援を実施する。

○ 内容

妊娠期から出産、子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談に応じ、必要な情報・サービスの提供を行う。

全ての妊産婦の状況を把握するとともに、妊娠期又は出産後に継続的な支援が必要な方に対して、保健師等が支援プランの作成を行い、関係機関との連携を図りながら、必要な支援につなげる。

〔担当：保健センター〕 P.152

20 乳幼児健診に要する経費 20,533,000円（18,986,000円）

〔国・県 5,476,000円 その他 68,000円 一財 14,989,000円〕

＊ 特財積算根拠

[国補：子ども・子育て支援交付金 3,661,000 円]

[県補：子ども・子育て支援交付金 1,815,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 68,000 円]

○ 目的

家庭訪問や乳幼児健診により、生後早期からの子育て環境や、児の発育状況、母親の心身の健康状態を確認し、保護者との信頼関係を築きながら、疾病などの早期発見及び早期対応を図る。

○ 内容

(1) 家庭訪問

- ・ 生後 4 か月までの乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）を実施する。
生後 4 か月までの乳児がいる全ての家庭に保健師・保育士等が訪問し、安心して子育てができるように支援する。
- ・ 他市町村の依頼により、里帰りしている産婦・乳児の訪問を実施する。
- ・ 継続的に支援が必要な場合には地区担当保健師が訪問し、子育て支援課や児童相談所等の関係機関及び医療機関と連携して対応する。

(2) 健康診査

4 か月児、1 歳 6 か月児及び 3 歳 5 か月児を対象に健康診査を実施する。

また、3 歳 5 か月児健診では令和 4 年 12 月から目の検査機器（屈折検査）を導入し、近視や乱視などの屈折異常の早期発見、早期対応を行う。

4 か月児健康診査：身体計測、診察（内科）、離乳食指導、保健指導及び図書館職員によるブックスタート

1 歳 6 か月児健康診査：身体計測、診察（内科・歯科）、相談（発達・子育て・栄養）、保健指導及び歯科衛生士による歯みがき指導・フッ化物塗布

3 歳 5 か月児健康診査：身体計測、診察（内科・歯科）、相談（発達・子育て・栄養）、保健指導及び歯科衛生士による歯みがき指導・フッ化物塗布、目の検査（屈折検査）、視能訓練士による視力検査、尿検査

・ 4 か月児健診関係経費

報酬：医師報酬 21,000 円×24 回 504,000 円

需用費：消耗品費 36,000 円

・ 1 歳 6 か月児健診関係経費

報酬：医師報酬 21,000 円×48 回 1,008,000 円

報償費：心理発達相談員・歯科衛生士謝礼 1,216,000 円

需用費：消耗品費、医薬材料費 109,000 円

・ 3 歳 5 か月児健診関係経費

報酬：医師報酬 21,000×54 回 1,134,000 円

報償費：心理発達相談員・視能訓練士・歯科衛生士謝礼 1,658,000 円

需用費：消耗品費、印刷製本費 261,000 円

委託料：3 歳 5 か月児尿検査委託料 10,000 円

(3) 育児相談

乳幼児が健やかに成長できるよう、保健師・栄養士・歯科衛生士・心理士が育児に関する

る心配事や不安についての相談に対応し、必要な支援を行う。また、子育て中の親が地域の身近な場所で相談が受けられるように、各地域子育て支援センターに専門職が出向き相談を実施する。

〔担当：保健センター〕 P.155

21 母子保健に要する経費 82,815,000円(70,508,000円)

〔国・県 12,165,000円 その他 590,000円 一財 70,060,000円〕

＊ 特財積算根拠

〔負担金：未熟児養育医療保護者負担金 502,000円〕

〔国負：未熟児養育医療負担金 1,243,000円〕

〔国補：産後ケア事業補助金 6,429,000円〕

〔国補：産婦健康診査補助金 2,400,000円〕

〔国補：多胎妊娠の妊婦健康診査補助金 37,000円〕

〔国補：1か月児健康診査補助金 1,200,000円〕

〔県負：未熟児養育医療負担金 621,000円〕

〔県補：地域少子化対策重点推進交付金 235,000円〕

〔諸収入：講座参加個人負担金 88,000円〕

○ 目的

出産前後の母子の健康管理、児の健全な成長発達及び保護者への教育、育児不安等の軽減を図る。

○ 内容

(1) 妊婦父親教室

・ マタニティクラス・ウェルカムベビークラス

妊娠5・6か月頃の妊婦又はその配偶者等を対象に妊娠、出産、育児について学ぶ教室を開催する。

教室名	回数
マタニティクラス	3回コース×4回
ウェルカムベビークラス	5回

※マタニティクラスは平日、ウェルカムベビークラスは土曜日に開催する。

(2) 母子健康教育

・ 1歳児歯みがき教室

1歳児を対象に予約制で実施する。育児相談・栄養相談・歯科相談を行い、生涯にわたる歯と口の健康づくりに積極的に取り組む。

・ 離乳食教室

前期(5～6か月頃)・後期(9～10か月頃)を対象に予約制で実施する。離乳食の進め方等の相談・指導を通し、育児の支援をしていく。

・ レッツトライ高校生講座

市内の高校生を対象に、妊娠・出産の知識や男女の体の仕組み、予防できる病気や感染症等について学び、望ましい妊娠ができるよう正しい知識を提供し、自分のライフプランを考えるきっかけとする。

・BP1 プログラム

生後2～5か月の第1子を育てている母親を対象に、仲間づくりと「少し先を見通した子育ての知識」をBP1プログラムの手法を用いて提供することにより、親の役割や育児スキルを参加者同士で学びあう場とし、育児不安や育児ストレスの軽減を図る。

(3) 妊婦・乳児健康診査

・妊婦健康診査

妊婦1人につき最大14回まで妊婦健康診査の費用の一部を助成し、妊婦の健康診査費用の負担軽減を図るとともに、その結果を把握し、必要時に相談や指導を行い、健やかな妊娠と安全な出産を迎えるために支援する。また、令和6年度より多胎妊娠の妊婦健康診査の健診・検査費用の一部について5回を上限に助成する。

・新生児聴覚検査

初回検査と再検査に対し、公費負担を実施し、聴覚障害の早期発見、早期治療を図る。

・産婦健康診査

産後初期段階で健康診査（出産後2週間頃及び1か月頃の2回）を実施し、母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握を行い、母子への心身のケア（産後ケア）などの支援につなげる。

・産後ケア

産後ケアを必要とする出産後おおむね1歳未満の乳児と母親を対象として、医療機関でデイサービス（通所）やショートステイ（宿泊）の利用を通して、安心して子育てができるよう育児支援を行う。

・乳児健康診査

乳児期に第1回（3～7か月の間）、第2回（8～11か月の間）の2回公費負担での健康診査を実施し、結果を確認の上、必要時に支援につなげる。

また、乳児の健康保持及び重篤な身体疾患の早期発見・早期診断を図るとともに、育児に関する相談に応じ、保護者の育児を支援するため、令和6年度から公費負担による1か月児健康診査を医療機関での個別健診で実施する。

(4) フォローアップ教室

1歳6か月児健康診査、3歳5か月児健康診査等の結果、発達の遅れや偏りが心配される児や不安を抱えている保護者に対し、取手市療育システムの一環として、集団の場で保健師や心理士・保育士などの専門職が関わり、個々に応じた対応方法やアドバイスを保護者に伝え、継続的に支援していく。必要時、療育機関や医療機関につなげる対応を行う。

(5) 未熟児養育医療

身体の発育が未熟なまま出生した児に対し、医師が入院養育を必要と認めた場合、速やかに適切な処置を講ずる目的で、指定医療機関において必要な医療の給付を行う。

・妊婦・乳児健康診査関係経費	委託料	1か月児健康診査委託料	2,971,000円
		妊婦健康診査委託料	46,955,000円
		乳児健康診査委託料	5,045,000円
		産後ケア事業委託料	12,852,000円
		産婦健康診査委託料	4,500,000円
		新生児聴覚検査委託料	1,350,000円

	扶助費	多胎妊娠の妊婦健康診査費	75,000 円
・未熟児養育医療関係経費	扶助費	医療機関未熟児養育費	2,991,000 円

[担当：健康づくり推進課] P.157

2301 妊産婦・子育て女性の健康づくり事業に要する経費 5,157,000 円 (5,048,000 円)

[国・県 4,324,000 円 その他 264,000 円 一財 569,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：地方スポーツ振興費補助金 4,324,000 円]

[諸収入：妊産婦・子育て女性の健康づくり事業個人負担金 264,000 円]

○ 目的

妊産婦や乳幼児を養育する母親の、妊娠前後の不定愁訴、体力の低下、社会からの孤立感や不慣れな育児に思い悩むこと等によるメンタルヘルスの悪化を予防するために、対面及びオンラインによる運動と相談一体型の教室を開催し、母親の健康増進・メンタルヘルスの向上・コミュニティ形成の支援を図る。

○ 内容

週2回のオンラインと月1回の対面教室で、運動指導士による運動教室を開催し、同時に助産師・保健師等による相談交流会を実施する。

運動教室運営委託 4,748,000 円

・運動教室運営支援

HP・受付システムの管理、運動教室・相談会の実施

・講師派遣

運動教室（オンライン48回、対面教室12回）への専門職（運動指導士・助産師・保健師等）の派遣

[担当：保健センター] P.157

2401 出産・子育て応援相談に要する経費 67,794,000 円 (65,785,000 円)

[国・県 55,829,000 円 その他 16,000 円 一財 11,949,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：出産・子育て応援交付金 43,886,000 円]

[県補：出産・子育て応援交付金 11,943,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 16,000 円]

○ 目的

全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、様々なニーズに即した支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、出産・子育て応援給付金を支給し、経済的支援を一体的に実施する。

○ 内容

出産・子育て応援相談事業は、経済的支援として、出産応援給付金を妊婦1人につき5万円、子育て応援給付金を出生児1人につき5万円を支給する。

また、伴走型相談支援として、妊娠届出時、妊娠8か月前後、出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間に、出産・育児等の見通しを立てるための面談等を実施し、個々に応じた相談支援を充実していく。

1 保健衛生費 4 生活習慣病対策費

[担当：保健センター] P.158

20 生活習慣病対策検診に要する経費 49,377,000円(41,764,000円)

[国・県 2,532,000円 その他 155,000円 一財 46,690,000円]

* 特財積算根拠

[国補：新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業費補助金 177,000円]

[県補：健康増進事業費補助金 2,278,000円]

[県補：がん予防・検診促進事業費補助金 77,000円]

[諸収入：喀痰検査費用自己負担金 35,000円]

[諸収入：大腸がん検診費用自己負担金 120,000円]

○ 目的

検診により自己の健康状態を知り、生活習慣を見直すきっかけとすることにより、健康の保持・増進を図る。

○ 内容

健(検)診受診率向上対策としては、特に20歳から40歳代の女性へのアプローチを強化し、受診しやすい環境整備に引き続き努めていく。20歳から39歳までの女性に対しては、引き続き個別通知での受診勧奨を行い、ヘルスアップ健診、子宮がん検診、乳がん検診が同時に実施できるレディースデイ健診を集団健診(託児付)及び医療機関健診で実施する。

40歳以上からは、健(検)診項目の追加や健(検)診方法も多様になることから、令和6年度からは、新たに40歳以上の女性に対して個別通知を行い、受診勧奨を強化していく。

集団乳がん検診時には、早期発見のための普及啓発として「乳がん触診モデル」を会場に設置するなど、自己触診法の普及に努める。

健康寿命の延伸を図るためには、骨粗しょう症予防は重要である。骨粗しょう症の予防・早期発見に向け、令和6年度より骨粗しょう症検診後の事後指導において、整形外科医師による講演会を実施し、強化を図る。

各種がん検診の受診率向上に向けて、検診案内の対象者の拡大や周知方法、申込方法を工夫し、受診しやすい体制を整備するとともに、精密検査対象者の受診率向上に引き続き努め、がん検診に関する知識の更なる普及を図る。

・骨粗しょう症検診関係経費	報償費(事後指導講師謝礼)	29,000円
	需用費(消耗品費)	126,000円
	委託料(200人)	415,000円
・乳がん検診関係経費	健康運動指導士委託料	8,000円
	報償費(保育士謝礼)	36,000円
	需用費(消耗品費)	66,000円
・胃がん集団検診関係経費	委託料(超音波・X線 1,719人)	5,996,000円
	委託料(675人)	2,975,000円
	・子宮がん検診関係経費	需用費(印刷製本費)
・大腸がん検診関係経費	委託料(1,670人)	11,442,000円
	扶助費(クーポン対象者1人)	2,000円
	検診委託料(2,355人)	4,031,000円
	発送業務委託料	253,000円

・ 肺がん検診関係経費	委託料 肺がん検診 (4,812 人)	8,141,000 円
	喀痰検査 (81 人)	263,000 円
・ 健康診査関係経費	報償費 (事後指導講師謝礼)	120,000 円
	需用費 (消耗品費)	33,000 円
	委託料 ヘルスアップ健診 (360 人)	2,712,000 円
	肝炎ウイルス検診 (344 人)	1,071,000 円
・ 前立腺がん検診関係経費	検診委託料 (1,355 人)	2,987,000 円
・ 歯科保健関係経費	報償費 (歯科医師謝礼)	184,000 円
	需用費 (歯周疾患検診問診票等)	88,000 円
	役務費 (歯周疾患検診個別通知郵送代)	360,000 円
	歯周疾患検診委託料 (383 人)	1,725,000 円
	・ レディースデイ健診関係経費	報償費 (保育士謝礼)
	需用費 (消耗品費)	3,000 円
	健診委託料 (563 人)	6,204,000 円

[担当：保健センター] P.161

2401 精神保健事業に要する経費 858,000 円 (886,000 円)

[国・県 462,000 円 一財 396,000 円]

* 特財積算根拠

[県補：地域自殺対策強化事業費補助金 462,000 円]

○ 目的

こころの悩みや病気を抱える方及びその家族等に対する相談の場を設け、適切な支援を行うとともに生活の向上を図る。また、広く市民に対し自殺予防及び精神保健福祉に関する普及啓発を図る。

○ 内容

こころの健康相談として、精神科医師による相談を月 1 回実施する。

自殺予防対策事業については、庁内連携を図るため「いのちを守るネットワーク推進会議」を継続的に実施し、関係部署で構成するワーキングチームにて、具体的内容を検討していく。自殺予防週間・月間に、キャンペーンを実施し、市民への普及啓発を進める。地域における見守りと気付きに重点をおき、身近な相談者を増やすため、ゲートキーパー養成講座・ミニ講座を継続して開催していく。

メンタルチェックシステム「こころの体温計」を用い、ホームページから自分のこころの健康度をチェックし、必要時に適切な相談機関についての情報を提供できる体制を整える。

・ 報償費 (医師謝礼、ゲートキーパー養成講座講師謝礼)	400,000 円
・ 旅費 (交通費)	2,000 円
・ 需用費 (消耗品費・印刷製本費)	341,000 円
・ 委託料 (メンタルチェックシステム「こころの体温計」)	115,000 円

1 保健衛生費 6 環境衛生費

[担当：環境対策課] P.163

2101 犬猫対策に要する経費 3,108,000円(3,094,000円)

[その他 2,411,000円 一財 697,000円]

* 特財積算根拠

[手数料：犬登録手数料 930,000円]

[手数料：注射済票交付手数料 1,481,000円]

○ 目的

狂犬病の予防及び公衆衛生・公共の福祉の増進を果たす。また、動物愛護協議会と連携して動物の愛護及び適正飼養の確保を図る。

○ 内容

- ・犬の登録、鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付、手数料徴収事務。
- ・動物愛護協議会と連携して、犬猫の飼育マナー向上を図る教室、講演会等を開催する。
- ・動物愛護団体と連携して、犬猫の引取りに必要となるフードを支給する。
- ・道路上の動物の死体を処理する。

委託料 動物死体処理業務委託料 2,088,000円

[担当：環境対策課] P.164

2401 取手市外2市火葬場組合負担金 44,631,000円(41,542,000円)

[その他 21,000,000円 一財 23,631,000円]

* 特財積算根拠

[諸収入：取手市外2市火葬場組合事務費 21,000,000円]

○ 目的

取手市外2市火葬場組合により火葬場「やすらぎ苑」の管理運営等を行う。

○ 内容

火葬場「やすらぎ苑」の効率的な管理運営により、火葬を円滑に実施する。

【火葬場組合負担金】

(単位：千円)

構成市	平均割 30%	人口割 70%	合計	負担割合
取手市	10,561	34,070	44,631	42.259%
守谷市	10,561	22,691	33,252	31.485%
つくばみらい市	10,561	17,169	27,730	26.256%
計	31,683	73,930	105,613	100%

[担当：環境対策課] P.165

3001 環境基本計画推進に要する経費 764,000円(764,000円)

[その他 265,000円 一財 499,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金：環境基金繰入金 25,000円]

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 240,000円]

○ 目的

環境基本計画に定めた施策を総合的・計画的に推進する。

○ 内容

(1) 環境講座

市民の環境問題への理解を深め、自主的・自発的な環境に配慮した行動を促進するため、環境分野からテーマを設け、環境について学び、考える機会を提供する。

- ・ 報償費 環境講座講師謝礼 20,000 円
- ・ 需用費（消耗品費） 環境講座教材及び作成材料代 5,000 円

(2) 取手市里山・谷津田保全「いもりの里」協議会補助金

里山保全活動を実施している地区・団体等に補助金を交付し、活動を支援する。

- ・ 負担金、補助及び交付金

取手市里山・谷津田保全「いもりの里」協議会補助金 350,000 円

(3) 宮ノ前ふれあい公園ホテルの里育成協議会補助金

宮ノ前ふれあい公園内でヘイケボタルの放流・育成及び生息・繁殖に相応しい環境づくりを推進する地区・団体等に補助金を交付し、活動を支援する。

- ・ 負担金、補助及び交付金

宮ノ前ふれあい公園ホテルの里育成協議会補助金 350,000 円

[担当：環境対策課] P.166

3801 地球温暖化対策の推進に要する経費 8,796,000 円（17,726,000 円）

[国・県 1,150,000 円 その他 4,364,000 円 一財 3,282,000 円]

* 特財積算根拠

[県補：自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金 1,150,000 円]

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 1,890,000 円]

[繰入金：森林環境譲与税基金繰入金 2,474,000 円]

○ 目的

令和 32（2050）年までに市域の温室効果ガス排出量実質ゼロを目指し、地球温暖化対策を総合的・計画的に推進する。

○ 内容

(1) 地球温暖化防止対策講座

地球温暖化の現状・対策の重要性について市民の理解を深め、自主的・自発的な環境に配慮した行動を促進するため、地球温暖化対策について学び、考える機会を提供する。

- ・ 報償費（講師謝礼） 地球温暖化対策講座講師謝礼 550,000 円

(2) 環境教育プログラム業務委託

子どもたちに環境問題への対応を切り口として、持続可能（サステナブル）な未来をつくる知恵や価値観を育む探究型環境教育を推進する。令和 4 年度から事業を開始。令和 5 年度には、市内の小中学校計 6 校で実施。令和 6 年度には、対象校に小学校 5 校、中学校 2 校を加えた計 13 校で実施し、令和 7 年度までに市内の全公立小・中学校へ展開を図る。

また、探究型環境教育の推進に当たっては、児童・生徒がタブレット等の情報通信技術（ICT）を活用しながら活動の成果を数値化、その成果を発表・発信し、多世代に共感される課題対応アイデアを創出する力を身につけていく。

・委託料 環境教育プログラム業務委託料 2,706,000 円

(3) 森林整備活動と環境教育事業業務委託

次世代を担う子どもたちに、自然環境での活動体験の場及び新たな学びのフィールドを提供するとともに、植林体験（群馬県みなかみ町）を通じて地球温暖化の要因となる二酸化炭素を吸収する役割を果たす森林整備や林業に対する理解と関心を高める。

・委託料 森林整備活動と環境教育業務委託料 2,474,000 円

(4) 自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金及び住宅用太陽光発電システム設置補助金

市域における再生可能エネルギーの普及・拡大を図るため、住宅用蓄エネルギー設備及び住宅用太陽光発電設備を導入する市民に対し、導入に要する経費の一部を補助する。

・負担金、補助及び交付金

自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金（30基） 1,500,000 円

住宅用太陽光発電システム設置補助金（30基） 900,000 円

[担当：環境対策課] P.166

4001 取手駅東西口喫煙所管理に要する経費 2,390,000 円（1,321,000 円）

[一財 2,390,000 円]

○ 目的

令和5年度に開設した取手駅東口コンテナ型喫煙所、令和6年度に開設予定の取手駅西口コンテナ型喫煙所の適切な維持管理及び防犯対策により、健康増進法に定める「望まない受動喫煙」の防止に資する。

○ 内容

・委託料

取手駅東口喫煙所警備委託料	498,960 円
取手駅西口喫煙所警備委託料	415,800 円
取手駅東口喫煙所メンテナンス業務委託料	621,500 円
取手駅西口喫煙所メンテナンス業務委託料	425,700 円
取手駅東口・西口喫煙所エアコン内部洗浄業務委託	96,800 円

1 保健衛生費 7 公害対策費

[担当：環境対策課] P.167

2001 公害対策事業に要する経費 4,597,000 円（4,117,000 円）

[その他 100,000 円 一財 4,497,000 円]

* 特財積算根拠

[手数料：土砂等による土地の埋立等に係る特定事業許可申請手数料 100,000 円]

○ 目的

水質分析調査、騒音・振動測定等の監視調査活動を実施することにより、市民の健康を守り、快適な生活環境を保全する。

○ 内容

・公害水質調査委託料

河川水質調査委託料 903,398 円

古利根沼水質調査委託料	392,150 円
井戸水の有害物質調査委託料	435,600 円
・産業廃棄物対策調査委託料	981,200 円
・自動車騒音常時監視調査業務委託料	1,540,000 円

[担当：環境対策課] P.167

2501 放射能対策に要する経費 7,276,000 円 (7,098,000 円)

[国・県 7,220,000 円 一財 56,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：放射線量低減対策特別緊急事業費補助金 7,220,000 円]

○ 目的

除染作業が終了した子ども関連施設の事後モニタリング測定を継続して実施し、除染効果の維持状況を確認するとともに、測定結果をホームページで公表し、住民の安心感の醸成を図る。また、家庭菜園等で採取した市民持込食材の放射性物質検査を継続して実施し、食の安全・安心を確保する。

○ 内容

・一般持込食材放射性物質検査委託料	28,000 円
・除染実施後モニタリング業務委託料	7,050,000 円

2 清掃費 1 清掃総務費

[担当：環境対策課] P.169

2201 合併処理浄化槽設置整備費補助事業に要する経費 11,627,000 円 (11,635,000 円)

[国・県 7,732,000 円 一財 3,895,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：循環型社会形成推進交付金 3,866,000 円]

[県補：合併処理浄化槽設置事業費補助金 3,866,000 円]

○ 目的

生活排水による公共水域の水質汚濁防止を目的に、合併処理浄化槽の設置及び単独処理浄化槽からの転換を促進する。

○ 内容

専用住宅に合併処理浄化槽を設置する際、単独処理浄化槽又はし尿くみ取り便槽の撤去費用、宅内配管工事費用、単独処理浄化槽の雨水貯留槽等への再利用に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

- ・合併処理浄化槽設置費補助

5人槽	332,000 円 × 21 基 = 6,972,000 円
7人槽	414,000 円 × 5 基 = 2,070,000 円
10人槽	548,000 円 × 1 基 = 548,000 円
- ・単独処理浄化槽撤去費補助 120,000 円 × 2 基 = 240,000 円
- ・宅内配管工事費補助 300,000 円 × 5 か所 = 1,500,000 円
- ・くみ取り便槽撤去費補助 90,000 円 × 2 基 = 180,000 円
- ・単独処理浄化槽雨水貯留槽等への再利用補助 90,000 円 × 1 基 = 90,000 円

2 清掃費 2 じん芥処理費

[担当：環境対策課] P.170

2001 じん芥収集に要する経費 408,915,000円(392,860,000円)

[その他 11,940,000円 一財 396,975,000円]

* 特財積算根拠

[手数料：一般廃棄物許可申請手数料 17,000円]

[手数料：粗大ごみ収集運搬手数料 6,620,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 39,000円]

[諸収入：資源物売却代 5,264,000円]

○ 目的

家庭ごみの収集運搬を実施し、市民の良好な生活環境を確保する。

○ 内容

市内の一般家庭から排出される一般廃棄物(可燃、不燃、粗大)及び資源物(あき缶類、あきビン、新聞紙、雑誌及び雑紙、ダンボール紙、紙パック、古布、プラスチック製容器包装、ペットボトル)の収集運搬を業者に委託して実施する。また、5種16分別による収集を行い、ごみの減量及びリサイクル推進を図る。

・委託料 じん芥収集運搬委託料 398,862,000円

2 清掃費 3 ごみ減量推進費

[担当：環境対策課] P.171

2001 ごみ減量推進に要する経費 9,095,000円(10,820,000円)

[その他 5,270,000円 一財 3,825,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 630,000円]

[繰入金：地域振興基金繰入金 4,640,000円]

○ 目的

一般家庭からモニターを募り、家庭ごみ排出量実態調査を実施し、ごみの見える化やごみ減量手法の実践によるごみ減量に向けた自主的な取り組みを推進するとともに、生ごみ処理機等購入補助金や資源物回収助成金の交付により、ごみの減量化やリサイクルへの市民意識の高揚を図る。

○ 内容

(1) 家庭ごみ排出量実態調査

ごみ減量モニターを募り、1年間毎月の可燃、不燃、資源物(プラ容器)排出量等を計測してデータの提供を受ける。

また、ごみ減量手法等の実践による効果検証を行う。モニターには計測用はかりを貸与し、継続的な調査協力者に謝礼を進呈する。集積したデータはごみ減量、リサイクル率向上及びごみ収集運搬の効率化に向けた施策の検討に活用する。

・報償費

家庭ごみ排出量実態調査協力謝礼(クオカード2,000円×350世帯) 700,000円

・消耗品費

家庭ごみ排出量実態調査用ごみ袋 172,650円

・通信運搬費

実態調査ばねばかり、謝礼郵送料 214,000 円

(2) 生ごみ処理機等購入補助金

生ごみ処理機等を購入した者に対し、補助金を交付する。

・負担金、補助金及び交付金

生ごみ処理機等購入補助金 1,290,000 円

購入費の2分の1に相当する額

電気式処理機（限度額 20,000 円、1 世帯につき 1 基まで）

その他の処理機（限度額 3,000 円、1 世帯につき 2 基まで）

(3) 資源物回収助成金

自主的に資源物を回収する活動を行っている団体及びこれに協力している回収業者に対し、実績に応じた助成金を交付する。

・負担金、補助金及び交付金

資源回収団体助成金 5,350,000 円

回収団体 1 kg 当たり 4 円 回収業者 1 kg 当たり 1 円

2 清掃費 5 し尿処理費

[担当：環境対策課] P.172

2001 し尿処理事業に要する経費 52,839,000 円 (48,477,000 円)

[その他 24,180,000 円 一財 28,659,000 円]

* 特財積算根拠

[手数料：し尿処理手数料 24,180,000 円]

○ 目的

市内の清潔な生活環境を保全する。

○ 内容

市内のくみ取り式トイレのし尿くみ取りを定期的実施する。また、世帯からの要望や災害時等には、必要に応じて臨時のくみ取りを実施する。

・龍ヶ崎地方衛生組合搬入処理手数料 7,027,200 円

・し尿収集運搬委託料 44,946,000 円

[担当：環境対策課] P.172

2101 龍ヶ崎地方衛生組合負担金 107,325,000 円 (93,576,000 円)

[一財 107,325,000 円]

○ 目的

市内から搬出された、し尿及び浄化槽汚泥の処理を適切に行い、生活環境を保全する。

○ 内容

し尿及び浄化槽汚泥を龍ヶ崎地方衛生組合の「龍の郷クリーンセンター」において処理する。

分担金表

(単位：千円)

No	市町村名	投入 実績%	一般経費		令和6年度 分担金	令和5年度 分担金	比較
			均等割 5%	実績割 95%			
1	龍ヶ崎市	18.66	2,446	69,374	71,820	59,781	12,039
2	牛久市	11.03	2,446	41,008	43,454	37,111	6,343
3	取手市	28.21	2,446	104,879	107,325	93,576	13,749
4	利根町	3.10	2,446	11,525	13,971	11,893	2,078
5	河内町	7.07	2,446	26,285	28,731	24,534	4,197
6	稲敷市	15.74	2,446	58,518	60,964	54,460	6,504
7	美浦村	3.96	2,446	14,723	17,169	16,376	793
8	阿見町	12.23	2,446	45,469	47,915	41,722	6,193
計		100.00	19,568	371,781	391,349	339,453	51,896

5 農林水産業費

1 農業費 1 農業委員会費

[担当：農業委員会] P.176

2501 機構集積支援事業に要する経費 1,467,000円(1,433,000円)

[国・県 1,385,000円 その他 7,000円 一財 75,000円]

* 特財積算根拠

[県補：農地集積・集約化対策推進交付金 1,385,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 7,000円]

○ 目的

農地の利用状況を調査し、遊休農地の利用増進を図る。

○ 内容

遊休農地の現地調査及び有効利用に係る、農地所有者等への意向調査を実施する。

会計年度任用職員報酬(1人)	1,056,000円
雇用保険料	18,000円
会計年度任用職員費用弁償(1人)	91,000円
事務費(消耗品費、通信運搬費等)	302,000円

1 農業費 3 農業振興費

[担当：農政課] P.177

2001 農業振興に要する経費 17,836,000円(17,209,000円)

[国・県 7,024,000円 その他 5,320,000円 一財 5,492,000円]

* 特財積算根拠

[県補：農業経営基盤強化資金利子助成補助金 40,000円]

[県補：環境保全型農業直接支払交付金 1,350,000円]

[県補：儲かる産地支援事業補助金 5,621,000円]

[県補：農業次世代人材投資資金 12,000円]

[県委：家畜伝染病予防事務交付金 1,000円]

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 5,320,000円]

○ 目的

各種協議会及び農業関係団体等と連携を図り、地域における農業経営の安定と活性化を図る。

○ 内容

有害鳥獣駆除委託料	2,062,000円
認定農業者支援事業補助金	2,000,000円
県農林振興公社負担金	272,000円
農業振興研究団体補助金	180,000円
環境保全型農業直接支払交付金	1,800,000円
儲かる産地支援事業補助金	5,621,000円
農業公社事業円滑化補助金	5,600,000円

[担当：農政課] P.179

4401 水田農業構造改革対策に要する経費 96,426,000円(92,744,000円)

[国・県 4,700,000円 その他 63,990,000円 一財 27,736,000円]

* 特財積算根拠

[県補：経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金 4,700,000円]

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 63,990,000円]

○ 目的

米の需給環境は依然として過剰基調にあり、米価低迷が続いている。農家の収入の安定化を図るため、国が積極的に推進している「経営所得安定対策」と合わせて、地域の特性や実情に則した独自の補助事業を効果的に実施することで、米生産数量目標の達成に取り組みとともに、農業の活性化、効率的な農地利用、遊休農地の解消等を図る。

○ 内容

《令和6年産米生産数量目標等》

生産数量目標配分	6,941t
水稲作付面積換算	1,330ha(基準単収522kg換算)

《補助金等》

名称	予算額	内容
水田農業転作等実施補助金	87,000,000円	米生産数量目標を達成し、転作を実施した農家への補助
水田農業推進センター活動事業費補助金	150,000円	取手市生産調整推進センターへの活動費補助
茨城県経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金	4,700,000円	取手市農業再生協議会への事業費補助
水田農業転作等推進事業負担金	4,428,000円	茨城みなみ農業協同組合への事業負担金

1 農業費 4 農地費

[担当：農政課] P.180

2001 土地改良事業に要する経費 51,944,000円(41,317,000円)

[国・県 5,113,000円 地方債 17,700,000円 一財 29,131,000円]

* 特財積算根拠

[県補：湛水防除施設等管理費補助金 183,000円]

[県補：多面的機能支払交付金 4,930,000円]

[市債：災害関連事業債(地盤沈下対策分) 3,078,000円×90%≒2,770,000円]

[市債：土地改良事業債 20,000,000円×75%=15,000,000円]

(1) 福岡堰地区地盤沈下対策事業負担金【県営事業への負担金】

○ 目的

福岡堰土地改良区管内の用水路が不等沈下による逆勾配、中だるみ等の障害が生じ、農業用水の供給不足や排水不良が起こっているため改修を実施する。これにより、農業用水の確保と農業経営の安定化を図る。

○ 内容

・事業費負担金 3,078,000円

事業	実施箇所	内容
地盤沈下対策事業 小貝東部2期地区	つくばみらい市管内 (川通用水路、寺下用水路等)	用水路改修 L=524m (全体 L=19,979m)
地盤沈下対策事業 福岡堰4期地区	つくばみらい市管内 (下小目用水路)	用水路改修 L=247m (全体 L=7,937m)

※小貝東部2期地区は令和8年度改修完了予定。また、福岡堰4期地区は令和6年度改修完了予定。

(2) 勘兵エ堀排水路整備工事負担金【団体営事業への負担金】

○ 目的

令和5年6月2日の大雨により、越水した勘兵エ堀排水路をはじめとする双葉地区周辺の排水路堤防の嵩上げを行い、浸水被害を防ぐ。

○ 内容

勘兵エ堀排水路をはじめとする双葉地区周辺の排水路堤防の嵩上げを行う。

- ・事業費負担金 10,000,000円

(3) 山王西部地区用排水路改修工事負担金【団体営事業への負担金】

○ 目的

山王西部地区は、平成16年度から平成22年度に集落地域整備統合補助事業により区画整理を行った区域であるが、排水路は素掘り、担い手等の高齢化に伴い水路機能の維持管理が困難な状況のため、生産者の労力軽減を図り、営農意欲を向上させることを目的とする。

○ 内容

山王西部地区内の小排水（素掘り水路）総延長L=192mについて改修工事を実施する。

- ・事業費負担金 10,000,000円

(4) 多面的機能支払交付金

○ 目的

農業者及び地域住民等で構成された組織が行う農地・水路・農道等の保全管理、農業施設の長寿命化を図る活動に対して支援する。

○ 内容

市之代・貝塚・上高井・下高井地区、上萱場地区、下萱場地区、浜田地区、神住地区が実施する基礎的保全管理活動（田・畑の草刈、水路泥上げ等 面積22,126a）に対して交付する。

交付単価 （田）3,000円/10a、（畑）2,000円/10a

負担割合 国1/2 県1/4 市1/4

- ・事業交付金 6,575,000円

6 商工費

1 商工費 1 商工総務費

[担当：産業振興課] P.182

1001 商工振興審議会に要する経費 192,000 円 新規

[一財 192,000 円]

○ 目的

商工業の振興発展を図るため、取手市商工振興審議会条例に基づき、審議会を開催し、基本方針や重点事業の企画、施策の総合調整を市長の諮問に応じて審議又は建議する。

令和6年度は、「(仮称)第2次取手市産業振興戦略プラン」の策定について、審議会を開催する。

○ 内容

・ 商工振興審議会委員報酬	165,000 円
・ 費用弁償	12,000 円
・ 消耗品費	3,000 円
・ 通信運搬費	12,000 円

[担当：産業振興課] P.183

2201 自転車活用推進事業に要する経費 240,000 円 (350,000 円)

[一財 240,000 円]

○ 目的

令和5年度に策定した取手市自転車活用推進計画を推進するため、自転車活用セミナー等を開催し、自転車の安全利用や普及促進を図る。また、自転車活用推進会議を開催し、取手市自転車活用推進計画の進捗状況等を確認する。

○ 内容

・ 自転車活用推進会議委員謝礼	205,000 円
・ 消耗品費	10,000 円
・ 通信運搬費	25,000 円

1 商工費 2 商工振興費

[担当：産業振興課] P.183

2001 商工業振興助成に関する経費 25,193,000 円 (25,207,000 円)

[その他 17,990,000 円 一財 7,203,000 円]

* 特財積算根拠

[使用料：駐車場使用料 1,200,000 円]

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 16,790,000 円]

○ 目的

市内の商工会や商店街への助成等を行うことにより、市の商工業の発展に寄与することを目的とする。

○ 内容

- | | |
|---------------------|--------------|
| (1) 商店街活性化事業補助金 | 1,640,000 円 |
| ・商店街活性化事業補助金 7 団体 | 1,100,000 円 |
| ・駅周辺活性化事業補助金 3 団体 | 540,000 円 |
| (2) 商工会事業補助金 | 19,358,000 円 |
| ・取手市商工会事業補助金 | 16,874,000 円 |
| ・産業振興 ICT 推進事業 | 2,484,000 円 |
| (3) とりで産業まつり補助金 | 2,000,000 円 |
| (期 日) 令和 6 年 11 月予定 | |
| (場 所) 取手緑地運動公園 | |
| (参加者) 30,000 人見込 | |
| (4) 藤代商工祭補助金 | 1,000,000 円 |
| (期 日) 令和 6 年 9 月予定 | |
| (場 所) 藤代庁舎水と緑と祭りの広場 | |
| (参加者) 3,000 人見込 | |

[担当：産業振興課] P.184

2002 買い物弱者支援事業に関する経費 2,000,000 円 (2,000,000 円)

[その他 1,400,000 円 一財 600,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 1,400,000 円]

○ 目的

市内を移動販売車が巡回することにより、既存スーパーの撤退、地元商店街の衰退、市民の高齢化に伴う買い物弱者への買い物環境の改善を図る。

○ 内容

買い物が困難な市民に対して移動販売車にて生鮮三品等の買物の場を提供する事業者に対し、取手市買い物弱者支援事業補助金交付要綱に基づき人件費の一部を支援する。

[担当：産業振興課] P.184

2101 中小企業事業資金融資あっ旋事業に要する経費 62,732,000 円 (62,510,000 円)

[国・県 30,000 円 その他 30,000,000 円 一財 32,702,000 円]

* 特財積算根拠

[県補：茨城県災害対策融資 (令和 5 年大雨及び台風 2 号・台風 13 号災害特例)
利子補給金補助金 30,000 円]

[諸収入：自治金融資金貸付金元利収入 30,000,000 円]

○ 目的

市内の中小企業者に対する事業資金の保証あっ旋をすることで、市内中小企業者の金融の円滑化を図り、企業の安定と繁栄に寄与することを目的とする。

○ 内容

茨城県信用保証協会を公的保証人とすることで事業資金の借入れを円滑にするとともに、

市内金融機関に1年間の預託を行うことにより融資実行利率を低利に抑え、制度の基盤を強固なものにする。また、制度利用者に対し、保証料を補助することで制度利用者の負担軽減を図る。

・制度の概要

制 度	自 治 金 融		振 興 金 融	
内 容	1,000万円	返済 7年	2,000万円	返済 7年
保 証 料	年 0.45～1.9%（平均で 1.15% 10万円 で約 3,200円）			

・保証料補助の内訳

制 度	金 額	備 考
自治金融	29,167,000円	新規 130件、過年度 167件
振興金融		新規 40件、過年度 52件
自治金融・振興金融保証債務残高 92,080,560円 ※令和5年12月末現在		

・預託金

制 度	金 額	備 考
自治金融預託金	30,000,000円	市内金融機関6行に預託

[担当：産業振興課] P.185

2701 中小企業育成事業に要する経費 279,000円（485,000円）

[一財 279,000円]

○ 目的

取手市の特産品を都内等で販売する機会を設けることで、取手市及び市内事業者のPRと販路拡大による地域経済の活性化を図る。

○ 内容

茨城県のアンテナショップ「イバラキセンス」へのイベント出店等で本市の特産品をPR販売する。

・旅費	38,000円
・消耗品費	220,000円
・駐車場使用料	21,000円

[担当：産業振興課] P.185

2801 産業振興に関する経費 2,580,000円（24,395,000円）

[その他 1,540,000円 一財 1,040,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 1,540,000円]

(1) 地域資源ブランド化事業

○ 目的

取手の地域資源を活用した商品を生産し、地域産業の振興を図る。

○ 内容

市内耕作放棄地でなたね等の油糧作物を栽培し、地油を生産する。

・需用費（消耗品費、搾油所及び倉庫電気代）	179,000円
-----------------------	----------

- ・委託料（消防設備保守点検委託料） 27,000 円
- ・負担金（下高井地域振興協議会負担金） 100,000 円

(2) 産業活動支援条例に基づく奨励金

○ 目的

産業活動支援条例に基づき、市内に事業所を新設又は増設する企業に対し、施設奨励金及び雇用促進奨励金を交付することにより、産業の振興及び雇用機会の拡大を図り、地域経済の活性化を図る。

○ 内容

- ・施設奨励金 2,208,000 円

[担当：産業振興課] P.186

2804 創業支援等事業に関する経費 8,612,000 円 (5,148,000 円)

[その他 5,690,000 円 一財 2,922,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 5,690,000 円]

(1) 産業振興チャレンジ支援事業補助金 200,000 円

○ 目的

市内で起業をした事業者に対し、起業する際に必要な初期費用を補助することにより、市内での起業を促進及び地域経済の活性化を図る。

○ 内容

一般社団法人とりで起業家支援ネットワーク（Match とりで）で起業家カードを発行された起業者に対して、申請に基づき、10,000 円を限度に補助金を交付する。なお、補助金の対象となる経費は、市内で提供されたサービスや商品のみとする。

(2) 市民事業活動促進補助金 1,439,000 円

○ 目的

事業者に対し、インキュベーションオフィス等の利用料金を補助することにより、市民の事業活動を促進及び地域経済の活性化を図る。

○ 内容

インキュベーションオフィス等を利用して事業活動を行う事業者に対し、その一月当たりの利用料金（光熱水費、通信費その他事業者が実費として支払うもの及びオプションサービスにかかる費用を除く）が 10,000 円以上の場合、100 分の 50 に相当する経費を最長で連続 12 か月間補助する。

(3) 創業支援事業補助金 6,973,000 円

○ 目的

産業競争力強化法の施行に伴い、市は創業支援等事業者（一般社団法人とりで起業家支援ネットワーク）と連携して、創業支援等事業計画を作成し、各種創業支援等事業に取り組んでいる。起業でまちを元気にする、をキーワードに起業家タウン取手の実現を目指す。

○ 内容

連携創業支援等事業者である一般社団法人とりで起業家支援ネットワークが実施する創業支援事業に対し、取手市創業支援事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。

[主な創業支援事業]

- ・創業スクール事業
- ・ビジネスプランコンテスト事業
- ・セミナー事業、社長塾事業

[担当：産業振興課] P.186

2901 空き店舗活用事業に要する経費 4,800,000円(3,200,000円)

[その他 3,360,000円 一財 1,440,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 3,360,000円]

○ 目的

空き店舗の有効利用及びまちの賑わいづくりの促進のため、空き店舗に出店する者に対し、取手市空き店舗活用補助金交付要綱に基づき支援する。

○ 内容

- ・空き店舗活用事業補助金 4,800,000円

項目	補助率	補助対象経費の上限額
店舗の賃借料	2分の1以内	月額5万円以内で1年間

[担当：産業振興課] P.186

3201 わくわく取手生活実現事業に要する経費 14,039,000円(25,755,000円)

[国・県 10,529,000円 一財 3,510,000円]

* 特財積算根拠

[県補：わくわく茨城生活実現事業補助金 14,039,000円×75%≒10,529,000円]

○ 目的

東京圏から市内への移住促進及び中小企業等における人手不足の解消を図るため、東京23区に在住又は通勤している方が、取手市へ移住し、起業や就業等を行う場合に、茨城県と共同して移住支援金を支給する。

○ 内容

東京23区に在住又は東京圏在住で23区に通勤する方が、当市に移住し、茨城県内で起業及び県が実施する「地域解決型起業補助金」の交付決定を受けた場合、又は県が運営するサイト「いばらき就職チャレンジナビ」内の移住支援金対象求人に応募した場合、世帯移住100万円、単身移住60万円の移住支援金を支給する。さらに、18歳未満の世帯員を帯同する世帯の場合は18歳未満の者1人につき30万円を加算して支給する。テレワークによる「移住前の業務を継続する場合の移住支援金支給は、当市への転入日が令和6年3月31日までの申請者を対象とする。

[担当：産業振興課] P.186

3401 中小企業振興基本条例・計画策定事業に要する経費 212,000円(111,000円)

[一財 212,000円]

○ 目的

取手市中小企業・小規模企業振興基本条例に基づき、中小企業・小規模企業の振興施策を総合的かつ計画的に推進し今後の包括的な産業振興を実現すべく、「(仮称) 第2次取手市産業振興戦略プラン」の策定準備を行う。

○ 内容

- ・消耗品費 36,000 円
- ・通信運搬費 176,000 円

1 商工費 3 労働対策費

[担当：産業振興課] P.187

2001 労働対策に関する経費 5,348,000 円 (8,172,000 円)

[その他 14,000 円 一財 5,334,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入：雇用保険料本人負担分 14,000 円]

○ 目的

平成19年10月開設の取手市地域職業相談室(取手市ふるさとハローワーク)において、国と市が連携しながら、職業相談、職業紹介サービスを提供し、安定した雇用機会の確保、就職の促進を図る。

○ 内容

取手駅前商業施設に設置し、国と市の共同で管理運営を行う。

業務時間	毎週月～金曜日 午前10時～午後5時		
主な業務	職業相談、職業紹介と求人情報の提供		
相談員	国2名	受付事務	市2名

- ・会計年度任用職員報酬 2,208,000 円
- ・地域職業相談室賃料 2,298,000 円

[担当：産業振興課] P.187

2002 勤労青少年体育センター管理運営に関する経費 8,982,000 円 (1,387,000 円)

[その他 7,306,000 円 一財 1,676,000 円]

* 特財積算根拠

[使用料：施設使用料 396,000 円]

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 6,910,000 円]

○ 目的

勤労青少年体育センターの適切な維持管理を行い、取手地域の勤労青少年等の健康増進・体力向上・地域社会の福祉増進を図る。利用者が余暇を使い趣味の活動や学習活動をするために運営し、施設を良好な状態に保つために維持管理を行い、利用環境の充実に寄与する。

○ 内容

- ・需用費 886,000 円 (消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕料)

- ・委託料 407,000 円（施設の清掃委託）
- ・工事請負費 7,678,000 円（カーテン設置工事費）

本年度、体育館利用者の更なる利便性の向上と、確定申告会場や選挙開票所として使用する際の個人情報保護を図るための目隠しとなるよう、カーテン設置工事を行う。

1 商工費 4 働く婦人の家・勤労青少年ホーム管理費

[担当：産業振興課] P.188

2001 働く婦人の家・勤労青少年ホーム管理運営に要する経費 15,623,000 円
(13,482,000 円)

[その他 2,202,000 円 一財 13,421,000 円]

* 特財積算根拠

[使用料：施設使用料 1,173,000 円]

[手数料：コピー手数料 12,000 円]

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 1,010,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 7,000 円]

○ 目的

利用者が余暇を使い趣味の活動や学習活動をするために運営し、施設を良好な状態に保つために維持管理を行い、利用環境の充実に寄与する。

○ 内容

働く婦人の家の適切な維持管理を行う。主な経費は、会計年度任用職員報酬、需用費、委託料である。

- ・会計年度任用職員報酬 4,025,000 円
- ・需用費 6,686,000 円（光熱水費、修繕料ほか）
- ・委託料 2,952,000 円（施設の清掃管理委託、夜間管理委託ほか）
- ・空調設備改修工事実施設計業務委託料 1,130,000 円

1 商工費 5 消費生活対策費

[担当：産業振興課] P.189

2001 消費生活対策に要する経費 13,800,000 円 (12,144,000 円)

[国・県 926,000 円 その他 62,000 円 一財 12,812,000 円]

* 特財積算根拠

[県補：消費者行政強化事業及び推進事業費補助金 926,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 62,000 円]

○ 目的

消費者の利益の擁護及び増進に関する対策の推進を図り、消費生活に係る知識の普及と情報の提供に努め、市民の消費生活の安定と向上を確保することを目的とする。

○ 内容

(1) 消費生活展実施事業

消費生活展は、消費者団体等が、消費生活に関する題材を多面的かつ具体的に取り上げ、市民へ情報提供や消費者力向上を目的に開催する。

(2) 消費生活センター相談業務

一般消費者（市民）からの商品やサービスの契約及び多重債務等の消費生活トラブル相談、苦情、問合せを受け付け、専門的な知識を持つ消費生活相談員が、助言・あっ旋・情報提供等を行う。

業務日	月曜日～金曜日
相談時間	午前9時～午後4時
相談員数	3人

(3) 消費者トラブル等未然防止啓発事業

一般消費者（市民）への悪質商法や特殊詐欺等の消費者被害の防止、拡大防止に努める。また、一人一人の消費者が安全で安心した消費生活を営むことができるよう、高齢者向け・若者向けキャンペーン、消費者セミナー、消費者教育、出前講座等の啓発事業を実施する。

1 商工費 6 観光費

[担当：産業振興課] P.190

2001 観光事業に関する経費 47,607,000円 (39,306,000円)

[その他 32,690,000円 一財 14,917,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金：地域振興基金繰入金 32,690,000円]

○ 目的

取手市の魅力を全国に発信し、観光事業の振興を図るため、市観光協会の各事業への助成等を行い、郷土愛の高揚に貢献する。

○ 内容

- (1) 小堀古利根周辺の清掃管理委託料 360,000円
- (2) 漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会負担金 523,000円
(茨城県国際観光テーマ地区推進協会負担金 70,000円含む)
- (3) 市観光協会補助金 46,703,000円
 - 観光協会一般補助金 3,623,000円
 - 花火大会補助金 38,080,000円
 - たこあげどんまつり補助金 2,150,000円
 - 桜ライトアップ事業補助金 850,000円
 - 取手駅前にぎわい創出事業補助金 2,000,000円

観光協会主催イベント

イベント名	実施予定期日	場 所	来場者見込数ほか
第69回とりで利根川大花火	令和6年8月中旬	取手緑地運動公園	100,000人 打上発数10,000発 ※前年比3,000発増
第56回とりで利根川たこあげ大会	令和7年1月中旬	取手緑地運動公園	1,500人
第55回とりで利根川どんまつり	令和7年1月中旬	取手緑地運動公園	1,000人

第12回とりで観光フォトコンテスト	令和7年3月中旬	ギャラリーロード	—
第6回取手駅前にぎわいフェスタ	令和7年3月下旬	取手ウェルネスプラザ	2,000人
第21回桜ライトアップ事業	令和7年3月下旬	老人福祉センター「さくら荘」	1,500人

7 土木費

2 道路橋りょう費 2 道路維持費

[担当：管理課] P.196

2001 道路維持補修に要する経費 674,064,000 円 (305,104,000 円)

[国・県 212,173,000 円 地方債 187,700,000 円 その他 20,904,000 円

一財 253,287,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：防災・安全交付金（インフラ老朽化対策分）

385,770,000 円×55%≒212,173,000 円]

[市債：市道整備事業債 355,443,000 円×45%×90%≒143,900,000 円]

[市債：市道整備事業債 23,577,000 円×75%≒17,600,000 円]

[市債：長寿命化事業債 29,150,000 円×90%≒26,200,000 円]

[使用料：道路使用料 14,269,000 円]

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 6,572,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 63,000 円]

○ 目的

総延長約 1,000 km の市道を安全・快適に利用できるように道路施設の点検・維持・修繕を行う。また、橋りょうや道路施設の点検を実施し、補修を計画的に行う。

○ 内容

道路施設で破損があった場合に、専門的な技術及び機器等を使用しなければならないような破損については専門業者に修繕を依頼し、破損の程度が小さく職員で補修できるものについては補修材料を購入して補修する。なお、委託料は、街路樹の剪定、道路法面の草刈り、道路構造物の処分費等の維持管理に要する経費及び道路の側溝・路面の清掃、取手・藤代各駅のエレベーター、エスカレーターの点検・清掃等に要する経費である。

橋りょうにおいては、二巡目の定期点検を実施する。また、道路長寿命化対策事業として取手市舗装修繕計画に基づき、アスファルト舗装の打替えを実施する。

委託料	橋りょう補修工事実施設計委託料	
	(配松第1号橋、山王第7号橋、217号橋)	11,143,000 円
	橋りょう点検委託料 (21 橋)	5,533,000 円
	橋りょう長寿命化計画策定業務委託料	24,794,000 円
工事請負費	中内第8号橋橋りょう補修工事	97,009,000 円
	取手駅西口デッキ橋補修工事	247,291,000 円
	吉田地内道路長寿命化対策工事	5,962,000 円
	藤代南地内道路長寿命化対策工事	11,187,000 円

神浦地内道路長寿命化対策工事	6,072,000 円
中田地内道路長寿命化対策工事	5,929,000 円

[担当：道路建設課] P.197

2602 道路維持に要する経費（ふれあい道路（市道 0106 号線））

200,000,000 円（31,559,000 円）

[国・県 100,000,000 円 地方債 90,000,000 円 一財 10,000,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：防災・安全交付金（生活空間の安全確保分）

200,000,000 円×50%=100,000,000 円]

[市債：市道整備事業債（200,000,000 円－100,000,000 円）×90%=90,000,000 円]

○ 目的

本路線は広域的な幹線道路であるが、舗装が著しく破損しており、整備を実施することにより円滑な通行及び安全性を確保する。

○ 内容

道路改修事業を実施する。路線の事業費・内容等は次のとおり。

(単位：円)

事業名	事業費	事業内容
2602 ふれあい道路 (市道 0106 号線)	200,000,000	道路維持工事 L=520m 200,000,000

2602 ふれあい道路（市道 0106 号線）



2 道路橋りょう費 3 道路改良費

[担当：道路建設課] P.198

20 道路改良に要する経費 243,102,000 円 (0 円)

[地方債 218,600,000 円 一財 24,502,000 円]

* 特財積算根拠

[市債：市道整備事業債 243,102,000 円×90%≒218,600,000 円]

○ 目的

生活に密着した道路を拡幅整備し、緊急時の緊急車両の通過や交通の利便性を図る。

○ 内容

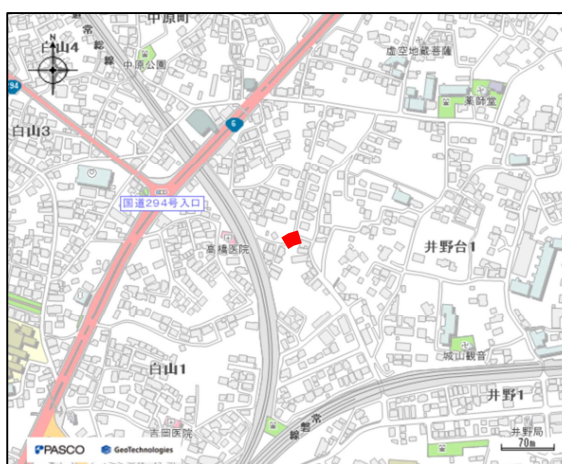
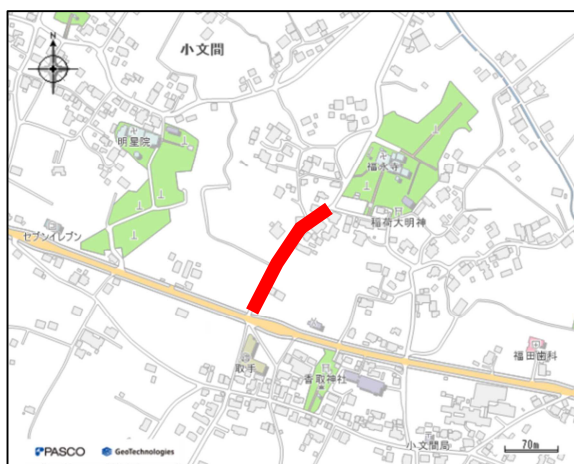
道路改良事業を実施する。各路線の事業費・内容等は次のとおり。

(単位：円)

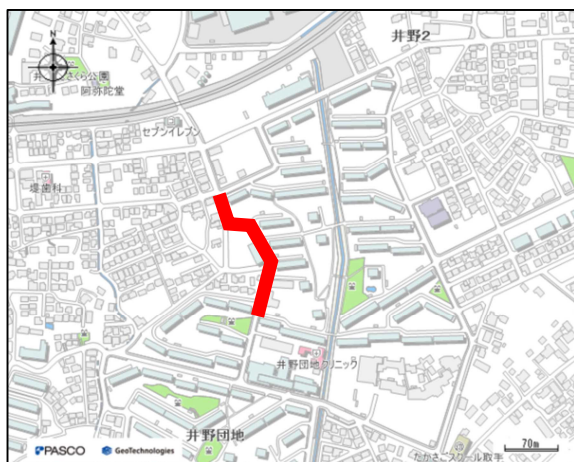
事業名	事業費	事業内容
2002 小文間 (市道 5148 号線)	6,952,000	道路詳細設計業務委託 L=190m 6,952,000
2005 井野台一丁目 (市道 4115 号線)	10,153,000	用地測量業務委託 N=1 式 2,530,000 道路詳細設計業務委託 L=40m 7,623,000
2016 井野団地外周道路 (市道 0115 号線他)	103,000,000	市道改良工事【4 工区】 L=223m 103,000,000
2031 戸頭新屋敷 (市道 2241 号線他)	81,989,000	市道改良工事 L=197m 76,989,000 電柱移設補償 N=5 本 5,000,000
2089 桑原 (市道 3100 号線他)	41,008,000	市道改良工事 L=200m 41,008,000

2002 小文間 (市道 5148 号線)

2005 井野台一丁目 (市道 4115 号線)



2016 井野団地外周道路（市道 0115 号線他）



2031 戸頭新屋敷（市道 2241 号線他）



2089 桑原（市道 3100 号線他）



[担当：道路建設課] P.199

25 通学路整備に要する経費 145,000,000 円 (142,373,000 円)

[国・県 79,750,000 円 地方債 58,600,000 円 一財 6,650,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：防災・安全交付金（生活空間の安全確保分）

$$145,000,000 \text{ 円} \times 55\% = 79,750,000 \text{ 円}]$$

[市債：市道整備事業債（145,000,000 円 - 79,750,000 円） × 90% ≒ 58,600,000 円]

○ 目的

小中学生の通学路の歩道整備等を行い、児童等の安全対策を図る。

○ 内容

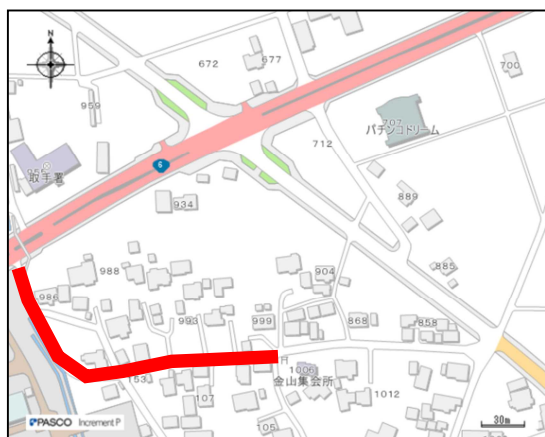
道路改良事業を実施する。各路線の事業費・内容等は次のとおり。

なお、通学路安全対策プログラムに基づき危険箇所対策として、道路改良及び安全対策施設整備を求められた箇所について、安全対策を行うものである。

(単位：円)

事業名	事業費	事業内容	
2530 桑原 (市道 4042 号線)	55,000,000	市道改良工事	L=233m 53,000,000
		電柱移設補償	N=2 本 2,000,000
2532 井野台一丁目 (市道 4113 号線他)	70,000,000	市道改良工事	L=274m 69,000,000
		電柱移設補償	N=1 本 1,000,000
2534 野々井 (市道 2365 号線)	20,000,000	路線測量業務委託	L=220m 5,654,000
		地質調査業務委託	N=1 式 5,964,000
		詳細設計業務委託	L=200m 8,382,000

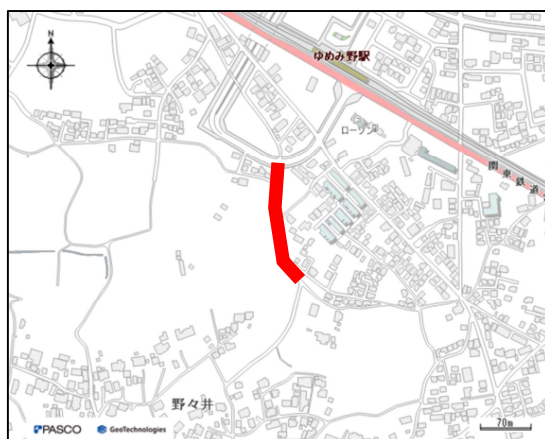
2530 桑原 (市道 4042 号線)



2532 井野台一丁目 (市道 4113 号線他)



2534 野々井 (市道 2365 号線)



3 都市計画費 1 都市計画総務費

[担当：都市計画課] P.203

0801 桑原地区整備推進に要する経費 43,733,000円(44,371,000円)

[一財 43,733,000円]

○ 目的

桑原地区において組合施行の土地区画整理事業による大規模な商業・業務施設を核とした新市街地を創出し、市の求心力を高めることで、市民生活環境の向上だけではなく、雇用の創出や若者世代の定住化を促進し、まちの活力を高めていくことを目的として、準備組合・事業協力者と協働して、土地区画整理事業の事業化に向けた国や県等との関係機関協議を進めるとともに、桑原地区土地区画整理準備組合に対する事業化支援を行う。

○ 内容

土地区画整理事業の早期事業化を実現するため、準備組合が行う事業認可手続きに対して助成を行うとともに、関係機関協議を支援する。併せて、準備組合の行う会議開催等、運営を支援するとともに、土地区画整理組合の設立に向けた関係権利者の合意形成を支援する。

桑原地区土地区画整理事業補助金	43,725,000円
その他の経費	8,000円

[担当：都市計画課] P.203

2501 都市交通政策の推進に関する経費 135,898,000円(126,250,000円)

[国・県 5,000,000円 その他 1,950,000円 一財 128,948,000円]

* 特財積算根拠

[国補：地域公共交通確保維持改善事業費補助金 5,000,000円]

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 1,950,000円]

○ 目的

市民の日常の移動手段を確保するため、コミュニティバスの運行や民間路線バスへの支援等を通じて、市内公共交通の維持・整備を図る。

また、少子高齢化に伴う移動ニーズの変化に対応する、効率的で持続可能な公共交通体系の再構築に向けて、市の交通施策の指針となる地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通計画を策定する。

○ 内容

コミュニティバスは、市内7路線を低床で高齢者等が乗り降りしやすい7台の車両で運行し、その運行経費と運賃等の差額分を運行事業者に補償する。また、乗換拠点となっている取手市役所バス停に上屋を設置することで、利用環境の整備を図る。

民間路線バスについては、取手駅や藤代駅を発着として複数市間を運行する広域的・幹線的路線の維持を図るため、国、県及び沿線市と経費の一部を負担する。

小堀地区については、バス運転士不足を原因とする令和6年4月1日のコミュニティバスダイヤ改正による小堀ルート朝の減便を補完し、地区住民の通勤等に必要な移動手段を確保するため、既存のスクールバス車両を活用した取手駅東口までのバス運送を行う。

地域公共交通計画の策定については、令和6年度に基礎調査業務、令和7年度に計画策定業務を行い、令和7年度中の公表を目指す。

コミュニティバス運行経費補償金	110,778,000円
バス停設備整備設計委託料及び工事費	1,950,000円
路線バス運行事業負担金	1,613,000円
小堀バス運行委託料	6,068,000円
地域公共交通計画策定業務委託料	14,949,000円
その他の経費	540,000円

3 都市計画費 2 建築指導費

[担当：建築指導課] P.206

2101 木造住宅耐震事業に要する経費 2,440,000円(2,413,000円)

[国・県 1,820,000円 一財 620,000円]

* 特財積算根拠

[国補：社会資本整備総合交付金(住宅・建築物安全ストック形成分) 1,220,000円]

[県補：木造住宅耐震化支援事業費補助金 600,000円]

○ 目的

木造住宅の耐震診断を実施することで、安全性に関する知識の普及・向上を図る。また、耐震改修等に対して補助をすることにより改修を促進させ、今後予想される地震災害から市民の生命、財産を守ることを目的とする。

○ 内容

木造の一戸建て住宅で昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された等、条件のいずれにも該当する建築物に対して耐震診断士を派遣し、無料耐震診断を行う。また、耐震診断の「上部構造評点」が1.0未満の住宅等、条件のいずれにも該当する建築物の耐震改修設計と耐震改修工事の両方を行う場合に費用の一部を補助する。

本年度の木造耐震診断件数及び補強工事に対する補助予定件数は次のとおり。

名 称	件 数	金 額
木造住宅耐震診断委託料	5件	440,000円
木造住宅耐震補強補助金	2件	2,000,000円
計	7件	2,440,000円

木造住宅耐震診断委託料の金額算定は次のとおり。

委託料=80,000円×5件×1.10

木造住宅耐震補強補助金の金額算定は次のとおり。

補助金=限度額1,000,000円又は耐震改修（建て替え）工事費の4/5のいずれか低い額×2件

[担当：建築指導課] P.206

2301 大規模建築物等耐震化支援事業に要する経費 6,107,000円（11,807,000円）

[国・県 5,088,000円 一財 1,019,000円]

* 特財積算根拠

[国補：社会資本整備総合交付金（地域防災拠点建築物整備緊急促進事業分）3,053,000円]

[県補：大規模建築物等耐震化支援事業補助金 2,035,000円]

○ 目的

広域の緊急輸送道路（直轄国道等）の沿線の建築物が大地震により倒壊してしまうと、通行障害が発生してしまうため、その沿線の耐震性が不十分な建築物の耐震化を促進する。

○ 内容

令和4年3月に茨城県耐震改修促進計画が改定され、新たに耐震診断義務付けの対象となる道路が位置付けられた。その沿線の対象建築物の所有者が耐震診断を行う場合に、耐震診断費用の一部を補助する。

3 都市計画費 4 街路事業費

[担当：道路建設課] P.208

2101 都市計画道路3・4・7号取手東口城根線に要する経費 13,044,000円（0円）

[国・県 7,121,000円 地方債 5,200,000円 一財 723,000円]

* 特財積算根拠

[国補：防災・安全交付金（生活空間の安全確保分）13,000,000円×55%≒7,121,000円]

[市債：市道整備事業債（13,000,000円－7,121,000円）×90%≒5,200,000円]

○ 目的

本路線は、取手駅東口までの主要なアクセス道路として位置づけられており、多くの利用者があることから整備を進めている路線である。

○ 内容

・不動産鑑定評価	N=1式	44,000円
・用地代	N=1式	13,000,000円

2101 都市計画道路 3・4・7 号取手東口城根線



[担当：道路建設課] P.209

2201 都市計画道路 3・5・23 号北敷・沼附線に要する経費

111,496,000 円 (50,143,000 円)

[国・県 60,500,000 円 地方債 44,500,000 円 一財 6,496,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：防災・安全交付金（生活空間の安全確保分）110,000,000 円×55%=60,500,000 円]

[市債：市道整備事業債（110,000,000 円－60,500,000 円）×90%≒44,500,000 円]

○ 目的

本路線は、近隣から北浦川緑地へのアクセス道路として位置づけられており、北浦川緑地の整備事業（茨城県事業）と一体的に整備を進めている路線である。

○ 内容

・印紙代	N=1 枚	10,000 円
・不動産鑑定評価	N=1 式	88,000 円
・補償算定業務委託	N=1 式	1,298,000 円
・軟弱地盤対策工事	N=1 式	60,000,000 円
・道路付帯工事	N=1 式	100,000 円
・用地代	N=1 式	10,000,000 円
・物件移転補償費	N=1 式	40,000,000 円

2201 都市計画道路 3・5・23 号北敷・沼附線



3 都市計画費 5 都市排水費

[担当：排水対策課] P.210

2001 排水路の維持管理に要する経費 65,523,000 円 (61,756,000 円)

[その他 920,000 円 一財 64,603,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 880,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 40,000 円]

○ 目的

市内の都市排水施設の維持管理及び排水路の清掃を行い、道路冠水・家屋浸水被害を緩和する。

○ 内容

市内の雨水排水ポンプ施設点検や排水路・調整池の維持管理を実施する。

委託料	調整池清掃	3,872,000 円
	排水路清掃	17,765,000 円
	排水用ポンプアップ施設点検 36 箇所 64 台分	8,139,000 円

[担当：排水対策課] P.211

2101 樋管の維持管理に要する経費 105,117,000 円 (16,506,000 円)

[国・県 1,830,000 円 地方債 62,500,000 円 その他 24,707,000 円]

一財 16,080,000 円]

* 特財積算根拠

[国委：樋管管理業務受託収入 1,830,000 円]

[市債：都市排水路整備事業債 83,347,000 円×75%≒62,500,000 円]

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 24,707,000 円]

○ 目的

利根川、小貝川への都市排水放流口である樋管の維持管理を行う。これにより、市内を水害から守る。

○ 内容

樋管及び排水機場の維持管理は業者に委託し、樋管の操作は地元の各消防団と樋管近隣住民の方に依頼する。また、添排水機場の発電機及び制御盤の改修工事を行う。

委託料	排水機場浚渫（中谷津）	2,728,000 円
	排水機場施設点検 4 機場 8 樋管分	5,219,000 円
工事請負費	添排水機場 No. 2 ポンプ用自家発電機他改修	83,347,000 円

[担当：排水対策課] P.212

27 都市排水整備に要する経費 41,949,000 円 (205,000 円)

[地方債 30,100,000 円 一財 11,849,000 円]

* 特財積算根拠

[市債：都市排水路整備事業債 40,270,000 円×75%≒30,100,000 円]

○ 目的

家屋への浸水被害や道路冠水を解消し、雨水排水路整備を行うことで住環境の改善を図る。

○ 内容

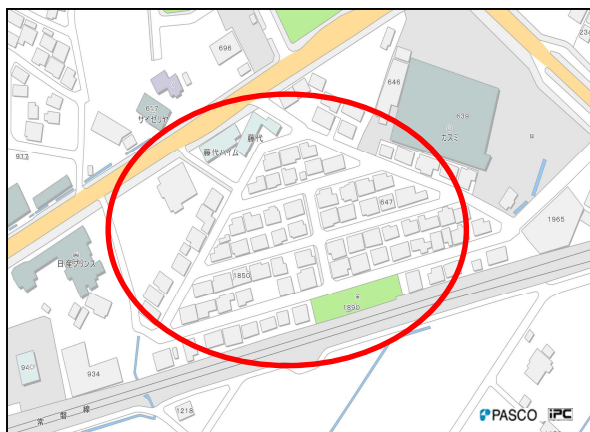
藤代地区の雨水排水路整備及び下高井地区の管路施設実施設計を行う。また、民地からの雨水流出を抑制するため、雨水浸透施設設置費用の一部を助成する。

都市排水整備事業一覧

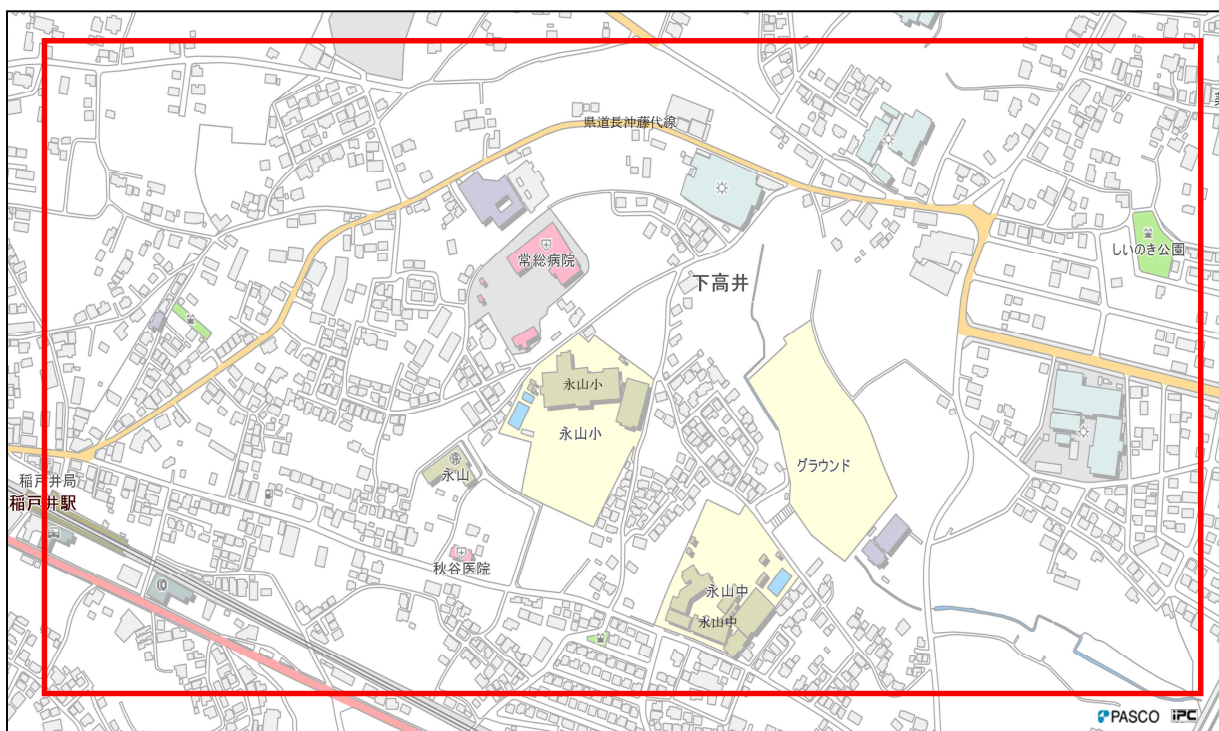
(単位：円)

事業名	事業費	事業内容
2751 雨水排水流出抑制対策	205,000	浸透柵・浸透地下埋設管設置助成金 1～3号施設：3件分 205,000
2756 藤代地区雨水排水	16,004,000	家屋事前調査（工作物） 1,474,000 雨水排水整備工事 10,780,000 U300 L≒45m ガス管移設補償 3,750,000
2774 下高井水砂雨水排水	25,740,000	管路施設実施設計 25,740,000

2756 藤代地区雨水排水



2774 下高井水砂雨水排水



3 都市計画費 6 公共下水道事業費

[担当：排水対策課] P.213

2001 取手地方広域下水道組合負担金 1,650,000,000円 (1,640,000,000円)

[一財 1,650,000,000円]

○ 目的

生活汚水の排除処理及びトイレの水洗化による公共水域の水質保全や住環境の改善を図る。また、下水道施設の建設改良を図る。

○ 内容

負担金	1,462,000,000円	
雨水処理に要する経費に対する負担金		91,839,000円
分流式下水道に要する経費等に対する補助金		1,296,155,000円
企業債の元金償還等に対する補助金		74,006,000円
出資金	188,000,000円	
下水道施設の建設改良費に対する出資金		188,000,000円

3 都市計画費 7 公園緑地費

[担当：水とみどりの課] P.216

2701 公園維持管理に要する経費 203,628,000円(188,868,000円)

[国・県 28,807,000円 地方債 25,900,000円 その他 62,363,000円]

一財 86,558,000円]

* 特財積算根拠

[国補：社会資本整備総合交付金(公園施設長寿命化対策支援事業分)

57,614,000円×50%=28,807,000円]

[市債：都市公園整備事業債(57,614,000円-28,807,000円)×90%≒25,900,000円]

[使用料：公園施設使用料 7,190,000円]

[使用料：公園施設占用料 419,000円]

[使用料：公園敷地使用料 11,000円]

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 6,067,000円]

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 47,010,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 145,000円]

[諸収入：資源物売却代 315,000円]

[諸収入：自動販売機売上配分金 1,064,000円]

[諸収入：自動販売機電気料 142,000円]

○ 目的

市内の公園が、子どもたちや高齢者をはじめとして、すべての市民が安全・安心かつ快適に利用できるように、遊具をはじめとする公園施設の点検を行い、市民との協働を取り入れつつ、計画的な維持管理に取り組む。

○ 内容

- ・樹木の剪定、除草、芝刈り、トイレの清掃、遊具や浄化槽などの施設点検、駐車場や有料施設の管理、修繕などを行う。
- ・都市公園長寿命化対策工事として、取手市都市公園施設長寿命化計画に基づく遊具等の公園施設の更新工事を実施する。

委託料

・公園管理委託料

(内訳)

取手緑地運動公園内 除草、中低木の刈込	10,638,000 円
相野谷親水公園ほか 14 公園 除草、中低木の刈込	8,536,000 円
高井城址公園ほか 34 公園 芝刈り、除草、中低木の刈込	8,293,000 円
中内大塚線緑道ほか 6 箇所 除草、中低木の刈込	9,364,000 円
水と緑と祭りの広場ほか 2 公園 除草、中低木の刈込	2,772,000 円
ゆめみ野公園ほか 4 公園 芝刈り、除草、中低木の刈込、トイレ清掃	4,819,000 円
小貝川リバーサイドパーク 芝刈り、除草、中低木の刈込、花壇管理	5,830,000 円
とがしら公園、宮ノ前ふれあい公園 清掃、芝刈り、除草	7,882,000 円
公園美化業務市内公園 79 箇所 除草	6,730,000 円
公園管理及びトイレ清掃業務	
向原公園ほか 11 箇所 鍵の開閉、トイレ清掃、巡視清掃	8,608,000 円
自治会公園管理業務市内公園 37 箇所 自治会への除草委託	5,843,000 円
公園遊具定期点検 154 公園 計 467 基	4,565,000 円
・草枝処分委託料	5,000,000 円
使用料及び賃借料	
・公園管理用機械借上料 高所作業車、油圧ショベル等	600,000 円
・公園敷地借上料 6 公園	1,116,000 円
工事請負費	
・都市公園施設長寿命化対策工事 18 公園	57,614,000 円

[担当：水とみどりの課] P. 217

3301 水辺利用推進に要する経費 1,306,000 円 (2,241,000 円)

[一財 1,306,000 円]

○ 目的

利根川及び小貝川河川敷の水辺環境の保全を推進するとともに、レンタサイクル事業を実施し、河川愛護・河川美化への市民意識の高揚と水辺利用の推進を図る。

○ 内容

利根川及び小貝川河川敷における環境美化活動の取組を推進し、河川堤防を中心としたレンタサイクル事業を実施することにより、より良い河川環境の保持と水辺空間の利用促進を図る。

- ・ レンタサイクル管理業務委託料 831,000 円
4月1日から11月30日、3月20日から3月31日までの土・日・祝日の午前9時から午後4時までの貸出し業務を委託する。

[担当：水とみどりの課] P. 217

3401 小堀の渡し運航に要する経費 15,137,000 円 (16,233,000 円)

[その他 10,723,000 円 一財 4,414,000 円]

* 特財積算根拠

[使用料：渡船使用料 553,000 円]

[繰入金：地域振興基金繰入金 10,170,000 円]

○ 目的

小堀の渡しは、河川敷を訪れる誰もが利用できる貴重な観光資源である。利根川の景色を楽しむ自然を体感する機会を提供することを目的とし運航する。

○ 内容

小堀船着場、取手緑地運動公園駐車場前船着場、取手ふれあい栈橋の3箇所の船着場を循環する形で渡船を運航する。料金は、一航路につき200円（小学生は半額）とし、小堀地区住民や障がい者、乳幼児は無料とする。

- ・ 小堀の渡し運航業務委託料 14,531,000 円
小堀船着場、取手緑地運動公園駐車場前船着場、取手ふれあい栈橋の3箇所の船着場を循環する形で1日7便運航する。毎週水曜日及び年末年始は運休する。
観光船としての渡船事業を市内外にPRして、集客を図る。

[担当：水とみどりの課] P. 218

3501 舟運交流推進に要する経費 1,205,000 円 (530,000 円)

[一財 1,205,000 円]

○ 目的

利根川流域の市町村が舟運を通じた水辺利用促進と沿川の交流・連携を行う事業を実施することにより、沿江市町村相互の地域活性化を図る。

○ 内容

河川空間を活用したイベントや利根川沿川自治体による舟運連携事業を実施し、観光資源と地域特産品の紹介等による地域産業の振興と交流促進、地域活性化を図る。

- ・ 舟運交流推進事業委託料 1,024,000 円
利根川舟運事業実施に係る舟運ツアー催行時のバスや船の運航を委託する。また、乗船体験イベントを実施するため関連業務や船の運航を委託する。

[担当：水とみどりの課] P. 219

3801 北浦川緑地管理に要する経費 23,965,000円 (23,450,000円)

[国・県 10,914,000円 その他 7,600,000円 一財 5,451,000円]

* 特財積算根拠

[県委：北浦川緑地管理委託金 10,914,000円]

[使用料：公園施設使用料 1,360,000円]

[使用料：公園敷地使用料 7,000円]

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 5,120,000円]

[諸収入：自動販売機売上配分金 1,034,000円]

[諸収入：自動販売機電気料 79,000円]

○ 目的

北浦川緑地を適正に維持管理し、利用者の利便性の向上を図る。

○ 内容

公園内の樹木の剪定・草刈り・清掃及びサッカー場（人工芝）の維持管理を行う。

委託料	北浦川緑地清掃及び巡視点検業務委託	3,647,000円
	北浦川緑地植栽管理業務委託	17,963,000円
	北浦川緑地浄化槽保守点検及び清掃業務委託	454,000円
	北浦川緑地遊具定期点検業務委託	264,000円

4 住宅費 1 住宅管理費

[担当：管理課] P. 220

2001 市営住宅管理に要する経費 24,487,000円 (24,218,000円)

[その他 19,942,000円 一財 4,545,000円]

* 特財積算根拠

[使用料：住宅使用料 19,942,000円]

○ 目的

住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃の賃貸住宅を供給することにより、市民生活の安定と、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

○ 住宅概要

(R6. 2. 1 現在)

管理戸数	利用戸数	空家戸数	政策空家戸数
267戸	149戸	12戸	106戸

※政策空家とは、市営住宅の老朽化が著しい住宅、入居に適さない住宅で政策的に入居募集を停止した住宅のこと。

住宅名	構造・階数	建設年次	住戸面積	管理戸数	家賃(円/月)
第二南住宅	PC造・1階	昭和41年	31.4㎡ (36.5㎡)	16戸	6,600円～9,800円
野々井住宅	PC造・1階	昭和42年	31.4㎡ (36.5㎡)	20戸	8,300円～12,400円
第二野々井住宅	PC造・1階	昭和43年	31.4㎡	15戸	7,500円～11,200円
西方住宅	PC造・1階	昭和43年	36.5㎡	25戸	8,200円～12,300円
大利根住宅	PC造・2階	昭和44～46年	39.5㎡ (42.7㎡)	121戸	10,900円～11,400円
駒場住宅	PC造・2階	昭和47年	42.7㎡	14戸	14,800円～20,200円
駒場住宅A棟	PC造・4階	昭和48年	46.6㎡	32戸	14,300円～21,300円
駒場住宅B棟	PC造・4階	昭和49年	46.6㎡	24戸	14,500円～21,600円

修繕料 6,700,000円

住宅修繕(玄関ドア修繕、壁クロス張り替え、床板張り替え、水回り修繕等)

火災保険料 257,000円

(加入物件:8団地267戸、1集会所)

委託料 1,583,000円

・高架水槽清掃委託 158,000円

(駒場住宅A・B棟:高架水槽2基・受水槽1基)

・住宅空地等草刈業務委託 1,040,000円

(大利根住宅法面:A=820㎡、西方住宅法面:A=410㎡、その他:A=14,120㎡)

・汚水雨水管清掃委託 385,000円

(野々井・第二野々井住宅排水管:L=250m)

使用料及び賃借料 15,639,000円

住宅敷地借上料(市営住宅8団地ほか:A=40,869.10㎡) 15,527,000円

[担当:都市計画課] P.221

2301 定住化促進住宅政策に要する経費 40,486,000円(40,037,000円)

[国・県 14,127,000円 一財 26,359,000円]

* 特財積算根拠

[国補:社会資本整備総合交付金(地域住宅交付金分)

40,000,000円×45%=18,000,000円]

○ 目的

急速に進展する少子高齢化に対し、まちの活力を創出し、持続可能なまちづくりを進める

ため、子育て世代等の市内定住化を促進し、併せて魅力ある住環境の整備を図る。

○ 内容

良質な新築住宅の取得や、中古住宅の取得又は世帯員の増加に伴うリノベーションに対する補助を行う。

定住化促進住宅補助金		40,000,000 円
住宅取得補助金	450,000 円×80 戸＝	36,000,000 円
住宅リノベーション補助金	250,000 円×16 戸＝	4,000,000 円
その他の経費		486,000 円

8 消防費

1 消防費 1 常備消防費

[担当：消防本部 総務課] P. 222

0501 消防総務事務に要する経費 25,893,000 円 (21,394,000 円)

[その他 430,000 円 一財 25,463,000 円]

* 特財積算根拠

[手数料：危険物許認可手数料 429,000 円]

[手数料：コピー手数料 1,000 円]

○ 目的

消防を取り巻く環境の変化に適正かつ迅速に対応し、各種災害による被害の軽減及び地域住民の多様化するニーズに応えるため、消防活動能力の向上、消防体制の充実強化を図る。

○ 内容

- ・ 自動体外式除細動器リース料 2,365,000 円
市内の公共施設、小・中学校、コンビニエンスストアなどに 104 台を設置する。
- ・ 防火衣リース料 6,753,000 円
消防活動のため、166 着を消防職員に貸与する。
- ・ 消防用備品 1,846,000 円
消防用備品は、水難救助資機材、ガス検知器、化学防護服、軽量ポンペを整備する。

[担当：消防本部 総務課] P. 227

3401 いばらき消防指令センターに要する経費 39,550,000 円 (24,968,000 円)

[地方債 9,700,000 円 その他 6,000 円 一財 29,844,000 円]

* 特財積算根拠

[市債：防災対策事業債 10,816,000 円×90%≒9,700,000 円]

[諸収入：いばらき消防指令センター設備保険料受入金 6,000 円]

○ 目的

県内 20 消防本部 33 市町が共同運用する消防指令管制業務により、業務の効率化を推進するとともに、各消防本部の連携及び情報共有化を可能とすることで、隣接地域や大規模災害時における相互応援体制の充実強化を図る。

○ 内容

- ・ 火災保険料 6,000 円
- ・ 住民記録データ作成業務委託料 152,000 円
- ・ 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会負担金 39,392,000 円

いばらき消防指令センターの維持管理に必要な負担金等である。また、令和6年度から令和7年度まで茨城消防救急無線・指令センターの通信指令業務を維持しながら、AVM（車両動態表示設備）の更新を行う。

1 消防費 2 救急業務費

[担当：消防本部 警防課] P. 227

0501 救急業務に要する経費 8,168,000円（6,880,000円）

[一財 8,168,000円]

○ 目的

救急需要の増加及び救急業務の高度化に対応するため、救急資機材の適正な供給や維持管理を図る。

○ 内容

- ・ 救急消耗品費 3,727,000円
- ・ 医薬材料費 2,819,000円
- ・ 救急隊員感染防止予防接種業務委託料 240,000円

救急活動に必要な消耗品や医薬材料等の充実を図り、救命率の向上や搬送体制の強化、救急業務の高度化に対応するとともに、市民等への応急手当の普及促進など、救急業務の更なる充実強化に取り組む。

1 消防費 3 非常備消防費

[担当：消防本部 総務課] P. 228

2001 消防団員に要する経費 47,888,000円（48,063,000円）

[その他 12,121,000円 一財 35,767,000円]

* 特財積算根拠

[諸収入：消防団員退職報償金受入金 12,000,000円]

[諸収入：消防団福祉共済返戻金 121,000円]

○ 目的

地域防災力の中核である消防団員の活動環境の充実強化を図る。

○ 内容

- ・ 消防団員報酬（498人） 20,274,000円
- ・ 消防団員退職報償金（50人） 12,000,000円
- ・ 消防団員退職報償負担金（552人） 10,599,000円
- ・ 消耗品費（団員用被服）（30人） 1,399,000円
- ・ 消防団員準中型免許取得助成金（3人） 300,000円

消防団員の処遇である報酬及び退職報償金などを計上し、併せて、運転免許制度改正に伴う準中型運転免許取得費用に係る助成を実施し、団員（機関員）の確保を行う。

[担当：消防本部 総務課] P. 229

2101 消防団の運営に関する経費 42,916,000円 (43,604,000円)

[地方債 21,300,000円 その他 5,361,000円 一財 16,255,000円]

* 特財積算根拠

[市債：消防防災設備整備事業債 22,491,000円×1/2×100%≒11,200,000円]

[市債：消防防災設備整備事業債 (22,491,000円－11,200,000円)×90%≒10,100,000円]

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 1,191,000円]

[繰入金：地域振興基金繰入金 4,170,000円]

○ 目的

消防団活動の適正な運営のため、施設装備の充実強化を図る。

○ 内容

- ・ 消防団員出場報酬 4,530,000円
火災や各種訓練等に伴う出場報酬を確保する。
- ・ 消防ポンプ自動車 22,491,000円
消防団運営の維持、活性化及び活動能力向上のため、第7分団（青柳・青柳1丁目・井野・井野1～3丁目・井野団地）の車両を更新する。
- ・ 消防団運営交付金（分団・団幹部） 5,968,000円
各分団の運営資金を確保する。

[担当：消防本部 総務課] P. 230

2102 全国消防操法大会に関する経費 3,089,000円 新規

[その他 1,540,000円 一財 1,549,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 1,540,000円]

○ 目的

令和5年度茨城県消防操法大会で優勝した第26分団が、茨城県代表として第30回全国消防操法大会へ出場するための費用を負担する。

○ 内容

第30回全国消防操法大会

日程 10月12日(土)

場所 宮城県宮城郡利府町菅谷字館40-1 宮城県総合運動公園

出場分団 第26分団（台宿・台宿1～2丁目・取手3丁目・東3～6丁目）

- ・ 操法訓練報酬 684,000円
- ・ 旅費 600,000円
- ・ 消耗品費（活動服・ホース・靴・手袋・管そう） 565,000円
- ・ 燃料費 114,000円

・食糧費	140,000 円
・有料道路使用料	159,000 円
・備品購入費（のぼり旗・角型水のう）	827,000 円

1 消防費 4 消防施設費

[担当：消防本部 警防課] P. 230

2201 消防施設の整備に要する経費 184,415,000 円 (74,819,000 円)

[地方債 172,400,000 円 その他 12,015,000 円]

* 特財積算根拠

[市債：消防防災設備整備事業債 179,015,000 円 $\times 1/3 \times 100\% \doteq 59,600,000$ 円]

[市債：消防防災設備整備事業債

(179,015,000 円 $- 59,600,000$ 円) $\times 90\% \doteq 107,400,000$ 円]

[市債：緊急防災・減災事業債 5,400,000 円 $\times 100\% = 5,400,000$ 円]

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 12,015,000 円]

○ 目的

複雑多様化する各種災害へ対応するため、最新の資機材を搭載した救助工作車を更新するとともに、迅速・適格な現場活動に有効活用できる空中ドローンを新規に配備し、災害時の情報収集及び消防体制の充実強化を図る。

○ 内容

・救助工作車 179,015,000 円

取手消防署に配備されている平成 12 年式救助工作自動車を更新する。

・空中ドローン 5,400,000 円

取手市消防本部に新たに空中ドローンを配備する。

9 教育費

1 教育総務費 2 事務局費

[担当：学務課] P. 235

2201 通学送迎に要する経費 21,075,000 円 (20,194,000 円)

[その他 7,310,000 円 一財 13,765,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 7,310,000 円]

○ 目的

遠距離通学となる児童・生徒の安全な通学手段を確保する。

○ 内容

通学送迎委託料 18,885,000 円

・取手小学校・取手第一中学校（小堀地区）	6,160,000 円
・取手東小学校（小文間地区）	7,920,000 円
・永山小学校（市之代／貝塚地区）	3,465,000 円
・桜が丘小学校（大留地区）	1,340,000 円

[担当：学務課] P. 235

2301 教育情報機器整備に要する経費 207,375,000 円 (234,168,000 円)

[国・県 2,249,000 円 一財 205,126,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金 2,249,000 円]

○ 目的

高度情報化社会に対応した校務処理を行うために、教育情報ネットワークを構築し、教育委員会と小中学校の事務の効率化を図る。また、GIGA スクール構想の更なる進展のためにネットワーク環境管理や ICT 授業支援を行う。

○ 内容

教育委員会と学校が情報を共有する教育情報ネットワークを構築し、ICT を活用した教育活動の推進及び校務事務の効率化並びに個人情報の保護を図る経費である。

・ICT 活用教育支援スタッフ業務委託料	28,031,000 円
・教育センターシステムクラウド運用管理委託料	7,134,000 円
・教育センターシステムクラウド使用料	67,066,000 円
・校務支援システム使用料	8,752,000 円
・指導者用タブレットパソコン使用料	23,628,000 円
・校務用パソコン使用料	23,800,000 円

1 教育総務費 3 育英事業費

[担当：教育総務課] P. 237

2101 奨学生貸付金 4,200,000 円 (3,240,000 円)

[その他 3,490,000 円 一財 710,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入：奨学金貸付金元利収入 3,490,000 円 償還者数：15 名]

○ 目的

市民の教育の機会均等を図るため、能力があるにもかかわらず、経済的に修学が困難な大学生・短大生に奨学金を貸付けし、有為な人材を育成する。

○ 内容

- ・新規分 3 人 (国・公立 30,000 円/月 私立 40,000 円/月)
- ・貸付中 6 人 (私立 6 人)
- 合 計 9 人

1 教育総務費 4 教育研究指導費

[担当：指導課] P.237

501 教育振興に要する経費 77,313,000 円 (70,726,000 円)

[国・県 349,000 円 その他 4,681,000 円 一財 72,283,000 円]

* 特財積算根拠

[県補：原子力・エネルギー教育支援事業補助金 349,000 円]

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 4,670,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 11,000 円]

○ 目的

国際化、情報化、科学技術の飛躍的な発展の中で、変化の激しい社会に対応できる児童生徒の育成が必要である。基礎的・基本的な内容を確実に身につけ、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」をはぐくむことができるよう、教育の充実を図る。

○ 内容

- ・英語指導助手業務委託料 66,458,000 円
ALT による生きた外国語や外国文化・生活にふれ、外国語の理解を深める機会を提供し、外国語によるコミュニケーション能力や国際感覚等の育成を図るため、ALT14 人 (小学校 8 人、中学校 6 人) を専門業者に委託する。
- ・学校教育指導員報酬 1,894,000 円
学校への訪問指導や研修会の量的・質的な向上を目指すため、学校教育に対する識見がある者に、適切な指導助言を行ってもらえるよう人材を雇用する。
- ・地域人材活用事業講師謝礼 400,000 円
地域人材として登録し、授業を行っていただいた講師への謝礼。
- ・理科教育用教材購入 349,000 円
原子力・エネルギー教育における理科教育用備品を購入する。
- ・教師用指導書・教科書購入 4,318,000 円
令和 6 年度小学校の教科書が全面改訂されるため、教師用指導書 (下) 及び教師用教科書 (下) を購入し、学習指導の工夫改善に活用する。

[担当：指導課] P.240

2401 教育相談に要する経費 44,630,000 円 (37,294,000 円)

[その他 64,000 円 一財 44,566,000 円]

＊ 特財積算根拠

[諸収入：雇用保険料本人負担分 64,000 円]

○ 目的

取手市立中学校の生徒の自死事案に係る再発防止策の提言を踏まえ、令和2年4月より(1) 全員担任制(小学校はチーム指導)、(2) 教育相談部会システムの導入、(3) 2学期制の導入からなる取手市の新しい学校教育3つの取組を開始した。

スクールカウンセラー・スーパーバイザーと学校連携支援員が、各学校の教育相談部会に参加し、児童生徒の悩みや困りごとに学校がチームで支援できるようサポートするとともに、学校教育相談員やスクールソーシャルワーカーの専門職により、より適切な支援を行う。さらに、教職員向けの研修を充実することで、資質の向上を図る。

○ 内容

- ・報酬 19,157,000 円

学校連携支援員、学校教育相談員、スクールソーシャルワーカー、いじめ問題専門委員会委員報酬。

- ・子どもと親の相談員謝礼 4,160,000 円

小学校14校、中学校6校に配置し、児童生徒及び保護者の悩みや困りごとの相談を受ける有償ボランティアの謝礼。

- ・教育資質・能力向上研修講師謝礼 1,264,000 円

教職員の資質向上を図るための講師謝礼。

- ・スクールロイヤー委託料 1,650,000 円

SNSでのトラブルなど、学校現場における事案の対応について法的な観点での相談助言を行う業務を委託する。

- ・スクールカウンセラー・スーパーバイザー支援業務委託料 9,761,000 円

教育相談部会における助言指導や教育総合支援センターでの相談業務を委託する。

- ・Q-Uテスト実施業務委託料 3,063,000 円

年2回、小学校4・5年生及び中学校1・2年生を対象に、学級集団の情報を分析・評価するための学級集団アセスメントアンケートを行う業務を委託する。

- ・いじめ防止アプリ使用料 726,000 円

いじめの早期発見や悩み事の相談窓口として、タブレットやスマートフォンを活用したアプリの使用料。

[担当：指導課] P.241

2501 特色ある新しい学校教育の推進に要する経費 5,096,000 円 (5,129,000 円)

[その他 3,560,000 円 一財 1,536,000 円]

＊ 特財積算根拠

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 3,560,000 円]

○ 目的

小規模特認校である取手市立山王小学校にて、専門家や地域等の多様な人材とともに、「創造する力」・「表現する力」を育てる特色ある学校プログラムを実施する。

○ 内容

- ・アーティストと児童の交流事業委託料 5,096,000 円

[となりのスタジオ]

外国籍のアーティストが学校に短期滞在し、児童とアーティストが共に活動するスタジオを開設する。子どもたちは英語の授業で習得した知識と経験を活用して、日本語を母国語としないアーティストと対話をしたり、一緒に作業をしたりすることを通じて、多様な文化、創造のプロセスを体験する。

[大地からはじまること]

自然を芸術に取り入れているアーティストと、自分たちの生活の周りに当たり前にある自然環境から、自分たちの手でものを生み出していくことができることを体感する。校庭や学校周辺の土を採取すること、土を練ること、土器を作陶すること、薪を割ること、野焼き（焼成）することなどを通じて、教科等で得た知識を体験活動に生かすプログラムを実施する。

また、体験活動を通じて生じる疑問や課題について改めて教科等の中で探求するような教科と体験活動との間の循環を創出するとともに、社会を理解する多様な視点や価値観への気づきを促す。プログラム設計に当たっては、異学年による取組み、教職員、保護者、地域の方々との協働が生まれる運営設計を行う。

[サマーアートキャンプ]

市内の小学生、保護者を対象に、「大地からはじまること」の授業のノウハウを生かし、小規模特認校の特色ある教育活動を広く周知、体験することを目的としたプログラムを実施する。

[担当：指導課] P. 242

4201 日本語指導員に要する経費 2,786,000円(2,591,000円)

[一財 2,786,000円]

○ 目的

小中学校に在籍する外国人児童生徒等の学校生活を支援するため、日本語指導員を配置する。

○ 内容

会計年度任用職員報酬 6人 2,626,000円

- (1) 学校での日本語指導への協力
- (2) 教科書・指導資料等の翻訳
- (3) 学校での保護者との通訳等

[担当：指導課] P. 243

5001 外部施設を活用した水泳学習推進事業に要する経費 22,268,000円
(21,170,000円)

[その他 15,580,000円 一財 6,688,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金：地域振興基金繰入金 15,580,000円]

○ 目的

小学校及び中学校の水泳学習を外部施設の屋内プールを活用し、夏季以外でも水泳学習を行うことにより、計画的・効率的に学習を進め、水泳授業の充実を図る。

○ 内容

市内小学校 12 校及び中学校 6 校では、取手グリーンスポーツセンター、取手聖徳女子高等学校、民間プールを活用して、水泳学習を行う。児童生徒の移動は、安全面を配慮し借り上げバスを利用する。

・水泳学習業務委託料（小学校 12 校）	7,576,800 円
・水泳学習業務委託料（中学校 6 校）	673,200 円
・バス借上料（小学校）	9,450,000 円
・バス借上料（中学校）	1,980,000 円

2 小学校費 1 学校管理費

[担当：学務課] P.244

2001 小学校管理に要する経費 306,036,000 円 (282,887,000 円)

[その他 11,341,000 円 一財 294,695,000 円]

* 特財積算根拠

[使用料：学校開放小学校体育館使用料 1,280,000 円]

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 9,860,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 201,000 円]

○ 目的

教育環境の充実を図り、児童の学習意欲を向上させ「確かな学力」へとつなげる。

○ 内容

- ・小学校に TT（ティームティーチング）講師を配置し、課題別学習や多様な学習、個々に応じた学習を行い、児童の基礎学力の定着を図る。 5,686,000 円
- ・支援が必要な児童が在籍する小学校に教育補助員を配置し、学校生活を支援する。 81,549,000 円
- ・学校司書を全小学校に配置し、学校図書室の整備を図る。 16,272,000 円

[担当：保健給食課] P.247

2201 小学校保健衛生に要する経費 27,147,000 円 (27,822,000 円)

[国・県 27,000 円 その他 1,897,000 円 一財 25,223,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：要保護・準要保護児童生徒共済掛金保護者支出分充当補助金 27,000 円]

[負担金：日本スポーツ振興センター災害給付負担金

460 円 × (4,261 - 137) 人 ≒ 1,897,000 円]

○ 目的

学校保健安全法に基づく児童の定期健康診断及び労働安全衛生法に基づく教職員の定期健康診断を実施することにより、児童及び教職員の健康保持増進を図る。

○ 内容

主な経費は、児童及び教職員の定期健康診断を実施するための学校医等の報酬及び検診委託料（心臓検査、小児生活習慣病検査、教職員生化学検査等）である。

・学校医等報酬	13,063,000 円
・児童・教職員集団検診委託料	4,706,000 円

2 小学校費 2 教育振興費

[担当：学務課] P. 248

2101 小学校教育設備及び教材費に要する経費 32,822,000円 (27,112,000円)

[国・県 770,000円 その他 17,690,000円 一財 14,362,000円]

* 特財積算根拠

[国補：理科教育設備整備費等補助金 1,540,000円×1/2=770,000円]

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 17,690,000円]

○ 目的

教育設備及び教材を整備し、学習環境の充実を図る。

○ 内容

令和6年度は各学校に算数セット及び彫刻刀を配置し、保護者負担の軽減を図る。

算数セット・彫刻刀の購入（消耗品費） 4,755,000円

[担当：学務課] P. 249

2301 要保護・準要保護児童就学奨励費 48,260,000円 (48,623,000円)

[国・県 4,407,000円 一財 43,853,000円]

* 特財積算根拠

[国補：要保護児童就学援助費補助金 100,540円×1/2=50,000円]

[国補：特別支援教育就学奨励費補助金 8,714,155円×1/2=4,357,000円]

○ 目的

学校教育法に基づき、経済的理由により就学困難な児童の保護者に対し、教育費の援助を行うことで教育環境の向上に寄与する。

○ 内容

給食費、学用品費、入学準備金・新入学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、医療費を援助する。入学準備金は、入学時に必要な学用品費を入学前に支給する。

・ 要保護児童数 11人

・ 準要保護児童数 461人

・ 入学準備金支給対象人数 80人

2 小学校費 4 学校給食費

[担当：保健給食課] P. 250

2001 給食運営に要する経費 341,871,000円 (325,811,000円)

[その他 172,797,000円 一財 169,074,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 1,240,000円]

[諸収入：小学校給食代自校分 171,452,000円 ※児童月額 4,570円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 61,000円]

[諸収入：廃食用油売却代 44,000円]

○ 目的

児童に安全な食材による給食を提供することで、望ましい食習慣の形成を図るとともに、学校給食の円滑な運営を図る。

○ 内容

主な経費は、学校給食の食材費に当たる賄材料費と学校給食調理業務委託料である。

- ・ 賄材料費 171,452,000 円
 - ・ 学校給食調理業務委託料 136,629,000 円
- 8校分（取手小、白山小、取手東小、寺原小、永山小、取手西小、戸頭小、高井小）

3 中学校費 1 学校管理費

[担当：学務課] P.252

2001 中学校管理に要する経費 105,544,000 円 (95,064,000 円)

[その他 5,881,000 円 一財 99,663,000 円]

* 特財積算根拠

- [使用料：学校開放中学校体育館使用料 600,000 円]
- [使用料：学校開放中学校武道場使用料 108,000 円]
- [繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 5,080,000 円]
- [諸収入：雇用保険料本人負担分 93,000 円]

○ 目的

教育環境の充実を図り、生徒の学習意欲を向上させ「確かな学力」へとつなげる。

○ 内容

- ・ 支援が必要な生徒が在籍する中学校に教育補助員を配置し、学校生活を支援する。 2,719,000 円
- ・ 学校司書を全中学校に配置し、学校図書室の整備を図る。 6,979,000 円

[担当：保健給食課] P.254

2201 中学校保健衛生に要する経費 14,761,000 円 (14,806,000 円)

[国・県 19,000 円 その他 963,000 円 一財 13,779,000 円]

* 特財積算根拠

- [国補：要保護・準要保護児童生徒共済掛金保護者支出分充当補助金 19,000 円]
- [負担金：日本スポーツ振興センター災害給付負担金
460 円 × (2,194 - 100) 人 ≒ 963,000 円]

○ 目的

学校保健安全法に基づく生徒の定期健康診断及び労働安全衛生法に基づく教職員の定期健康診断を実施することにより、生徒及び教職員の健康保持増進を図る。

○ 内容

主な経費は、生徒及び教職員の定期健康診断を実施するための学校医等の報酬及び検診委託料（心臓検査、小児生活習慣病検査、教職員生化学検査等）である。

- ・ 学校医等報酬 6,652,000 円
- ・ 生徒・教職員集団検診委託料 3,881,000 円

3 中学校費 2 教育振興費

[担当：学務課] P.255

2101 中学校教育設備及び教材費に要する経費 18,200,000 円 (16,760,000 円)

[国・県 660,000 円 その他 8,800,000 円 一財 8,740,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：理科教育設備整備費等補助金 1,320,000 円×1/2=660,000 円]

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 8,800,000 円]

○ 目的

教育設備及び教材を整備し、学習環境の充実を図る。

○ 内容

令和 6 年度は各学校に彫刻刀を配置し、保護者負担の軽減を図る。

彫刻刀の購入（消耗品費） 750,000 円

[担当：学務課] P.256

2301 要保護・準要保護生徒就学奨励費 44,301,000 円 (45,968,000 円)

[国・県 3,384,000 円 一財 40,917,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：要保護生徒就学援助費補助金 329,500 円×1/2=164,000 円]

[国補：特別支援教育就学奨励費補助金 6,441,255 円×1/2=3,220,000 円]

○ 目的

学校教育法に基づき、経済的理由により就学困難な生徒の保護者に対し、教育費の援助を行うことで教育環境の向上に寄与する。

○ 内容

給食費、学用品費、入学準備金・新入学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、医療費を援助する。入学準備金は、入学時に必要な学用品費を入学前に支給する。

- ・要保護生徒数 18 人
- ・準要保護生徒数 268 人
- ・入学準備金支給対象人数 97 人

[担当：指導課] P.256

2401 中学校部活動指導員配置事業に要する経費 3,629,000 円 (3,491,000 円)

[国・県 2,406,000 円 その他 7,000 円 一財 1,216,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：中学校部活動指導員配置事業費補助金 1,203,000 円]

[県補：中学校部活動指導員配置事業費補助金 1,203,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 7,000 円]

○ 目的

専門的技術の高い外部指導者を任用し、持続可能な部活動の運営と生徒の競技力向上を目指す。

○ 内容

市内 6 中学校に 2 人ずつの部活動指導員を配置し、生徒が専門的な技術の指導を受ける機会を確保する。

- ・報酬：1 時間 1,239 円×年間 210 時間×12 人=3,122,280 円
- ・費用弁償：338 円×120 日×12 人=486,720 円（経費の 2/3 を国と県で補助）

3 中学校費 3 学校建設費

[担当：教育総務課] P. 257

2104 中学校建設事業に要する経費（永山中学校） 11,330,000 円 新規

[地方債 8,400,000 円 その他 2,930,000 円]

* 特財積算根拠

[市債：中学校施設整備事業債 11,330,000 円×75%≒8,400,000 円]

[繰入金：学校施設整備基金繰入金 2,930,000 円]

○ 目的

ゆめみ野地区の人口増加により永山中学校の生徒数が増加していることに伴い、令和8年度以降の普通教室数が不足すると見込まれるため、既存校舎の内部改修工事の実施設計業務委託を行い、令和7年度の着工に向けて準備を進める。

○ 内容

・委託料 校舎内部改修工事施設計業務委託 11,330,000 円

3 中学校費 4 学校給食費

[担当：保健給食課] P. 258

2001 給食運営に要する経費 181,444,000 円（177,674,000 円）

[その他 94,295,000 円 一財 87,149,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入：中学校給食代自校分 94,273,000 円 ※生徒月額 5,080 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 22,000 円]

○ 目的

生徒に安全な食材による給食を提供することで、望ましい食習慣の形成を図るとともに、学校給食の円滑な運営を図る。

○ 内容

主な経費は、学校給食の食材費に当たる賄材料費と学校給食調理業務委託料である。

・賄材料費 94,273,000 円

・学校給食調理業務委託料 70,052,000 円

4校分（取手一中、取手二中、永山中、戸頭中）

4 幼稚園費 1 幼稚園管理費

[担当：保健給食課] P. 261

2101 幼稚園保健衛生に要する経費 658,000 円（660,000 円）

[その他 2,000 円 一財 656,000 円]

* 特財積算根拠

[負担金：日本スポーツ振興センター災害給付負担金 162 円×18 人≒2,000 円]

○ 目的

学校保健安全法に基づき、園児の定期健康診断を実施することで、園児の健康保持増進を図る。

○ 内容

園児の定期健康診断を実施するための園医等の報酬及び検診委託料である。

- ・園医等報酬 570,000 円
- ・幼児検診委託料（尿検査） 6,000 円

5 社会教育費 1 社会教育総務費

[担当：生涯学習課] P. 264

2201 生涯学習推進に要する経費 4,307,000 円（10,616,000 円）

* 特財積算根拠

[国・県 106,000 円 その他 900,000 円 一財 3,301,000 円]

* 特財積算根拠

[県補：地域で支える家庭の教育力向上事業費補助金 160,000 円×2/3≒106,000 円]

[諸収入：市民大学講座受講料 900,000 円]

○ 目的

市民一人一人が充実した心豊かな生活を送れるよう、市民の学習ニーズに応えた幅広い学習環境づくりと生涯学習情報の提供を図る。

○ 内容

(1) 市民大学講座

市民大学は、市民の多様なニーズに応えるため、政治・経済・歴史・文学、更に哲学・科学・健康・医療まで、専門的な知識を持っている方を講師に招き、学習機会を体系的・継続的に提供し、生涯学習の推進を図る。

(2) 出前講座

市民が「知りたい・聞きたい・学びたい」内容をメニューから選択し、人材登録されているリーダーバンク登録指導者及び行政職員が講師として地域へ出向き、講座を実施することで市民の学習意欲の充足を図る。

[担当：生涯学習課] P. 264

2401 コミュニティ・スクール事業に要する経費 13,252,000 円

[国・県 5,630,000 円 一財 7,622,000 円]

* 特財積算根拠

[県補：地域の教育支援体制等構築事業費補助金 9,212,000 円×2/3×0.9168≒5,630,000 円]

○ 目的

学校運営協議会は、学校運営の基本方針を承認し、学校運営及び学校運営に必要な支援について協議を行う機関であり、地域と学校が一体となって子どもを育む環境を構築することを目的とする。

○ 内容

学校運営協議会

学校運営協議会を設置することにより、地域との組織的な連携・協力体制を継続的に行うとともに、学校の基本方針の承認を通して学校や地域、子どもたちが抱える課題に対して当事者意識を持ち、連携・協働による取組を行う。令和5年度は7校（取手第二中学校、取手西、寺原、白山、藤代、久賀、山王小学校）で実施し、令和6年度は市校長会と協議し市内全小中学校で学校運営協議会の設置を検討し実施していく。

[担当：文化芸術課] P. 265

2801 市民芸術活動の推進に要する経費 4,736,000円(4,455,000円)

[その他 2,511,000円 一財 2,225,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 2,250,000円]

[諸収入：宝くじ収益金市町村交付金 261,000円]

○ 目的

市民の文化芸術活動を支援する。

また、市主催の文化芸術に関する事業を推進することで、市民文化の発展に寄与する。

○ 内容

(1) 市主催事業の開催

事業名	開催月	内容
取手美術作家展	6月	身近な地元作家の作品展 委託料 900,000円(取手美術作家展) 小中学生送迎用ギャラリーツアーバス 借上料 391,000円
取手市文化祭	11月	市民が日頃行っている文化的活動を集約した 芸能(伎芸)、展示の発表、チャリティ販売等 委託料
取手市藤代文化祭	10・11月	・取手市文化祭 1,000,000円(取手市文化連盟) ・取手市藤代文化祭 600,000円(取手市藤代文化協会)
取手市民美術展	10・11・ 12月	日本画、洋画、彫刻、書、写真、工芸、デザイン部門 からなる一般公募作品展及び小中学校の絵画・デザイン ・書の作品展
とりで スクール・ アートフェスティバル	1月	市内の公立・私立全日制高等学校全て(7校)の芸術活 動(美術・音楽・ダンス・演劇など)の作品発表会 委託料 261,000円

(2) 補助金の交付 889,000円

補助金交付先団体	予算額(円)	内容
よいなかまの会	111,000	運営活動費の助成
取手少年少女合唱団	80,000	運営活動費の助成
取手市文化連盟	288,000	運営活動費の助成
取手市藤代文化協会	210,000	運営活動費の助成
国際音楽の日コンサート 実行委員会	200,000	運営活動費の助成

(3) 文化振興奨励金 180,000円

市民の芸術文化の振興を図るため、取手市又は茨城県の代表として関東規模以上の芸術文化発表会やコンクール等に予選を経て参加する、18歳以下の個人又は大学を除く学校等の団体に交付する。

[担当：文化芸術課] P.266

2901 市民会館・福祉会館管理運営に要する経費 136,374,000円(90,795,000円)

[地方債 15,000,000円 その他 22,910,000円 一財 98,464,000円]

* 特財積算根拠

[市債：市民会館施設整備事業債 20,000,000円×75%=15,000,000円]

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 5,000,000円]

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 17,910,000円]

○ 目的

行政の枠を越えた特色ある運営と円滑な市民会館・福祉会館の管理を行い、市民の文化教養の向上と福祉の増進に寄与する。

○ 内容

指定管理制度により（公財）取手市文化事業団が市民会館・福祉会館の管理運営を行う。

修繕に関しては、市民会館・福祉会館の緊急修繕等に対応することで利用者の安全を確保する。また、ピアノ購入に関しては、老朽化により状態が悪化した既存ピアノとの置き換えを行うことで、演奏者及び聴衆の満足度を向上し、アートのまち取手のイメージアップにも寄与する。

主な内訳	予算額（円）	内容
修繕料	400,000	施設修繕
市民会館・福祉会館指定管理料	96,002,000	両施設の管理運営に係る指定管理
工事請負費	20,000,000	市民会館舞台装置修繕
備品購入費	19,910,000	市民会館大ホールピアノ購入

[担当：文化芸術課] P.266

3001 東京芸術大学との交流に要する経費 6,994,000円(6,936,000円)

[その他 4,830,000円 一財 2,164,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 2,830,000円]

[諸収入：宝くじ収益金市町村交付金 2,000,000円]

○ 目的

市内に東京芸術大学取手校地があるという地域性を生かし、市民と東京芸術大学との交流を深め、芸術的感性や知識を培い、文化芸術の振興を推進する。

○ 内容

事業名	内容
東京芸術大学卒業・修了作品展及び音楽学部推薦者 取手市長賞	取手市長賞授与 (美術部門) 東京芸術大学卒業・修了作品展における優秀作品から2点 (音楽部門) 東京芸術大学音楽学部推薦の優秀者から2名 ・賞賜金 2,000,000円(500,000円×4)

ふれあいコンサート	<ul style="list-style-type: none"> ・東京芸術大学学生によるコンサート ・東京芸術大学学生による妊産婦向けコンサート ・市長賞受賞者による記念演奏会 <p>上記コンサートを各1回ずつ開催する (藤代公民館、市民会館、取手ウェルネスプラザ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出演謝礼 320,000円(3回分)
東京芸術大学との文化交流事業	<p>市内の小学校と中学校が、東京芸術大学生による美術・音楽の指導を受ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・美術(小学校14校) 2,403,000円 ・音楽(中学校6校) 1,647,000円

[担当：文化芸術課] P.267

3301 アートのあるまちづくり推進に要する経費 17,758,000円(17,646,000円)

[その他 13,570,000円 一財 4,188,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 7,070,000円]

[諸収入：取手アートプロジェクト貸付金元利収入 1,350,000円]

[諸収入：宝くじ収益金市町村交付金 131,000円]

[諸収入：井野アーティストヴィレッジ利用料 5,019,000円]

○ 目的

アートのまち取手の魅力を発信するとともに、東京芸術大学がある地理的環境を生かし、他市町村にはない多様な文化芸術によるまちづくりを推進する。

○ 内容

東京芸術大学やアート関連団体と連携し、その知識・技術・手法などを活用して、市民を交えて芸術的活動を実施する。

(1) 取手音楽の日事業委託料 3,200,000円

「音楽あふれるまち」・「新たな才能を育てる場」の基盤となることを目指し、プロ・アマを問わずジャズ愛好家を一堂に集める音楽イベントを開催する。全国からの人を迎える交流の場とし、音楽からのアプローチによるアートのまち取手を発信する。

(2) 取手の芸術活動連携サポート事業委託料 770,000円

創造力やコミュニケーション力等を高める対話型鑑賞プログラムを実施するとともに、芸術家の活動との連携を深め市内芸術の振興を図る。

(3) 東京芸術大学連携事業委託料 2,000,000円

東京芸術大学と連携することで芸大の知識・経験を生かして、アートのまち取手をPRする作品の制作やイベントを開催する。

(4) 井野アーティストヴィレッジ施設賃借料(7戸分施設) 5,856,000円

(5) JOBAN アートライン協議会負担金 400,000円

(6) 取手アートプロジェクト事業運営補助金 3,240,000円

(7) 取手アートプロジェクト実行委員会事業運営資金貸付金 1,350,000円

[担当：文化芸術課] P. 268

3701 アートギャラリーの管理運営に要する経費 15,909,000円 (14,311,000円)

[その他 9,992,000円 一財 5,917,000円]

* 特財積算根拠

[使用料：アートギャラリー使用料 483,000円]

[使用料：市民ギャラリー使用料 93,000円]

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 2,960,000円]

[諸収入：宝くじ収益金市町村交付金 6,456,000円]

○ 目的

美術に関する作品等の発表及びその鑑賞並びに文化の交流の場を市民に提供し、芸術及び文化の振興に寄与する。

○ 内容

たいけん美じゅつ場 VIVA 内「とりでアートギャラリー」を、市民が美術作品等を発表する場として貸出すとともに、市が企画する展示会等を開催する。また、取手駅と藤代駅の通路に設置された市民ギャラリーの貸出しを行い、市民が美術作品等を発表する場を提供する。

また、とりでアートギャラリーに監視カメラを設置し、安心して展示できる環境の向上を図る。

(1) アートギャラリー管理委託料 2,957,000円

(2) 施設賃借料 9,686,000円

(3) とりでアートギャラリー監視カメラ設置工事 1,870,000円

[担当：子ども青少年課] P. 269

3801 放課後児童対策事業に要する経費 199,940,000円 (388,686,000円)

[国・県 82,980,000円 その他 36,686,000円 一財 80,274,000円]

* 特財積算根拠

[国補：子ども・子育て支援交付金 36,483,000円]

[県補：放課後児童対策事業補助金 10,014,000円]

[県補：子ども・子育て支援交付金 36,483,000円]

[負担金：放課後児童対策事業保護者負担金 36,580,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 106,000円]

○ 目的

市立小学校内に放課後子どもクラブを設置することで、放課後及び学校休業日における子どもの居場所づくりを行うとともに、児童の健全な育成及び子育て支援の充実を図る。

○ 内容

放課後子どもクラブの運営に係る経費で、主なものは放課後児童支援員報酬、クラブ室用消耗品、3クラブにおける放課後子どもクラブ運営業務委託料（取手東小・高井小・藤代小）である。

・放課後児童支援員報酬（会計年度任用職員）	103,788,000円
・クラブ室用消耗品	3,611,000円
・放課後子どもクラブ運営業務委託料	71,786,000円

5 社会教育費 2 公民館費

[担当：生涯学習課] P. 273

2101 公民館活動に要する経費 1,595,000 円 (1,595,000 円)

[一財 1,595,000 円]

○ 目的

市内には、学習活動や地域づくりの中心的役割を担う公民館が 14 館あり、地域に即した生涯学習施設として活用されている。それぞれの地域ニーズに合わせた魅力ある事業を展開し、地域の生涯学習の拠点として、より一層の充実を図る。

○ 内容

市内各地域の公民館において、幅広い年齢層を対象とした講座や講演会等を開催し、地域の人たちが身近に参加でき、学べる機会を提供する。

- ・報償費 1,077,000 円 (各公民館講師謝礼等)

5 社会教育費 3 図書館費

[担当：図書館] P. 275

2101 図書館活動に要する経費 107,167,000 円 (99,426,000 円)

[その他 4,479,000 円 一財 102,688,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 4,210,000 円]

[手数料：コピー手数料 120,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 149,000 円]

○ 目的

多様化する市民ニーズに適応した図書館サービスを提供するため、各種事業の充実に努める。

○ 内容

図書館及び公民館・駅前窓口等の市民に身近なサテライト施設や学校連携における迅速な予約本の提供や返却受付を維持するため、引き続き図書館システムの活用及び図書配送業務を委託する。

また、電子書籍のさらなる拡充を図り、自宅等で読書をすることができる環境を整えるとともに、仕事や子育てなどで図書館を利用することが難しい市民へも働きかけ、サービス提供ができるように普及啓発を図る。

- | | |
|------------------------|--------------|
| ・会計年度任用職員報酬 | 42,515,000 円 |
| ・図書配送業務委託料 | 6,804,000 円 |
| ・電算機賃借料 (図書館情報システム賃借料) | 33,364,000 円 |
| ・電子図書館システム使用料 | 4,686,000 円 |

[担当：図書館] P. 277

2201 図書館資料購入に要する経費 31,972,000 円 (28,219,000 円)

[その他 23,183,000 円 一財 8,789,000 円]

＊ 特財積算根拠

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 23,110,000 円]

[諸収入：図書弁償金 43,000 円]

[諸収入：広告掲載料 30,000 円]

○ 目的

図書館の基本機能である資料提供を遂行するため、必要な図書館資料を収集する。

○ 内容

市民の多様な資料に対するニーズに応えるため、図書館資料の充実を図る。

- ・ 定期刊行物等資料購入費（新聞・雑誌等） 3,207,000円
- ・ 図書、AV資料購入費 25,679,000円

5 社会教育費 4 文化財保護費

[担当：生涯学習課] P. 278

2101 旧取手宿本陣管理運営に要する経費 11,288,000 円（9,049,000 円）

[その他 192,000 円 一財 11,096,000 円]

＊ 特財積算根拠

[諸収入：本陣駐車場使用料 192,000 円]

○ 目的

県・市指定文化財である「旧取手宿本陣」の保護・活用により、文化財への愛着や関心を高める。

○ 内容

「旧取手宿本陣」の保存・管理に努め、一般公開を行う。

- ・ 管理委託料（防災設備保守点検、庭園維持管理等） 2,343,000 円
- ・ 公開日受付業務委託料 4,549,000 円
- ・ 土地賃借料（史跡、駐車場） 3,580,000 円

[担当：生涯学習課] P. 280

2501 埋蔵文化財センター活動に要する経費 983,000 円（983,000 円）

[その他 600,000 円 一財 383,000 円]

＊ 特財積算根拠

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 600,000 円]

○ 目的

埋蔵文化財センターを様々な文化財に関する情報発信・収集の拠点施設として活用を図り、市民の郷土史に対する理解と親しみを深め、文化的向上に資する。

○ 内容

市内の埋蔵文化財や歴史資料をテーマとした年2回の企画展を実施する。

【主な経費】

- ・ 講演会講師謝礼 30,000 円×2 回＝ 60,000 円
- ・ ポスター・パンフレット印刷代 418,000 円×2 回＝836,000 円

6 保健体育費 1 保健体育総務費

[担当：スポーツ振興課] P. 283

2001 スポーツ団体育成推進関係経費 9,360,000円(9,060,000円)

[その他 5,040,000円 一財 4,320,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金：地域振興基金繰入金 5,040,000円]

○ 目的

スポーツ団体を育成・支援することで、市民の体力向上とスポーツの普及振興を図る。

○ 内容

スポーツ協会・スポーツ少年団の育成支援を図る。

団体名	団体数	会員数	活動内容
スポーツ協会	27部	4,511人	<ul style="list-style-type: none"> ・各種講習会の開催 ・視察研修 ・機関紙の発行 ・交流会 ・市主催行事への協力及び参加 ・競技別大会の企画運営 ・指導者の育成
スポーツ少年団	10連盟 34単位団	943人	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年のスポーツ指導 ・競技別大会、教室の企画運営 ・認定員養成講習会 ・取手ブロック近隣市町交流会 ・市主催行事への協力及び参加 ・県各講習、研修会への参加

[担当：スポーツ振興課] P. 284

2401 中学校部活動地域移行事業に要する経費 7,953,000円(1,653,000円)

[国・県 4,071,000円 その他 19,000円 一財 3,863,000円]

* 特財積算根拠

[県委：部活動地域移行実証事業再々委託料 4,071,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 19,000円]

○ 目的

少子化の中でも、将来にわたり子どもたちがスポーツに継続して親しむ機会を確保し、地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備することにより、子どもたちの多様な体験機会を確保するとともに、学校の教職員の働き方改革を推進し、学校教育の質の向上を図る。

○ 内容

国により方針が示された休日における部活動の地域移行を行うため、モデル校を指定し事業を推進していく。令和6年度については、軟式野球、剣道、柔道、空手、バスケットボール、バレーボールの6種目について実施予定である。

・報酬等	会計年度任用職員等	3,846,000円
・報償費	地域部活動指導員謝礼	3,304,000円
	中学校部活動地域移行事業推進協議会委員謝礼	121,000円

・旅費	費用弁償（通勤手当）	44,000 円
・需用費	消耗品費	300,000 円
・役務費	地域クラブ参加者・指導員保険	143,000 円
・使用料及び賃借料	施設利用料	195,000 円

6 保健体育費 2 体育施設費

[担当：スポーツ振興課] P. 285

2001 取手グリーンスポーツセンター管理運営に要する経費

251,795,000 円（122,826,000 円）

[地方債 100,100,000 円 その他 16,900,000 円 一財 134,795,000 円]

* 特財積算根拠

[市債：合併特例債 61,900,000 円×95%≒58,800,000 円]

[市債：グリーンスポーツセンター整備事業債

20,000,000 円×75%=15,000,000 円]

[市債：グリーンスポーツセンター整備事業債

35,100,000 円×75%≒26,300,000 円]

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 16,900,000 円]

○ 目的

生涯スポーツの拠点となる取手グリーンスポーツセンターの維持・管理を行うことで、市民の健康増進とスポーツ団体相互の交流を深める。

○ 内容

指定管理者による充実した施設管理を行い、利用者の拡大を目指し、市民の健康、体力づくりの拠点としてスポーツ・レクリエーションの普及発展に努める。

委託料

・指定管理料	124,025,000 円
・中央監視装置更新実施設計業務委託料	880,000 円
・機械室改修工事実施設計業務委託料	3,000,000 円
・機械室改修工事監理業務委託料	2,000,000 円

工事請負費

・公共下水道接続工事	97,000,000 円
・機械室改修工事	15,000,000 円

負担金

・公共下水道受益者負担金	7,270,000 円
--------------	-------------

[担当：スポーツ振興課] P. 285

2201 藤代スポーツセンター管理運営に要する経費 49,965,000 円（47,086,000 円）

[その他 9,615,000 円 一財 40,350,000 円]

* 特財積算根拠

[使用料：藤代スポーツセンター使用料 9,600,000 円]

[手数料：コピー手数料 1,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 12,000 円]

[諸収入：ファクシミリ使用料 1,000 円]

[諸収入：印刷機使用料 1,000 円]

○ 目的

生涯スポーツ・健康づくりの施設として、また憩いの場としての公園施設の維持・管理を行うことで、市民が快適な施設でスポーツを楽しむ場の提供を図る。

○ 内容

市民の健康、体力づくりの場としてスポーツ・レクリエーションの普及発展に努める。

修繕料 1,045,000 円

委託料

- ・施設整備管理・清掃業務委託料 11,449,000 円
- ・庭園管理業務委託料 8,426,000 円
- ・屋外施設管理業務委託料 5,368,000 円
- ・施設管理業務委託料 3,687,000 円

[担当：スポーツ振興課] P.288

2402 旧取手一中体育施設 3,723,000 円 (25,482,000 円)

[一財 3,723,000 円]

○ 目的

旧取手一中の跡地利用として、生涯スポーツ・健康づくりの施設と、憩いの場としての施設の維持・管理を行うことで、市民が快適な施設でスポーツを楽しむ場の提供を図る。

○ 内容

市民の健康、体力づくりの場としてスポーツ・レクリエーションの普及発展に努める。

旧取手一中の跡地に残る体育館について社会体育施設として活用するほか、避難所として指定されていることから、体育館耐震補強・大規模改修工事に向けて、単価入替業務を行う。

修繕料 550,000 円

委託料

- ・樹木剪定草刈清掃等業務委託料 1,722,000 円
- ・旧取手一中体育館耐震補強・大規模改修工事単価入替業務委託料 500,000 円
- ・雨水貯留槽等点検管理業務委託料 385,000 円

6 保健体育費 3 学校給食センター費

[担当：保健給食課] P.289

2001 給食センター運営に要する経費 132,516,000 円 (129,529,000 円)

[その他 117,804,000 円 一財 14,712,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 2,780,000 円]

[諸収入：幼稚園給食代 1,331,000 円 ※月額 4,370 円]

[諸収入：小学校給食代センター分 70,051,000 円 ※月額 4,440 円]

[諸収入：中学校給食代センター分 43,642,000 円 ※月額 4,950 円]

○ 目的

園児・児童生徒に安全な食材による給食を提供することで、望ましい食習慣の形成を図ることを目標に、学校給食の円滑な運営を図る。

○ 内容

主な経費は、学校給食の食材費に当たる賄材料費である。

- ・賄材料費 115,024,000 円

[担当：保健給食課] P.290

2101 給食センター施設整備に要する経費 68,777,000 円 (44,613,000 円)

[地方債 17,000,000 円 その他 5,730,000 円 一財 46,047,000 円]

* 特財積算根拠

[市債：給食センター整備事業債 22,730,000 円×75%≒17,000,000 円]

[繰入金：学校施設整備基金繰入金 5,730,000 円]

○ 目的

適正な維持管理と設備の充実により、学校給食センターを良好な状態に保つ。

○ 内容

主な経費は、学校給食の運搬及び施設の維持管理に要する経費である。

委託料

- ・給食運搬業務委託料 16,335,000 円
- ・学校給食センター施設管理業務委託料 9,755,000 円

備品購入費

- ・真空冷却機 2 台 22,730,000 円

11 公債費

1 公債費 1 元金 2 利子

[担当：財政課・社会福祉課] P. 294

9701 地方債元金償還金 利子償還金 4,195,669,000円 (4,337,675,000円)

[国・県 10,546,000円 その他 1,234,000円 一財 4,183,889,000円]

* 特財積算根拠

[県補：合併市町村幹線道路緊急整備支援事業補助金 10,546,000円]

[諸収入：災害援護資金貸付金元利収入 1,234,000円]

(単位：千円)

区 分	令和5年度末 残高見込額A	令和6年度償還見込額		令和6年度中 起債見込額 D	令和6年度末 残高見込額A-B+D
		元 金 B	利 子 C		
1. 普通債	23,062,312	1,948,673	119,157	1,143,000	22,256,639
(1) 総務債	145,524	16,976	491		128,548
(2) 民生債	227,038	20,416	948	58,300	264,922
(3) 衛生債	18,810	1,562	175		17,248
(4) 農林水産業債	142,398	28,418	948	17,700	131,680
(5) 商工債	25,598	2,718	70		22,880
(6) 土木債	1,877,022	239,640	11,947	696,900	2,334,282
(7) 消防債	521,900	76,422	833	188,300	633,778
(8) 教育債	4,442,676	234,744	21,037	81,700	4,289,632
(9) 合併特例債	13,835,626	1,143,182	76,656	58,800	12,751,244
(10) 行政改革等推進債	1,354	1,354	19		
(11) 災害復旧債	12,882	4,105	32		8,777
(12) 緊急防災・減災事業債	609,131	110,465	465	5,400	504,066
(13) 全国防災事業債	71,361	4,195	197		67,166
(14) 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	775,887	44,512	2,305		731,375
(15) 緊急自然災害防止対策事業債	97,965	1,568	1,001		96,397
(16) 公共施設等適正管理推進事業債	158,140	18,396	944	26,200	165,944
(17) 脱炭素化事業債	99,000		1,089		99,000
(18) 防災対策事業債				9,700	9,700
2. 減税補てん債	102,516	50,787	62		51,729
3. 臨時財政対策債	19,780,473	1,810,648	33,456	100,000	18,069,825
4. 減収補てん債	909,992	181,384	3,328		728,608
5. 調整債	164,640	10,080	341		154,560
6. 退職手当債	33,960	33,960	443		
7. 災害援護資金貸付債	9,469	3,350			6,119
合 計	44,063,362	4,038,882	156,787	1,243,000	41,267,480

地方債の利率別現在高の状況

(単位：千円)

令和5年度末 現在高見込額	0.5%以下	1.0%以下	1.5%以下	2.0%以下
44,063,362	33,680,076	7,787,549	1,430,956	1,164,781
構成比	76.4%	17.7%	3.3%	2.6%

取手駅西口都市整備事業
特 別 会 計

1 概要

取手駅西口地区においては、交通結節機能の充実と都市機能の集積を目的として、取手駅北土地区画整理事業による都市基盤整備を進め、併せて建築物整備事業を一体的に施行することによって、潤いと活気に満ちた中心市街地の活性化を進めている。

取手駅北土地区画整理事業では、取手駅西口地区の宅地造成、交通広場及び都市計画道路の整備を行い、環境に配慮した都市空間の整備を進めることにより、交通結節機能強化及び回遊性の向上を図る。

取手駅西口地区における土地利用については、健康・医療・福祉等の各種都市機能の充実を図り、持続可能な魅力ある中心市街地の形成を進めている。

特に、取手駅西口交通広場に面するA街区においては、関係権利者とともに商業・業務系施設や高層住宅等から構成される多機能複合施設を整備することにより、土地の有効利用を促進し、「市の顔」にふさわしい魅力ある都市空間の形成を図る。

2 歳入の状況

(単位：千円)

款	項	目	予算額
1. 使用料及び手数料	1. 使用料	1. 土木使用料	10
2. 国庫支出金	1. 国庫補助金	1. 国庫補助金	341,930
3. 県支出金	1. 県補助金	1. 県補助金	33,637
4. 繰入金	1. 他会計繰入金	1. 一般会計繰入金	658,413
5. 繰越金	1. 繰越金	1. 繰越金	1,100
6. 諸収入	1. 雑入	1. 雑入	8,948
7. 市債	1. 市債	1. 土木債	324,700
合 計			1,368,738

3 歳出の状況

(単位：千円)

款	項	目	予算額
1. 事業費	1. 審議会費	1. 審議会費	70
	2. 総務費	1. 総務費	116,859
	3. 事業費	1. 事業費	805,024
2. 公債費	1. 公債費	1. 元金	409,247
		2. 利子	37,038
3. 予備費	1. 予備費	1. 予備費	500
合 計			1,368,738

1 事業費

3 事業費 1 事業費

[担当：区画整理課] P.16

7501 取手駅北土地区画整理事業に要する経費 695,124,000 円 (801,147,000 円)

[国・県 286,980,000 円 地方債 275,300,000 円 その他 132,834,000 円

一財 10,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：防災・安全交付金（生活空間の安全確保分）

517,856,000 円×55%≒284,820,000 円]

[国補：地籍整備推進調査費補助金 4,320,000 円×50%=2,160,000 円]

[市債：取手駅北土地区画整理事業債

(517,856,000 円－284,820,000 円) ×90%≒209,700,000 円]

[市債：取手駅北土地区画整理事業債

(14,940,000 円－2,160,000 円) ×75%≒9,500,000 円

(75,400,000 円－500,000 円) ×75%≒56,100,000 円]

[繰入金：一般会計繰入金 123,886,000 円]

[諸収入：下水道設備更新負担金 8,448,000 円]

[諸収入：電線共同溝建設負担金 500,000 円]

○ 目的

取手駅北土地区画整理事業は、多様な都市機能の集積と土地の高度利用の促進を図るため、都市基盤の整備を進めている。今年度は事業完了に向けて地区内総仕上げの工事を実施する。

○ 内容

事業年度 平成 5 年度～令和 7 年度

施行面積 6.5 ha

[委託業務]

委託件数 4 件 47,599,000 円

[工事請負]

・ 駅前交通広場整備工事	167,356,000 円
・ 都市計画道路 3・5・39 号道路擁壁工事	130,000,000 円
・ A 街区造成工事	98,448,000 円
・ 都市計画道路 3・3・1 号道路改築工事	60,000,000 円
・ 都市計画道路 3・5・39 号築造工事	52,000,000 円
・ 都市計画道路 3・4・37 号道路改築工事	36,000,000 円
・ 西部地区造成工事	25,000,000 円

〔建物移転補償〕

建物移転補償 19件 67,751,000円

工事に伴う補償 4件 6,400,000円

〔担当：中心市街地整備課〕 P.17

7701 取手駅北地区建築物整備事業に要する経費 109,900,000円 (85,400,000円)

〔国・県 54,950,000円 地方債 49,400,000円 その他 5,550,000円〕

* 特財積算根拠

〔国補：社会資本整備総合交付金（住環境整備事業分）

109,900,000円×1/2=54,950,000円〕

〔市債：取手駅北市街地再開発事業債

(109,900,000円－54,950,000円)×90%≒49,400,000円〕

〔繰入金：一般会計繰入金 5,550,000円〕

○ 目的

取手駅西口周辺地区においては、取手駅北土地区画整理事業との一体的な土地利用を推進し、「健康・医療・福祉そして環境」を基軸とした都市機能の集積を図り、少子高齢社会への対応と中心市街地の持続可能な活性化を目指した都市再生を進めている。

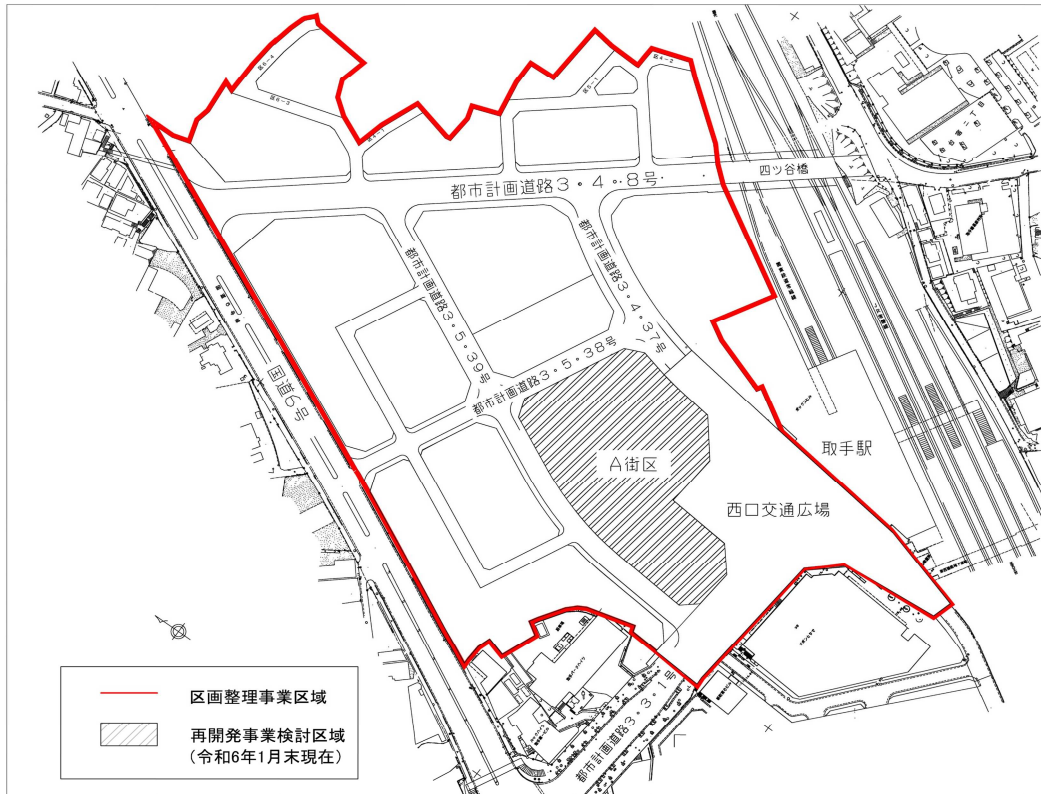
A街区の土地利用については、第一種市街地再開発事業による都市機能の集積と活力創出を目指し、関係権利者が設立した再開発準備組合による事業化に向けた作業が進められている。市は必要な助言・援助等を行い、土地区画整理事業の事業効果の早期発現と「市の顔」としての魅力ある市街地の形成を図る。

○ 内容

再開発準備組合が行う建築設計等に要する事業費に対して、取手市市街地再開発事業等補助金交付要綱に基づき、補助対象経費の3分の2を限度額として補助金を交付する。

市街地再開発事業等補助金 109,900,000円

取手駅北地区事業区域



国民健康保険事業
特 別 会 計

1 概要

国民健康保険（以下「国保」という。）は、制度創設以来、市民の医療の確保と健康維持に貢献し、医療保険制度の中核として重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、急速な少子高齢化の進展や医療技術の高度化及び疾病構造の変化等に伴い医療費が増大する一方で、国保は社会保険などと比べると高齢者の割合が高く、加入者の所得水準が低いといった年齢構成上や財政基盤上の様々な課題を抱えている。また、市区町村規模の大小により国保の財政に差があり、小規模市町村では財政が不安定になりやすいなどといった課題があった。このような状況の中、平成 30 年度から都道府県が市区町村とともに保険者となる等の大改革が行われた。

都道府県と市区町村が一緒に運営を担うことにより、事務の効率化、標準化、広域化を推進し、制度の安定化を目指していく。市区町村は、加入者の資格管理や保険料（税）の賦課・徴収、給付の決定・支払い、健康づくりのための事業など加入者に身近なきめ細かい事業を引き続き実施していく。また、令和 4 年度から茨城県国民健康保険運営方針に基づく賦課方式の統一が実施されている。

(1) 被保険者資格の適用適正化

被保険者資格の適用適正化については、事業運営の基本であり、被保険者の医療の確保及び国保運営の健全化のために極めて重要である。特に、国保に加入すべき対象者でありながら加入の手続きがなされていない無保険状態の方、逆に社会保険等の他の健康保険に加入しているのに、国保喪失の届出がされていないため、重複して健康保険に加入してしまっている方などについて、早期に適正な適用を図るための対策を講じる。

(2) 国保税収入の確保

適正な課税及び収納対策により、被保険者間の負担の公平性を確保する。令和 4 年度から茨城県国民健康保険運営方針にしたがい賦課方式を 2 方式に変更し、持続可能な国保制度を推進している。国保税算定の基礎となる所得については、正確な把握が必要であるため、申告のない世帯については、関係機関との連携を図りながら、申告の勧奨などにより所得の把握に努める。

また、保険税収納率の向上のための取り組みに努める。

(3) 医療費の適正化

医療費の適正化を進めるため、第三者求償事務の充実、医療機関における適正受診の啓発、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及啓発に努める。

(4) 保健事業の推進

特定健康診査については、第 4 期特定健康診査等実施計画（令和 6 年度～令和 11 年度）に基づき、受診率の向上に努めていく。また、「国保データベース（KDB）システム」の各種統計情報に関するデータを活用したデータヘルス計画についても、第 3 期計画（令和 6 年度～令和 11 年度）を策定し、効率的な保健事業の実施により生活習慣病の重症化予防に努めている。

○取手市国民健康保険の現況

(1) 歳入歳出の状況

歳入歳出予算額は、10,200,717 千円で、前年度と比較して 3.4%の減となった。

歳入

(単位：千円)

区分	令和6年度	令和5年度	増減率 (%)
国民健康保険税	1,635,084	1,772,999	△7.8
使用料及び手数料	1,300	1,500	△13.3
国庫支出金	1	1	0.0
県支出金	6,997,743	7,149,800	△2.1
財産収入	7,656	54	14,077.8
繰入金	1,499,805	1,520,501	△1.4
繰越金	1	40,000	△100.0
諸収入	59,127	77,103	△23.3
歳入合計	10,200,717	10,561,958	△3.4

歳出

(単位：千円)

区分	令和6年度	令和5年度	増減率 (%)
総務費	234,412	239,973	△2.3
保険給付費	7,062,065	7,395,266	△4.5
国保事業費納付金	2,492,666	2,496,306	△0.1
共同事業拠出金	0	5	△100.0
保健事業費	222,000	250,436	△11.4
基金積立金	168,350	160,748	4.7
諸支出金	16,224	14,224	14.1
予備費	5,000	5,000	0.0
歳出合計	10,200,717	10,561,958	△3.4

(2) 国保加入者の状況

(年間平均3月～2月)

区分	年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	増減率 (%)	
		(見込)	(見込)	(実績)	R6/R5	R5/R4
加入世帯数		15,330 世帯	15,372 世帯	15,414 世帯	△0.3	△0.3
被保険者数	一般	21,697 人	21,980 人	22,263 人	△1.3	△1.3
	退職	0 人	0 人	0 人	—	—
	合計	21,697 人	21,980 人	22,263 人	△1.3	△1.3

(3) 保険給付費等の状況

(単位：千円)

年度		療養給付費	療養費	高額療養費	出産育児一時金	葬祭費
令和6年度(予算)	一般	6,048,000	48,000	900,000	27,500	10,000
	退職	1	1	1		
令和5年度(見込)	一般	6,044,469	35,751	881,044	22,168	7,300
	退職	0	0	0		
令和4年度(実績)	一般	6,062,484	39,876	858,351	17,566	8,900
	退職	150	0	0		

(4) 1人当たりの医療費 (単位：円)

年度	一般	退職
令和6年度(見込)	380,154	—
令和5年度(見込)	374,178	—
令和4年度(実績)	368,357	—

※退職分については、遡及振替対応分のみとなるため、原則発生しない。

1 総務費

1 総務管理費 1 一般管理費

[担当：国保年金課] P.45

7001 国保事務に要する経費 46,352,000円(45,880,000円)

[国・県 24,551,000円 その他 21,801,000円]

* 特財積算根拠

[県補：都道府県繰入金(2号分) 24,551,000円]

[繰入金：事務費等繰入金 21,785,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 16,000円]

○ 目的

国民健康保険制度の効率的な実施と被保険者に対するサービスの向上を図る。

○ 内容

国民健康保険事務に係る経費であり、主なものは保険証・納税通知書の郵送料及び電算処理業務の手数料・委託料である。

主な経費	国民健康保険事務員報酬(1人)	1,950,000円
	一斉更新保険証郵送料	3,791,000円
	納税通知書・特別徴収通知書郵送料	1,061,700円
	国保・後期・介護納付済額通知郵送料	1,386,000円
	第三者行為求償事務手数料	1,280,000円
	連合会レセプト管理システム手数料	1,267,200円
	保険者事務共同電算処理業務手数料	6,817,376円
	国保情報集約システム運用手数料	2,413,532円
	国保事務電算処理委託料(IAC)	19,209,000円

[担当：国保年金課] P.46

7501 医療費適正化特別対策に要する経費 12,773,000円(13,252,000円)

[国・県 12,744,000円 その他 29,000円]

* 特財積算根拠

[県補：都道府県繰入金(2号分) 12,744,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 29,000円]

○ 目的

国民健康保険に係る医療費の適正化を図り、国保財政の安定化を目的とする。

○ 内容

診療報酬明細書（レセプト）二次点検業務を茨城県国民健康保険団体連合会に委託することにより、事業の効率化とレセプト点検の充実強化を図るとともに、医療費の過誤請求の防止や国民健康保険被保険者資格の適用適正化に努め、医療費の削減を図る。

主な経費	国保被保険者資格点検事務員報酬（1人）	1,763,580円
	国保適用適正化事務員報酬（1人）	1,763,580円
	医療費通知及びジェネリック差額通知郵送料	2,646,000円
	保険者レセプト二次点検業務手数料	3,072,000円
	多受診適正化通知業務委託料	660,000円

2 徴税費 1 徴税総務費

[担当：納税課] P.48

7601 国保税徴収に要する経費 21,283,000円（20,521,000円）

[国・県 15,598,000円 その他 5,685,000円]

* 特財積算根拠

[県補：都道府県繰入金（2号分） 15,598,000円]

[手数料：保険税督促手数料 1,300,000円]

[繰入金：事務費等繰入金 4,359,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 26,000円]

○ 目的

安定的な国保税収入の確保と税負担の公平性を保つため、納税の利便性の向上と収納率の向上を図る。

○ 内容

(1) 国保税の収納状況（現年度） (単位：千円)

年度	調定額	収納額	収納率（%）
令和6年度（予算）	1,621,455	1,540,868	95.0
令和5年度（見込）	1,693,242	1,608,927	95.0
令和4年度（実績）	1,817,313	1,726,980	95.0

(2) コンビニエンスストア収納取扱手数料 3,603,600円

国保税をコンビニエンスストアからの納付や、納付書のコンビニエンスストア用バーコードを利用したスマートフォンアプリによる納付を可能とするための費用である。

(3) 公金収納情報データ処理手数料 957,407円

国保税の収納管理事務の効率化を図るため、金融機関等の窓口で収納された領収済通知書を電子データに変換し、「消込み用データ」として受け取るための費用である。

4 保健事業費

1 特定健康診査等事業費 1 特定健康診査等事業費

[担当：国保年金課] P. 58

7701 特定健康診査等事業に関する経費 129,274,000 円 (142,224,000 円)

[国・県 69,275,000 円 その他 346,000 円 一財 59,653,000 円]

* 特財算出根拠

[県補：保険者努力支援分 3,748,000 円]

[県補：特別調整交付金分（市町村） 4,092,000 円]

[県補：都道府県繰入金（2号分） 30,402,000 円]

[県補：特定健診等負担金 29,595,000 円]

[県補：健康増進事業費補助金 1,438,000 円]

[繰入金：事務費等繰入金 330,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 16,000 円]

○ 目的

国保加入者の40歳から75歳未満を対象に、内臓脂肪型肥満に着目した特定健康診査を実施する。健診結果に基づき保健指導に該当すると判定された方に対し、その要因となっている生活習慣を改善するための指導を行うことにより、生活習慣病等の有病者・予備群を減少させ、国保加入者の健康増進及び中長期的な医療費の抑制を図る。

○ 内容

・特定健康診査

糖尿病・高血圧・脂質異常症等の生活習慣病の有病者・予備群を減少させるため、保健指導を必要とする方を的確に抽出するための健診を実施する。

新型コロナウイルス等の感染症における三密（密集・密接・密閉）対策及び健診受診者の利便性向上のため、令和6年度も令和5年度と同様に、集団健診予約コールセンター及び専用予約サイトを設置する。

<健診項目>

質問項目、身体計測（身長・体重・BMI・腹囲）、身体診察、血圧測定、血液検査、肝機能検査、血糖検査、尿検査、心電図検査、眼底検査、貧血検査、血清クレアチニン、尿酸

区分	令和6年度（予算）	令和5年度（見込）	令和4年度（実績）
対象者	20,800人	21,287人	21,792人
受診者	8,650人	6,518人	6,707人
受診率	41.6%	30.6%	30.8%

(※年間異動分含む)

・特定保健指導

健診結果から「情報提供」、「動機付け支援」、「積極的支援」の3つにグループ分けをし、「動機付け支援」及び「積極的支援」の対象者に対して、保健師や管理栄養士等が食習慣や効果的な運動など生活習慣の改善に必要な支援を行うとともに、指導対象であっても指

導を受けていない方への利用勧奨により、指導率の向上と生活習慣病の改善を図る。

・糖尿病性腎臓病重症化予防事業

糖尿病の重症化や腎不全、人工透析への移行を防止することを目的に、平成 30 年度から実施している「糖尿病性腎臓病重症化予防事業」において、取手市医師会の協力を得るとともにかかりつけ医との連携を図り、より有効かつ効果的な保健指導に取り組む。

また、特定健康診査の結果や、医療機関受診状況をもとに未治療者や治療中断者を抽出し、血糖値等が受療勧奨域の方に対して、通知等による受療勧奨を実施する。

主な経費	特定健康診査業務委託料	70,810,000 円
	糖尿病性腎臓病重症化予防業務委託料	7,874,000 円
	集団健診予約管理業務委託料	25,260,000 円
	特定保健指導実施及び未利用者勧奨業務委託料	6,073,000 円

2 保健事業費 1 疾病予防費

[担当：国保年金課] P.59

7501 疾病の予防に要する経費 92,726,000 円 (108,044,000 円)

[国・県 38,002,000 円 その他 550,000 円 一財 54,174,000 円]

* 特財積算根拠

[県補：保険者努力支援分 38,002,000 円]

[諸収入：喀痰検査費用自己負担金 100,000 円]

[諸収入：大腸がん検診費用自己負担金 450,000 円]

○ 目的

国保加入者が人間ドック等を受診する際に助成を行うとともに、各種がん検診の受診しやすい環境をつくり、生活習慣病の予防に寄与するとともに、受診率の向上、疾病の早期発見、早期治療による健康増進と中長期的な医療費の抑制を図る。

○ 内容

・人間ドック

市が実施する特定健康診査を受診しない満 40 歳以上 75 歳未満で、国保税に未納がない国保加入者に対し、以下のいずれかのドック検診について、年度内に一度助成する。ただし、特定健康診査を含む人間ドック検診を受けた対象者に係る助成金の額は、当該助成金の額から特定健康診査に係る部分に要した費用を減じた額とする。すなわち、一人当たりの日帰りドック、肺ドックは助成金総額 24,500 円に対して特定健康診査委託料 6,650 円であるため、当該事業における負担金は 17,850 円となる。また、同様に脳ドックは助成金 35,000 円に対して特定健康診査委託料 6,650 円であるため、当該事業における負担金は 28,350 円となる。

ドック名	令和 6 年度 (予算)	令和 5 年度 (見込)	令和 4 年度 (実績)
日帰り人間ドック	1,600 人	1,352 人	1,508 人
脳ドック	350 人	196 人	219 人
肺ドック	50 人	24 人	10 人
合計	2,000 人	1,572 人	1,737 人

・がん検診等助成事業

各種がん検診等の助成事業を実施する。

胃がん、乳がん、子宮がん、大腸がん、前立線がんの各がん検診、骨粗しょう症検診、喀痰検査、ヘルスアップ健診、肝炎ウイルス検診、歯周疾患検診の各種検診の自己負担金については、平成30年度から500円（ワンコイン）に統一している（肺がん検診の自己負担金については、従来から65歳以上は無料、64歳以下は400円のため、据え置き）。

また、令和5年度までは女性のがん検診である乳がん、子宮がん、レディースデイ健診の集団健診は電話予約のみであったが、受診者の利便性と受診率向上を目的として、集団健診予約コールセンター及び専用予約サイトを設置する。

主な経費	乳がん検診委託料	7,608,000円
	胃がん検診委託料	3,225,000円
	子宮がん検診委託料	6,831,000円
	大腸がん検診委託料	7,556,000円
	肺がん検診委託料	9,283,000円
	集団健診予約管理業務委託料	4,466,000円
	日帰り人間ドック補助金	28,560,000円
	脳ドック補助金	9,923,000円
	肺ドック補助金	893,000円

後期高齢者医療
特別会計

1. 概要

高齢者の医療費が急激に増大するなかで世代間の医療費負担を明確化し、医療保険制度の安定的な財政運営を維持していくために、75歳以上の後期高齢者について、新たに独立した後期高齢者医療制度が平成20年4月から開始された。

今後の高齢社会において持続可能な医療保険制度体系の確立を図るためには、後期高齢者医療制度の円滑な運営が不可欠であり、市町村がそれぞれ単独で取り組むよりも、他の市町村と協力して、広域的に事務処理を行う方がより効率的であることから、茨城県内のすべての市町村が加入する「茨城県後期高齢者医療広域連合」が平成19年1月24日付で設立された。

広域連合は、地方自治法に規定される特別地方公共団体であり、独自の首長や議会を有し、後期高齢者医療の運営主体として、市町村との連携を図りつつ、保険料の賦課・医療の給付・医療費の通知や保健事業等を行い、市町村は、各種届出の受付・保険料の徴収や被保険者証の引渡し等の窓口受付を行っている。

社会保障制度改革推進法（平成24年法律第64号）に基づき、内閣に社会保障制度改革国民会議が設置され、社会保障制度改革について審議が行われている。後期高齢者医療制度については、現在では十分定着しており、現行制度を基本としながら、実施状況等を踏まえ必要な改善を行うことが適当であると報告されている。

当市の後期高齢者被保険者数は、人口統計から右肩上がりが増加することが見込まれるため、被保険者数の伸びを踏まえた予算編成を行う。

(1) 歳入・歳出の状況

歳入歳出予算額は、3,933,580千円で昨年と比較して11.9%の増となる。

歳入

(単位：千円)

区分	令和6年度	令和5年度	増減率(%)
後期高齢者医療保険料	2,015,559	1,692,997	19.1
使用料及び手数料	245	245	0.0
繰入金	1,913,858	1,818,627	5.2
繰越金	600	600	0.0
諸収入	3,318	3,114	6.6
歳入合計	3,933,580	3,515,583	11.9

歳出

(単位：千円)

区分	令和6年度	令和5年度	増減率(%)
総務費	216,540	233,186	△7.1
納付金	3,713,140	3,278,697	13.3
諸支出金	3,400	3,200	6.3
予備費	500	500	0.0
歳出合計	3,933,580	3,515,583	11.9

(2) 被保険者の状況 (各年度末)

年度	令和6年度 (見込)	令和5年度 (見込)	令和4年度 (実績)
被保険者数	22,963人	21,870人	20,829人

(3) 1人当たりの医療費

年度	令和6年度 (見込)	令和5年度 (見込)	令和4年度 (実績)
医療費	824,710円	819,775円	814,870円

1 総務費

1 総務管理費 1 一般管理費

[担当：国保年金課] P.90

7001 後期高齢者医療事務に要する経費 164,091,000円 (175,215,000円)

[その他 164,091,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金：事務費繰入金 71,965,000円]

[繰入金：後期高齢者健診事業繰入金 60,750,000円]

[繰入金：後期高齢者人間ドック検診事業繰入金 31,360,000円]

[諸収入：雑入 1,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 15,000円]

○ 目的

後期高齢者医療制度の効率的な実施と被保険者に対するサービスの向上を図る。

○ 内容

後期高齢者医療事務に係る経費であり、主なものとして被保険者証の郵送料、茨城県後期高齢者医療広域連合からの委託を受けて行う健康診査のための経費、市内公共施設で実施する集団健診を完全予約制で行うための経費、人間ドック検診の助成金や広域連合への共通経費の負担金である。

需用費	健診案内封筒、健診結果通知封筒、健診説明チラシ、後期高齢者医療制度案内通知封筒等印刷製本費	791,000円
役務費	郵送料などの通信運搬費、健診データ管理手数料	9,093,000円
委託料	健康診査、健康相談、電算処理委託料 集団健診予約管理業務委託料（コールセンターの設置等）	62,412,000円 8,420,000円
負・補・交	広域連合共通経費負担金、人間ドック助成金	79,732,000円

(1) 健康診査

区分	令和6年度(予算)	令和5年度(見込)	令和4年度(実績)
受診者	6,010人	5,800人	5,077人

(2) 人間ドック（助成額：日帰り・肺ドック 24,500 円、脳ドック 35,000 円）

ドック名	令和 6 年度（予算）	令和 5 年度（見込）	令和 4 年度（実績）
日帰りドック	970 人	922 人	876 人
脳ドック	210 人	200 人	190 人
肺ドック	10 人	8 人	7 人
合計	1,190 人	1,130 人	1,073 人

2 徴収費 1 徴収費

[担当：国保年金課] P.92

7501 保険料徴収に要する経費 4,949,000 円 (4,071,000 円)

[その他 4,949,000 円]

* 特財積算根拠

[手数料：督促手数料 245,000 円]

[繰入金：事務費繰入金 4,704,000 円]

○ 目的

後期高齢者医療保険料を徴収し、後期高齢者医療の適正な運営を図る。

○ 内容

茨城県後期高齢者医療広域連合が賦課した保険料を徴収するための経費であり、納付書の郵送料及び被保険者の利便性の向上を図るため、コンビニエンスストアやスマートフォンアプリでの収納を実施するものである。

後期高齢者医療保険料については、コンビニエンスストアの店舗（一部を除く）からも納付できる。また、納期限を過ぎた場合も、コンビニエンスストア用納付書を再発行することで納付可能となる。令和 2 年度からは、納付書のバーコードを利用したスマートフォンアプリ（Pay B、LINE Pay、Pay Pay、au PAY、楽天銀行アプリ）による決済も可能となった。

後期高齢者医療保険料の収納処理については、金融機関等の窓口で収納された領収済通知書（紙ベース）を OCR 読み込み・パンチ入力処理によって電子データに変換し、「消込み用データ」として受け取り、事務処理を行う。

主な経費

需用費	印刷製本費	396,000 円
役務費	郵送料などの通信運搬費	3,057,000 円
	口座振替分手数料	629,000 円
	コンビニ等収納手数料	798,000 円

2 後期高齢者医療広域連合納付金

1 後期高齢者医療広域連合納付金 1 後期高齢者医療広域連合納付金

[担当：国保年金課] P.93

7501 後期高齢者医療広域連合納付金に要する経費 3,713,140,000円(3,278,697,000円)

[その他 3,713,140,000円]

* 特財積算根拠

[保険料：特別徴収分 1,319,067,000円]

[保険料：普通徴収分 691,674,000円]

[保険料：普通徴収分前年度以前分 4,818,000円]

[繰入金：医療給付費負担分繰入金 1,331,345,000円]

[繰入金：低所得者軽減分繰入金 364,553,000円]

[繰入金：被扶養者軽減分繰入金 1,681,000円]

[諸収入：延滞金 1,000円]

[諸収入：過料 1,000円]

○ 目的

医療給付費に対する市の負担分や市が徴収した保険料を茨城県後期高齢者医療広域連合へ納付する。

○ 内容

負・補・交	保険料徴収分	2,015,559,000円
	低所得者軽減分	364,553,000円
	被扶養者軽減分	1,681,000円
	医療給付費負担分	1,331,345,000円
	延滞金・過料分	2,000円

介護保険特別会計

1. 概要

高齢者を社会全体で支える制度として広く定着した介護保険制度は、3年毎に制度の見直しを行っている。令和6年度は第9期介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）の1年目にあたる。令和22（2040）年に団塊ジュニア世代が75歳以上になることを見据え、地域包括ケアシステム推進のための、具体的な取り組み事項や成年後見制度の利用促進に関する施策について計画に位置付けている。

取手市の令和6年1月1日現在の65歳以上の人口は36,829人で、高齢化率は34.7%を示し、要介護（支援）認定者が5,631人、認定率は15.3%である。認定者数の増加に伴い、居宅サービスを中心にサービス利用者が増加するとともに介護給付費も増加している。

高齢者が住み慣れた地域で健康で幸福に暮らせるよう、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止を図るとともに、在宅医療・介護の連携、総合的な認知症施策等を推進する。

また、必要な方に必要なサービスが提供されるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進を図る。

要介護（支援）認定者の推移 (4月1日現在)

年 度	65歳以上の人口	高齢化率	65歳以上の認定者数
令和6年度	36,829人	34.7%	5,631人
令和5年度	36,780人	34.7%	5,262人
令和4年度	36,924人	34.8%	5,142人
令和3年度	36,709人	34.5%	4,960人
令和2年度	36,565人	34.2%	4,819人

令和6年度は、令和6年1月1日現在の数値を使用

受給者の推移 (4月1日現在)

年 度	居宅介護（予防）サービス受給者	地域密着型（介護予防）サービス受給者	施設サービス受給者
令和6年度	3,216人	740人	962人
令和5年度	3,017人	714人	900人
令和4年度	2,970人	707人	925人
令和3年度	2,900人	678人	913人
令和2年度	2,881人	664人	890人

令和6年度は、令和6年1月1日現在の数値を使用

介護（予防）給付費当初予算額の推移

(単位：千円)

年 度	居宅介護（予防） サービス給付費	地域密着型(介護予防) サービス給付費	施設サービス給付費
令和6年度	3,293,154	968,489	3,186,540
令和5年度	3,051,120	968,489	3,158,400
令和4年度	2,927,220	928,769	3,135,000
令和3年度	2,899,440	883,049	3,078,000
令和2年度	2,887,068	849,209	2,969,760

2. 歳入の状況

(単位：千円)

区 分	令和6年度	令和5年度	増 減 率 (%)
介護保険料	2,062,110	2,093,797	△1.5
使用料及び手数料	208	211	△1.4
国庫支出金	1,794,922	1,701,626	5.5
支払基金交付金	2,336,969	2,255,967	3.6
県支出金	1,296,200	1,258,186	3.0
財産収入	1,508	15	9,953.3
繰入金	1,677,099	1,536,876	9.1
繰越金	28,510	28,510	0.0
諸収入	3,299	3,244	1.7
歳入合計	9,200,825	8,878,432	3.6

3. 歳出の状況

(単位：千円)

区 分	令和6年度	令和5年度	増 減 率 (%)
総務費	206,215	186,776	10.4
保険給付費	8,432,247	8,146,120	3.5
地域支援事業費	461,162	445,305	3.6
基金積立金	1,508	15	9,953.3
諸支出金	79,693	80,216	△0.7
予備費	20,000	20,000	0.0
歳出合計	9,200,825	8,878,432	3.6

1 総務費

2 徴収費 1 賦課徴収費

[担当：高齢福祉課] P.123

7501 保険料賦課徴収費に要する経費 11,017,000円(9,745,000円)

[その他 11,017,000円]

* 特財積算根拠

[手数料：保険料督促手数料 208,000円]

[繰入金：事務費等繰入金 10,794,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 15,000円]

○ 目的

介護サービス給付費などに充てる財源を確保するために、65歳以上の被保険者（第1号被保険者）に対し、介護保険料の賦課及び徴収事務を行う。

○ 内容

介護保険第1号被保険者に保険料の内容の周知を図るとともに、保険料の賦課、徴収及び債権管理を行い保険料納入者の管理を行う。

主な経費	報酬（保険料徴収事務補助員報酬）	2,914,000円
	印刷製本費（介護保険料リーフレット・封筒作成）	1,359,000円
	通信運搬費（特別徴収額決定通知書・普通徴収納入通知書等郵送料）	3,782,000円
	手数料（特別徴収業務・コンビニ収納等手数料）	1,411,000円

3 介護認定審査会費 2 認定調査等費

[担当：高齢福祉課] P.125

7501 認定調査等に要する経費 61,003,000円(55,797,000円)

[その他 61,003,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金：事務費等繰入金 60,826,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 177,000円]

○ 目的

訪問調査の的確な実施、主治医意見書の作成依頼など認定審査会の開催準備をし、公平で適正な要介護・要支援認定を行うことで、介護保険制度の適正な運営を図る。

○ 内容

介護認定調査員が要介護認定申請者に対して訪問調査を実施し、かかりつけの医師へ主治医意見書の作成を依頼する。

主な経費	報酬（介護認定調査員・介護支援専門員）	21,320,000円
	通信運搬費（認定調査票・主治医意見書郵送料）	738,000円
	手数料（主治医意見書作成手数料）	21,788,000円
	委託料（居宅介護支援事業者介護認定調査委託料）	1,650,000円
	使用料及び賃借料（認定調査用公用車リース料）	1,548,000円

2 保険給付費

1 介護サービス等諸費 1 居宅介護サービス給付費

[担当：高齢福祉課] P.127

7501 居宅介護サービス給付費に要する経費 3,140,280,000円(2,900,160,000円)

[国・県 1,129,598,000円 その他 2,010,682,000円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 628,061,000円]

[国補：普通調整交付金 109,000,000円]

[県負：介護給付費負担金 392,537,000円]

[保険料：特別徴収分 573,724,000円]

[保険料：普通徴収分 28,053,000円]

[保険料：普通徴収分前年度以前分 750,000円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 847,876,000円]

[繰入金：介護給付費繰入金 392,537,000円]

[繰入金：低所得者の保険料軽減に要する費用 105,870,000円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 60,372,000円]

[諸収入：第三者行為に係る損害賠償金 1,500,000円]

○ 目的

要介護認定者が、指定居宅サービス事業者から介護サービスを受けたときに、居宅介護サービス給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

居宅介護サービス給付費 @42,900円×6,100人×12月=3,140,280,000円

1 介護サービス等諸費 2 地域密着型介護サービス給付費

[担当：高齢福祉課] P.127

7501 地域密着型介護サービス給付費に要する経費 966,720,000円(966,720,000円)

[国・県 314,184,000円 その他 652,536,000円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 193,344,000円]

[県負：介護給付費負担金 120,840,000円]

[保険料：特別徴収分 251,635,000円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 261,014,000円]

[繰入金：介護給付費繰入金 120,840,000円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 19,047,000円]

○ 目的

要介護認定者が、住み慣れた地域で生活できるよう地域に密着した介護サービスを受けたときに、地域密着型介護サービス給付費を支給することにより利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

地域密着型介護サービス給付費 @100,700円×800人×12月=966,720,000円

1 介護サービス等諸費 3 施設介護サービス給付費

[担当：高齢福祉課] P.127

7501 施設介護サービス給付費に要する経費 3,186,540,000円 (3,158,400,000円)

[国・県 1,035,626,000円 その他 2,150,914,000円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 477,981,000円]

[県負：介護給付費負担金 557,644,000円]

[県補：財政安定化基金貸付金 1,000円]

[保険料：特別徴収分 828,548,000円]

[保険料：普通徴収分前年度以前分 900,000円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 860,366,000円]

[繰入金：介護給付費繰入金 398,318,000円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 61,282,000円]

[諸収入：第三者行為に係る損害賠償金 1,500,000円]

○ 目的

要介護認定者が、介護保険施設である指定介護老人福祉施設、指定介護老人保健施設、介護医療院等で介護サービスを受けたときに、食費、居住費、日常生活費を除く施設介護サービス給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

施設介護サービス給付費 @281,000円×945人×12月=3,186,540,000円

1 介護サービス等諸費 6 居宅介護サービス計画給付費

[担当：高齢福祉課] P.129

7501 居宅介護サービス計画給付費に要する経費 420,888,000円 (393,960,000円)

[国・県 136,788,000円 その他 284,100,000円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 84,177,000円]

[県負：介護給付費負担金 52,611,000円]

[保険料：特別徴収分 76,045,000円]

[保険料：普通徴収分 33,511,000円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 113,640,000円]

[繰入金：介護給付費繰入金 52,611,000円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 8,293,000円]

○ 目的

要介護認定者が、指定居宅介護支援事業者から介護支援を受けたときに、居宅介護サービス計画給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

居宅介護サービス計画給付費 @14,200円×2,470人×12月=420,888,000円

2 介護予防サービス等諸費 1 介護予防サービス給付費

[担当：高齢福祉課] P.129

7501 介護予防サービス給付費に要する経費 152,874,000円 (150,960,000円)

[国・県 49,683,000円 その他 103,191,000円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 30,574,000円]

[県負：介護給付費負担金 19,109,000円]

[保険料：特別徴収分 34,028,000円]

[保険料：普通徴収分 5,766,000円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 41,276,000円]

[繰入金：介護給付費繰入金 19,109,000円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 3,012,000円]

○ 目的

要支援認定者が、指定居宅サービス事業者から介護サービスを受けたときに、介護予防サービス給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

介護予防サービス給付費 @17,100円×745人×12月=152,874,000円

4 高額介護サービス等費 1 高額介護サービス費

[担当：高齢福祉課] P.132

7501 高額介護サービス費に要する経費 211,896,000円 (211,680,000円)

[国・県 68,866,000円 その他 143,030,000円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 42,379,000円]

[県負：介護給付費負担金 26,487,000円]

[保険料：特別徴収分 40,960,000円]

[保険料：普通徴収分 14,196,000円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 57,212,000円]

[繰入金：介護給付費繰入金 26,487,000円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 4,097,000円]

[諸収入：延滞金 76,000円]

[諸収入：不正利得に伴う返納金 1,000円]

[諸収入：高額介護サービス費返納金 1,000円]

○ 目的

要介護認定者が受けた介護サービスに係る利用者負担額が一定額を超えたときに、高額介護サービス費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

同一月に利用した介護サービスの利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯合算額）が所得に応じた限度額を超えたときに、申請により超えた分を高額介護サービス費として支給する。

高額介護サービス費 現物高額分 @12,000円×135件×12月=19,440,000円

償還分 @27,000 円×594 件×12 月=192,456,000 円

自己負担の限度額（月額）

区 分	限度額
年収約 1,160 万円以上の方	140,100 円（世帯）
年収約 770 万円以上 1,160 万円未満の方	93,000 円（世帯）
年収約 383 万円以上 770 万円未満の方	44,400 円（世帯）
上記以外の市民税課税世帯の方	44,400 円（世帯）
世帯全員が市民税非課税	24,600 円（世帯）
・ 老齢福祉年金受給者の方	24,600 円（世帯）
・ 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方等	15,000 円（個人）
生活保護受給者の方等	15,000 円（個人）

6 特定入所者介護サービス等費 1 特定入所者介護サービス費

【担当：高齢福祉課】 P.134

7501 特定入所者介護サービス費に要する経費 204,840,000 円（228,114,000 円）

【国・県 66,573,000 円 その他 138,267,000 円】

* 特財積算根拠

【国負：介護給付費負担金 30,726,000 円】

【県負：介護給付費負担金 35,847,000 円】

【保険料：特別徴収分 22,834,000 円】

【保険料：普通徴収分 30,485,000 円】

【支払基金：第 2 号被保険者保険料 55,307,000 円】

【繰入金：介護給付費繰入金 25,605,000 円】

【繰入金：介護給付費準備基金繰入金 4,036,000 円】

○ 目的

所得の低い方の施設入所（短期入所を含む）利用が困難にならないよう、居住費と食費について、利用者の収入状況に応じた自己負担限度額を設定し、負担軽減を図る。

○ 内容

世帯全員が住民税非課税で、資産・非課税年金収入の状況など一定の条件を満たす場合、申請により「介護保険負担限度額認定証」を交付し、限度額を超えた分は特定入所者介護サービス費として支給する。

特定入所者介護サービス費

施設入所・食費 @18,000 円×460 人×12 月=99,360,000 円

施設入所・居住費 @16,000 円×460 人×12 月=88,320,000 円

短期入所・食費 @ 6,000 円×110 人×12 月= 7,920,000 円

短期入所・居住費 @ 7,000 円×110 人×12 月= 9,240,000 円

利用者 負担段階	居住費等の負担限度額				食費の 負担 限度額
	ユニット型		従来型個室	多床室	
	個室	個室の 多床室			
第1段階	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円【600円】
第3段階①	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円【1,000円】
第3段階②	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円【1,300円】
基準費用額	2,006円	1,668円	1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	1,445円

※ () 内は介護老人福祉施設又は短期入所生活介護を利用した場合

※ 【 】 内は短期入所生活介護又は短期入所療養介護を利用した場合

3 地域支援事業費

1 介護予防生活支援サービス事業費 1 介護予防・生活支援サービス事業費

[担当：高齢福祉課] P.135

7501 介護予防・生活支援サービス事業に要する経費 187,001,000円 (175,244,000円)

[国・県 79,974,000円 その他 107,027,000円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防・日常生活支援総合事業交付金 36,907,000円]

[国補：介護保険保険者努力支援交付金 20,000,000円]

[県補：介護予防・日常生活支援総合事業交付金 23,067,000円]

[保険料：特別徴収分 31,661,000円]

[支払基金：地域支援事業支援交付金 49,821,000円]

[繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業繰入金 25,545,000円]

○ 目的

要支援認定者等に対して、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減、悪化の防止、地域において自立した日常生活の支援を実施することで、運動機能の維持向上や閉じこもり予防を図り、活動的で生きがいのある人生を送ることができるよう支援する。

○ 内容

従来、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護により提供されていた専門的なサービスに加え、住民主体の支援等の多様なサービスの充実を図り、要支援者等の能力を最大限活かしつつ、要支援者等の状態に応じたサービスを実施する。

(第1号訪問事業)

・訪問介護相当サービス

(訪問介護員等によるサービス専門的なサービス)

@17,500円×230人×12月=48,300,000円

- ・訪問型サービス B
(有償・無償のボランティア等により提供される住民主体の支援)
@150,000 円×3 団体=450,000 円

(第 1 号通所事業)

- ・通所介護相当サービス
(通所介護事業者の従事者によるサービス)
@25,000 円×440 人×12 月=132,000,000 円
- ・通所型サービス B
(有償・無償のボランティア等により提供される住民主体の支援)
@150,000 円×2 団体=300,000 円

(第 1 号生活支援事業)

- ・その他生活支援サービス
(栄養改善や一人暮らし高齢者に対する見守りを目的とした配食の実施)
要支援認定取得者等で必要と認められる方に、平日のうち必要と認められる曜日に夕食を配達する。利用者負担は 430 円。
配食サービス委託料 @555 円×9,158 食×1.10=5,590,959 円

2 一般介護予防事業費 1 一般介護予防事業費

[担当：高齢福祉課・健康づくり推進課] P.136

8001 地域介護予防活動支援事業に要する経費 12,811,000 円 (11,992,000 円)

[国・県 4,163,000 円 その他 8,648,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防・日常生活支援総合事業交付金 2,562,000 円]

[県補：介護予防・日常生活支援総合事業交付金 1,601,000 円]

[保険料：特別徴収分 3,588,000 円]

[支払基金：地域支援事業支援交付金 3,459,000 円]

[繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業繰入金 1,601,000 円]

○ 目的

介護予防活動の地域展開を目指して、住民主体の通いの場等における活動を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に支援する。

○ 内容

- ・介護予防事業講師謝礼 308,000 円
体組成測定の結果をもとに理学療法士等の専門職による健康相談会を実施する。
- ・委託料 8,793,000 円
(回想法スクール委託料 916,000 円、シルバーリハビリ体操指導士 3 級養成講習会委託料 253,000 円、チューブ体操指導者養成委託料 198,000 円、いきいきプラザ・げんきサロン指定管理料(運営費分) 7,426,000 円)
地域の健康づくりを担う人材を育成するため、シルバーリハビリ体操及びチューブ体操、回想法スクール等ボランティアの養成を行う。
健康づくりや趣味のサークル活動に取り組むことのできる介護予防拠点施設(いきいきプラザ、げんきサロン戸頭西・稲・藤代)の管理運営を通じて、高齢者の健康増進と生

きがいつくりを図る。

・地域介護予防支援事業補助金 2,300,000 円

地域の身近な集会所等を活用し、主に元気な高齢者を対象にした介護予防事業等に取り組む地域住民の団体に対し、活動費等の補助金を交付する。

・介護支援ボランティアポイント事業

65歳以上の要介護認定を受けていない高齢者が、市内の指定された介護老人福祉施設、介護老人保健施設、グループホーム、(地域密着型)通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護支援事業所でボランティア活動に従事。市は従事した時間数に対して、ポイントを付与(1時間単位=1ポイント)。累積したポイントに対し、年度末に申請を受け付け交付金を交付する。(1ポイント=100円。上限は50ポイント。)

介護支援ボランティア事業委託料

@227,273円×1.10=250,000円

介護支援ボランティア事業交付金

@100円×年間平均従事時間25時間×120名=300,000円

[担当：健康づくり推進課] P.137

8101 地域リハビリテーション活動支援事業に要する経費 442,000円(345,000円)

[国・県 143,000円 その他 299,000円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防・日常生活支援総合事業交付金 88,000円]

[県補：介護予防・日常生活支援総合事業交付金 55,000円]

[保険料：特別徴収分 125,000円]

[支払基金：地域支援事業支援交付金 119,000円]

[繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業繰入金 55,000円]

○ 目的

理学療法士などリハビリテーション専門職を講師として派遣し、運動機能向上プログラムやフレイル予防のための講座を高齢者の通いの場等で開催する。また、フレイルの概念や重要性を知ってもらうためのイベントを実施する。

○ 内容

報償費 315,000円

印刷製本費 97,000円

フレイルの日イベントを実施するにあたり、案内チラシ・ポスターを作成する。

3 包括的支援事業費・任意事業費 1 総務費

[担当：高齢福祉課] P.138

7601 地域包括支援センターに要する経費 162,850,000円(165,708,000円)

[国・県 107,868,000円 その他 54,982,000円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 62,699,000円]

[国補：保険者機能強化推進交付金 13,817,000円]

[県補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 31,352,000円]

[保険料：特別徴収分 23,616,000 円]

[繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 31,352,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 14,000 円]

○ 目的

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を続けられるように、主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士等の専門職員が継続的・包括的に支援していくことで保健医療の向上及び福祉の増進を図る。

○ 内容

地域包括支援センター業務委託料	159,000,000 円
会計年度任用職員報酬	2,210,544 円

3 包括的支援事業費・任意事業費 2 任意事業費

[担当：高齢福祉課] P.139

8202 紙おむつ支給に関する経費 13,563,000 円 (12,235,000 円)

[国・県 7,831,000 円 その他 5,732,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 5,221,000 円]

[県補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 2,610,000 円]

[保険料：特別徴収分 3,122,000 円]

[繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 2,610,000 円]

○ 目的

在宅要介護高齢者等に対して紙おむつを支給することにより、要介護高齢者等及び介護にあたる家族の負担軽減を図る。

○ 内容

要介護認定4以上の在宅高齢者、要介護認定1以上で排便・排尿に介助・見守りが必要な在宅高齢者に対して紙おむつを年4回支給する(本人が市民税非課税の方を対象とする)。

扶助費 @4,100 円×270 人×3 月×1.10=3,653,100 円

@3,400 円×270 人×9 月×1.10=9,088,200 円

[担当：高齢福祉課] P.140

8206 認知症高齢者見守り事業に関する経費 583,000 円 (586,000 円)

[国・県 336,000 円 その他 247,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 224,000 円]

[県補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 112,000 円]

[保険料：特別徴収分 135,000 円]

[繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 112,000 円]

○ 目的

地域における認知症高齢者の見守り体制の充実を目的とし、徘徊高齢者を保護できる仕組みを構築する。

○ 内容

徘徊のおそれのある認知症高齢者に対して、携帯品や靴に付ける見守りキーホルダー・ステッカーを配布し、徘徊時に保護された際、迅速に身元が特定できるようにする。

見守りステッカー @400 円×1.10×250 足=110,000 円
システム使用料 462,000 円

[担当：高齢福祉課] P.140

8301 配食サービスに関する経費 7,636,000 円 (7,242,000 円)

[国・県 2,526,000 円 その他 5,110,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 1,684,000 円]

[県補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 842,000 円]

[保険料：特別徴収分 1,007,000 円]

[繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 4,103,000 円]

○ 目的

一人暮らし高齢者や高齢者世帯等で、身体的に買物や調理が困難な人に対して夕食の配達をすることにより、安否の確認、栄養摂取の補助、孤独感の解消を図る。

○ 内容

一人暮らし高齢者や高齢者世帯等で必要と認められる方に、平日のうち必要と認められる曜日に夕食を配達する。利用者負担は 430 円。

配食サービス事業委託料 @555 円×12,050 食×1.10=7,356,525 円

[担当：高齢福祉課] P.141

8501 成年後見制度利用支援事業に要する経費 11,848,000 円 (9,053,000 円)

[国・県 6,841,000 円 その他 5,007,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 4,561,000 円]

[県補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 2,280,000 円]

[保険料：特別徴収分 2,727,000 円]

[繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 2,280,000 円]

○ 目的

身寄りのない認知症高齢者など、介護保険サービスの利用契約等が困難な方に対し、成年後見人等の制度利用の支援を行う。

○ 内容

成年後見人等による支援を必要とするが、審判の申立てを行う親族がいない場合などに、市長が成年後見制度の審判の申立てを家庭裁判所に行う。成年後見制度市長申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成等を行う。

市長申立てに要する各種手数料 1,163,000 円
成年後見人等報酬助成 10,584,000 円

3 包括的支援事業費・任意事業費 3 在宅医療・介護連携推進事業費

[担当：高齢福祉課] P.141

7501 在宅医療・介護連携推進事業に要する経費 3,051,000円(3,114,000円)

[国・県 1,761,000円 その他 1,290,000円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 1,174,000円]

[県補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 587,000円]

[保険料：特別徴収分 703,000円]

[繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 587,000円]

○ 目的

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護が一体的に提供されるために、医療機関と介護事業所等関係者の連携強化を図る。

○ 内容

取手市医師会に業務委託を行い、在宅医療において積極的役割を担う地域の医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、介護支援専門員等の多職種協働による在宅医療の支援体制を構築する。退院支援から生活の場における療養支援、急変時の対応及び看取りまでを包括的かつ継続的に実践できる在宅医療の提供体制を確立する。

在宅医療・介護連携推進事業委託料 3,050,297円

3 包括的支援事業費・任意事業費 4 生活支援体制整備事業費

[担当：高齢福祉課] P.141

7501 生活支援体制整備事業に要する経費 2,398,000円(2,398,000円)

[国・県 1,384,000円 その他 1,014,000円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 923,000円]

[県補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 461,000円]

[保険料：特別徴収分 553,000円]

[繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 461,000円]

○ 目的

市が中心となって、NPO法人、ボランティア、地縁組織、介護サービス事業所、民生委員等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、医療・介護のサービス提供のみならず、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図る。

○ 内容

地域における助け合い・支え合いづくりの推進を目的に、定期的な情報共有・連携強化の中核で、地域の課題やニーズの解決策・対応策等を考える場として、「地域における支え合いづくり推進協議会（協議体）」を第1層（市全体）及び第2層（各地域包括支援センター）に設置する。

また、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネーター機能を果たす「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を、4か所の地

域包括支援センターに選出し、介護予防・生活支援サービスに関する必要事項を協議する。
生活支援体制整備事業委託料 2,398,000 円

3 包括的支援事業費・任意事業費 6 地域ケア会議推進事業費

[担当：高齢福祉課] P.142

7501 地域ケア会議推進事業に要する経費 1,236,000 円 (1,236,000 円)

[国・県 712,000 円 その他 524,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 475,000 円]

[県補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 237,000 円]

[保険料：特別徴収分 287,000 円]

[繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 237,000 円]

○ 目的

地域ケア会議は、市や地域包括支援センターが主催し、医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員、自治会長、NPO 法人、社会福祉法人、ボランティア等地域の多様な関係者が協働する。介護支援専門員のケアマネジメントを通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を、地域全体での支援を図る。

○ 内容

地域ケア個別会議は、地域包括支援センターが主催する「個別課題の検討及び多職種協働によるケアマネジメント支援」とともに、市が主催する「要介護者の訪問介護（生活援助）の訪問回数のケアプラン検証」を実施していくものである。

地域ケア会議推進事業委託料 1,210,000 円

地域ケア個別会議委員謝礼 25,200 円

3 包括的支援事業費・任意事業費 7 認知症総合支援事業費

[担当：高齢福祉課] P.142

7501 初期集中支援事業に要する経費 1,160,000 円 (1,320,000 円)

[国・県 669,000 円 その他 491,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 446,000 円]

[県補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 223,000 円]

[保険料：特別徴収分 268,000 円]

[繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 223,000 円]

○ 目的

認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の本人やその家族に対して早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。

○ 内容

認知症に係る専門的な知識・技能を有する医師（認知症サポート医）の指導の下、「認知症初期集中支援チーム」を4か所の地域包括支援センターに設置する。複数の専門職が、家族の希望等により、認知症の人（認知症が疑われる人）及びその家族を訪問し、家族支

援等の初期の支援を包括的、集中的に行う。

認知症初期集中支援事業委託料	1,056,000円
認知症初期集中支援チーム員研修負担金	80,000円

〔担当：高齢福祉課〕 P.143

7601 地域支援・ケア向上事業に要する経費 1,116,000円（1,167,000円）

〔国・県 643,000円 その他 473,000円〕

＊ 特財積算根拠

〔国補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 429,000円〕

〔県補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 214,000円〕

〔保険料：特別徴収分 259,000円〕

〔繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 214,000円〕

○ 目的

認知症地域支援推進員（認知症の本人やその家族を支援する相談業務等を行う）を各地域包括支援センターに2名ずつ配置する。推進員を中心として、医療・介護等の連携強化等による、地域の支援体制の構築と認知症ケアの向上を図る。

○ 内容

地域包括支援センター、認知症疾患医療センターを含む医療機関、介護サービス事業者、認知症サポーターなど地域において認知症の人を支援する関係者などの連携を図るため、「認知症カフェ（通称：オレンジカフェ）」の運営経費等の助成を実施する。

また、認知症の本人が集い、本人同士が主体となって自らの体験や希望などを一緒に語り合う「本人ミーティング」や、回想スクールを受講したレミニシャン（心療回想士）が介護保険施設等を訪問して認知症の方に回想療法を行う「レミニフレンド事業」を実施する。

認知症地域支援推進員研修負担金（新任者・現任者）	304,000円
認知症カフェ運営補助金（オレンジカフェ）	200,000円
地域支援・ケア向上事業委託料（レミニフレンド事業）	316,800円

競輪事業特別会計

1 競輪事業費

2 事業費 1 競輪開催費

[担当：産業振興課] P.175

7501 通常競輪事業に要する経費 1,974,764,000円 (1,979,389,000円)

○ 内容

今年度の通常競輪を1開催6日間実施。

競 輪 名		日数	入場者見込	車券発売見込
通常競輪	前 節	3日	5,500人	1,300,000千円
〃	後 節	3日	5,000人	700,000千円

※通常競輪6日間の発売は、取手競輪場及び全国の競輪場、サテライト発売所、インターネット投票を予定。衛星テレビ放映（スピードチャンネル）は6日間放映予定。

主な歳出予算

・選手賞典費	88,347千円
・委託料（場外車券発売開催委託料、競輪業務実施委託料等）	286,623千円
・使用料及び賃借料（施設借上料、場外通報システム使用料等）	15,084千円
・全国競輪施行者協議会分担金	21,887千円
・JKA交付金	41,600千円
・的中車券払戻金	1,500,000千円

[担当：産業振興課] P.177

7701 場外車券発売競輪事業に要する経費 132,818,000円 (136,693,000円)

○ 内容

今年度の場外車券発売競輪を12開催48日間実施。

場外車券発売競輪名	開催数	日数	入場者見込 (延べ数)	車券発売見込 (延べ数)
特別競輪 (GⅡ)	2回	8日	9,000人	160,000千円
記念競輪 (GⅢ)	10回	40日	39,000人	650,000千円
計			48,000人	810,000千円

主な歳出予算

・報酬（競輪場従事員報酬）	38,400千円
・委託料（統制業務管理委託料、場内外清掃委託料等）	55,337千円
・使用料及び賃借料（施設借上料、ファン送迎バス借上料）	28,664千円

3 諸支出金

1 諸支出金 1 一般会計繰出金

[担当：産業振興課] P.180

7501 競輪事業繰出金 20,000,000 円 (20,000,000 円)

○ 内容

通常競輪、場外競輪の収益金を一般会計へ繰出する。

(単位：千円、%)

	令和6年度	令和5年度	比較	増減率
競輪事業繰出金	20,000	20,000	0	0

取手地方公平委員会
特 別 会 計

1 概要

公平委員会は、地方公務員法（以下「法」という。）第7条により、人口15万未満の市町村及び地方公共団体の組合は、条例で公平委員会を置かなければならず、また、議会の議決を経て定める規約により、他の地方公共団体と共同して公平委員会を置くことができると定められている。これらの規定に基づき、当委員会は、昭和32年10月1日に共同設置された。

公平委員会の職務については、法第8条により、①職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。②職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。③職員の苦情を処理すること。④その他法律に基づきその権限に属せしめられた事務となっている。

公平委員会の委員については、法第9条の2により3人の委員をもって組織し、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

2 歳入予算

歳入予算額は690,000円で、内訳は、負担金294,000円及び前年度繰越金396,000円である。

負担金の内訳

取手地方公平委員会規約により、平等割2分の1、職員数割2分の1を関係団体が分担することとなっている。

(単位：円)

関係団体名	金額
取手市	97,000
守谷市	62,000
利根町	34,000
取手地方広域下水道組合	24,000
取手市外2市火葬場組合	21,000
利根川水系県南水防事務組合	21,000
常総地方広域市町村圏事務組合	35,000
合計	294,000

3 歳出予算

歳出予算額は、690,000円である。

1 総務費

1 総務費 1 委員会費

[担当：監査委員事務局] P.193

7001 公平委員会事務に要する経費 244,000 円 (245,000 円)

[一財 244,000 円]

○ 内容

各公平委員会連合会への年会費負担金及び研究会等の参加旅費が主なものである。

[担当：監査委員事務局] P.193

7201 公平委員報酬等に要する経費 416,000 円 (474,000 円)

[その他 294,000 円 一財 122,000 円]

* 特財積算根拠

[負担金：取手地方公平委員会負担金 294,000 円]

○ 内容

委員 3 人分の報酬及び各公平委員会連合会研究会等の参加旅費が主な支出である。

報酬金額 362,000 円

委員長 9,000 円×14 日

委員 8,400 円×14 日×2 人

参 考 資 料

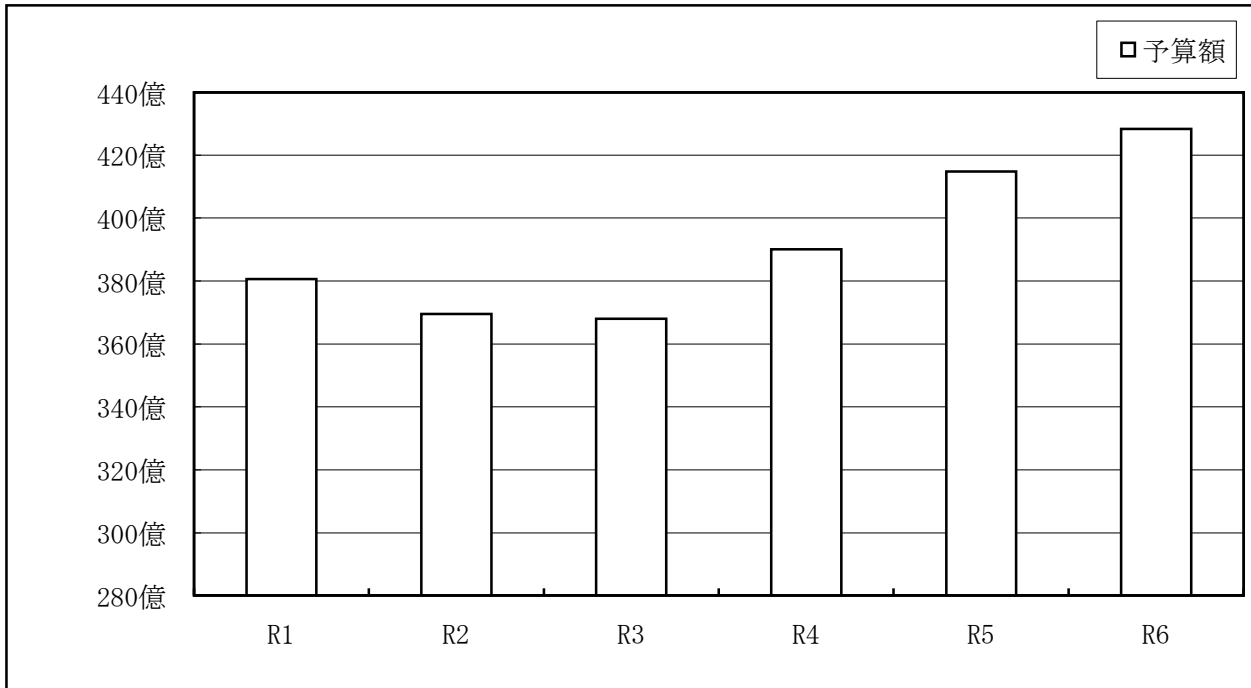
目 次

一般会計予算額の推移	185
一般会計性質別歳出内訳	186
特別会計予算額の推移	187
款別性質別一覧表(一般会計)	188
各款における節の占める予算額及び比率(一般会計)	190
令和6年度常総地方広域市町村圏事務組合 市町村負担金算出計算書	192
令和6年度取手地方広域下水道組合 負担金及び出資金算出計算書	194
令和6年度地方消費税率引上げ分の社会保障財源化	195
令和6年度合併特例債充当一覧(一般会計)	196

一般会計予算額の推移

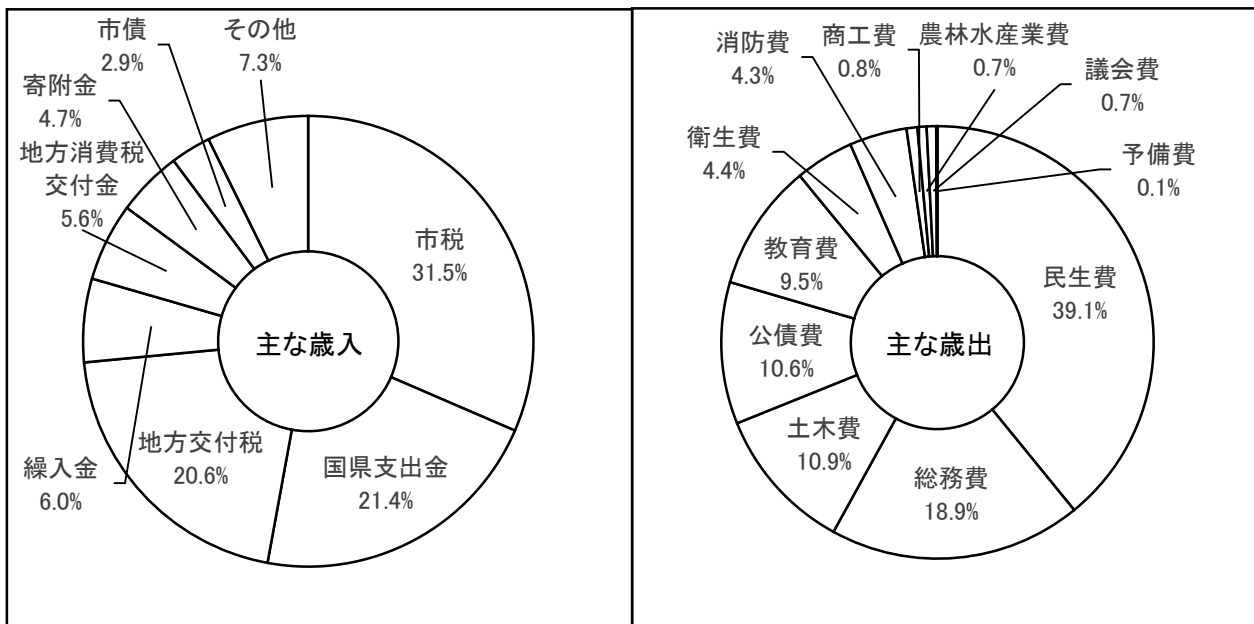
(単位：千円)

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額	38,062,511	36,960,000	36,800,000	39,010,000	41,486,736	42,840,000



※令和元年度及び5年度は当初骨格予算のため、6月補正予算における肉付予算を加算した後の予算額を表記。

一般会計款別歳入・歳出の割合

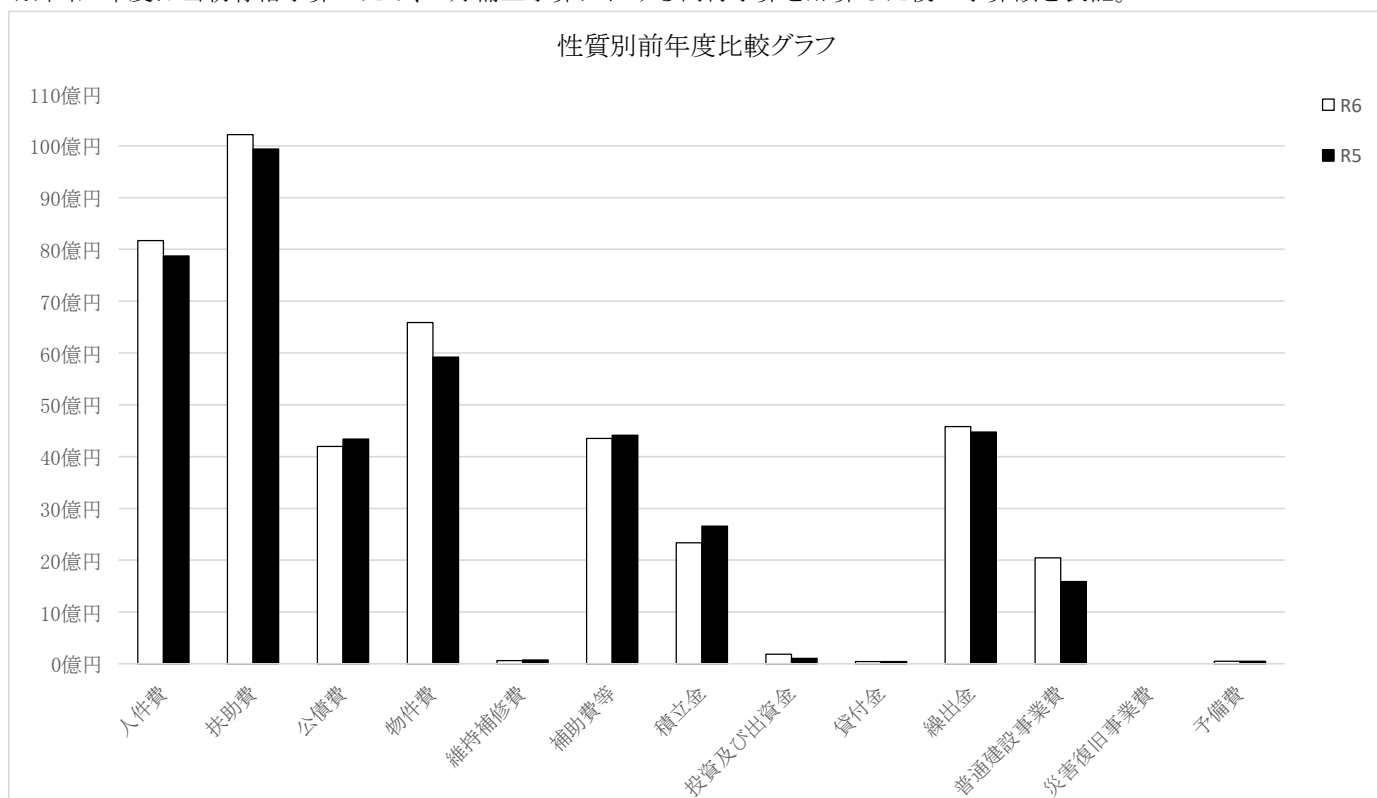


令和6年度一般会計性質別歳出内訳

(単位：千円、%)

区 分	令和6年度 当初予算		令和5年度 6月補正後		比 較	増減率
		構成比		構成比		
人 件 費	8,166,353	19.1	7,872,824	19.0	293,529	3.7
うち特別職	45,986	0.1	45,551	0.1	435	1.0
うち議員	193,692	0.5	193,047	0.5	645	0.3
うち一般職	6,549,593	15.3	6,461,850	15.6	87,743	1.4
うち会計年度任用職員	1,274,347	3.0	1,072,187	2.6	202,160	18.9
扶 助 費	10,216,166	23.8	9,936,361	23.9	279,805	2.8
公 債 費	4,198,669	9.8	4,340,675	10.5	△ 142,006	△ 3.3
物 件 費	6,587,085	15.4	5,920,162	14.3	666,923	11.3
維 持 補 修 費	68,383	0.2	77,109	0.2	△ 8,726	△ 11.3
補 助 費 等	4,351,783	10.1	4,416,212	10.6	△ 64,429	△ 1.5
積 立 金	2,336,248	5.5	2,656,640	6.4	△ 320,392	△ 12.1
投 資 及 び 出 資 金	191,300	0.4	109,000	0.3	82,300	75.5
貸 付 金	44,552	0.1	46,592	0.1	△ 2,040	△ 4.4
繰 出 金	4,579,112	10.7	4,475,341	10.8	103,771	2.3
普 通 建 設 事 業 費	2,050,344	4.8	1,585,815	3.8	464,529	29.3
災 害 復 旧 事 業 費	5	0.0	5	0.0	0	0.0
予 備 費	50,000	0.1	50,000	0.1	0	0.0
合 計	42,840,000	100.0	41,486,736	100.0	1,353,264	3.3

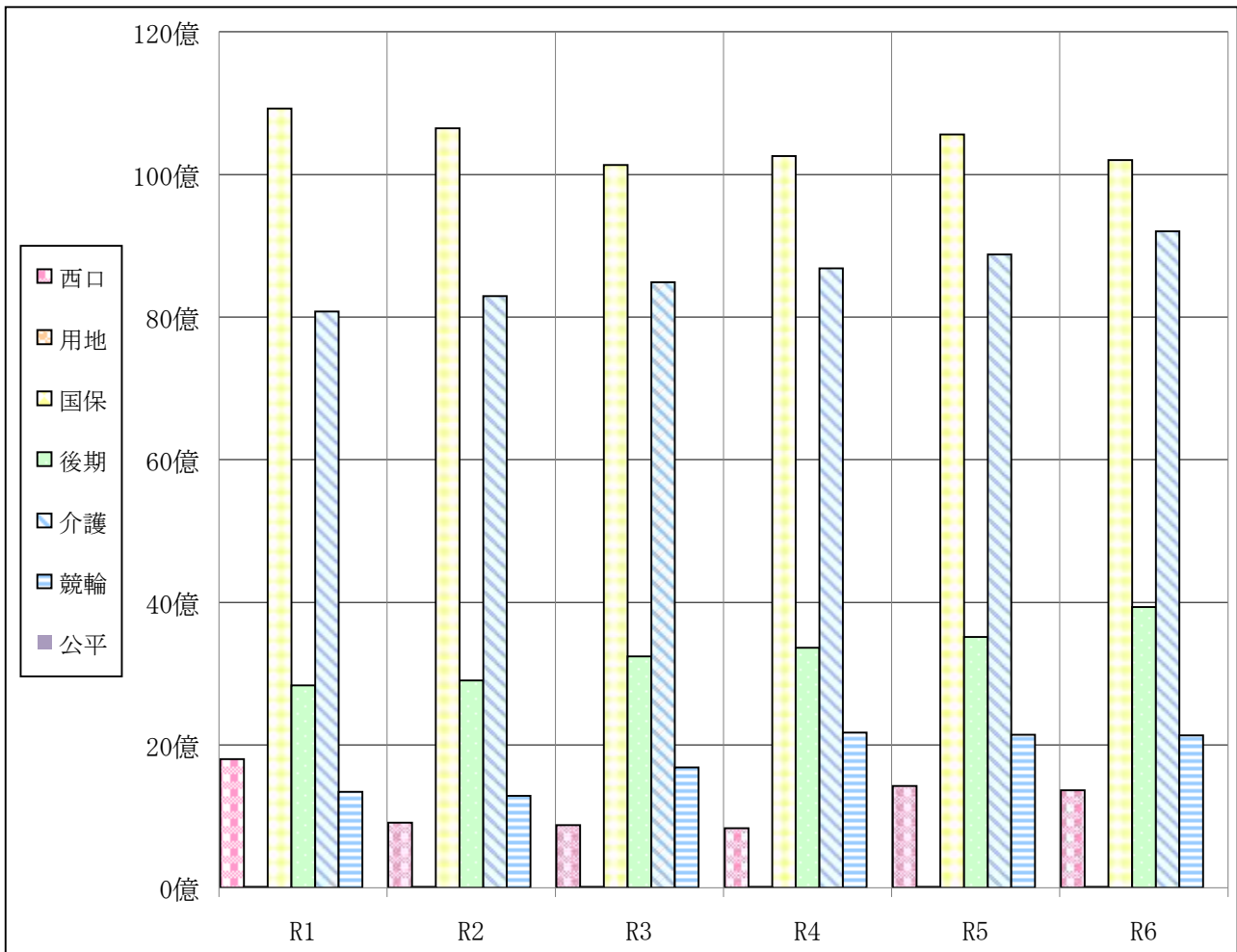
※令和5年度は当初骨格予算のため、6月補正予算における肉付予算を加算した後の予算額を表記。



特別会計予算額の推移

(単位：千円)

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
取 手 駅 西 口	1,804,038	908,937	878,989	833,179	1,425,325	1,368,738
用 地 先 行 取 得	廃 止					
国 民 健 康 保 険	10,921,746	10,646,932	10,133,032	10,258,613	10,561,958	10,200,717
後 期 高 齢 者 医 療	2,837,143	2,907,856	3,246,374	3,362,351	3,515,583	3,933,580
介 護 保 険	8,079,624	8,295,169	8,487,889	8,683,603	8,878,432	9,200,825
競 輪	1,341,226	1,287,051	1,687,038	2,177,176	2,141,910	2,133,775
公 平 委 員 会	712	709	682	742	749	690
計	24,984,489	24,046,654	24,434,004	25,315,664	26,523,957	26,838,325



款別性質別一覧表（一般会計）

区 分	議会費	総務費	民生費	衛生費	農林水産業費	商工費
1 人件費	260,406	2,125,674	1,618,838	399,428	101,610	139,685
うち職員給	51,700	1,183,505	1,003,200	295,391	69,500	102,300
2 物件費	8,307	1,962,152	777,920	990,389	12,449	19,132
3 維持補修費		4,692				
4 扶助費		42,800	10,072,120	8,685		
5 補助費等	4,109	1,436,246	384,538	386,353	141,454	133,122
6 普通建設事業費		12,956	218,748	11,600	24,373	8,808
(1) 補助事業費			218,748	11,600		
(2) 単独事業費		12,956			21,295	8,808
(3) 県営事業費					3,078	
7 災害復旧事業費						
(1) 補助事業費						
(2) 単独事業費						
8 公債費						
9 積立金		2,320,904	422	6	14,070	
10 投資及び出資金						3,300
11 貸付金			9,002			30,000
12 繰出金			3,919,844			
13 予備費						
合 計	272,822	7,905,424	17,001,432	1,796,461	293,956	334,047

(単位：千円)

土木費	消防費	教育費	災害復旧費	公債費	諸支出金	予備費	合計	構成比
642,021	1,463,534	1,415,157					8,166,353	19.1%
481,400	1,134,947	717,310					5,039,253	11.8%
576,092	107,220	2,133,424					6,587,085	15.4%
45,412		18,279					68,383	0.2%
		92,561					10,216,166	23.8%
1,667,848	69,212	128,901					4,351,783	10.2%
1,373,311	219,684	180,864					2,050,344	4.8%
919,931							1,150,279	2.7%
453,380	219,684	180,864					896,987	2.1%
							3,078	0.0%
			5				5	0.0%
								0.0%
			5				5	0.0%
				4,198,669			4,198,669	9.8%
289		557					2,336,248	5.4%
188,000							191,300	0.4%
		5,550					44,552	0.1%
658,413					855		4,579,112	10.7%
						50,000	50,000	0.1%
5,151,386	1,859,650	3,975,293	5	4,198,669	855	50,000	42,840,000	100.0%

各款における節の占める予算額及び比率（一般会計）

節	議会費	総務費	民生費	衛生費	農林水産業費	商工費
1 報酬	120,674	186,491	313,715	35,748	16,992	13,757
2 給料	28,500	700,928	593,300	173,700	40,000	58,800
3 職員手当等	66,122	941,078	472,972	126,293	31,900	46,238
4 共済費	45,110	343,133	238,851	63,687	12,718	20,890
5 災害補償費						
6 恩給及び退職年金						
7 報償費	350	42,511	10,458	6,700	34	557
8 旅費	1,373	9,133	6,965	2,440	104	560
9 交際費	300	700			50	
10 需用費	1,909	125,731	107,900	18,249	2,597	9,401
11 役務費	245	117,110	34,323	20,007	948	675
12 委託料	1,056	1,472,104	597,690	944,656	7,402	5,376
13 使用料及び賃借料	2,985	234,278	27,132	5,333	1,366	4,170
14 工事請負費		8,786			1,295	7,678
15 原材料費		205	53			
16 公有財産購入費						
17 備品購入費	439	8,408	5,396	290		125
18 負担金、補助及び交付金	3,759	1,342,832	576,697	390,722	164,480	132,520
19 扶助費			10,086,674	8,553		
20 貸付金			9,002			30,000
21 補償、補填及び賠償金						
22 償還金、利子及び割引料		51,000				
23 投資及び出資金						3,300
24 積立金		2,320,904	422	6	14,070	
25 寄附金						
26 公課費		92	38	77		
27 繰出金			3,919,844			
28 予備費						
合計	272,822	7,905,424	17,001,432	1,796,461	293,956	334,047
構成比	0.6%	18.5%	39.7%	4.2%	0.7%	0.8%

(単位：千円)

土木費	消防費	教育費	災害復旧費	公債費	諸支出金	予備費	合計	構成比
47,884	25,488	466,404					1,227,153	2.9%
273,200	644,800	428,096					2,941,324	6.9%
218,796	571,247	361,378					2,836,024	6.6%
102,141	211,400	159,279					1,197,209	2.8%
413	13,986	29,584					104,593	0.2%
1,531	1,376	14,869					38,351	0.1%
	50	80					1,180	0.0%
155,062	69,963	832,089					1,322,901	3.1%
5,972	9,780	38,404					227,464	0.5%
533,000	9,148	942,352					4,512,784	10.5%
48,201	15,744	267,522					606,731	1.4%
1,157,128	1,962	143,169					1,320,018	3.1%
14,400	242	130	5				15,035	0.0%
23,000							23,000	0.1%
	209,579	99,104					323,341	0.8%
1,560,975	73,329	94,146					4,339,460	10.1%
		92,561					10,187,788	23.8%
		5,550					44,552	0.1%
162,828	1						162,829	0.4%
				4,198,669			4,249,669	9.9%
188,000							191,300	0.4%
289		557					2,336,248	5.5%
153	1,555	19					1,934	0.0%
658,413					855		4,579,112	10.7%
						50,000	50,000	0.1%
5,151,386	1,859,650	3,975,293	5	4,198,669	855	50,000	42,840,000	100.0%
12.0%	4.3%	9.3%	0.0%	9.8%	0.0%	0.1%	100.0%	

令和6年度常総地方広域市町村圏事務組合市町村負担金算出計算書

区 分		予算額 (按分比) 【A】	特 定 歳 入 控 除 額						計 【B】
			国 庫 支出金	地方債	使用料 及 び 手数料	財産収入 雑 入	繰 越 金 預金利子		
款別	負担割合								
共 通 事 業 分	1 議会費	均等割 10 人口割 90	915 (0.02)					75	75
	2 総務費	(経常分) 均等割 10 人口割 90	252,195 (6.26)				18,549	20,555	39,104
		(交流センター分) 均等割 10 人口割 90	40,321				8,458		8,458
		(防災センター分) 均等割 10 人口割 90	12,798			220	7	1,815	2,042
	3 民生費	入所者数割 100	20,396 (0.51)		14,200			1,663	15,863
	4 衛生費	均等割 10 実績割 90	2,333,657 (57.96)	1,960	48,200	293,275	36,831	190,206	570,472
	5 土木費	均等割 10 人口割 90	348,896 (8.67)	67,821	61,000	6,779	4,351	28,437	168,388
	7 公債費	(一般分) 均等割 10 人口割 90	1,020,482 (25.34)					83,175	83,175
		(防災センター分) 均等割 10 人口割 90	2,044						
		(障害者施設分) 入所者数割 100	13,908						
8 予備費	均等割 10 人口割 90	50,000 (1.24)					4,075	4,075	
小 計			4,095,612	69,781	123,400	300,274	68,196	330,001	891,652
消 防 分	6 消防費	均等割 10 人口割 60 署員数割 30	3,464,186	13,858	375,000	1,758	12,102	86,000	488,718
合 計			7,559,798	83,639	498,400	302,032	80,298	416,001	1,380,370

(単位:千円)

市町村 負担金 【A】-【B】	左の市町別内訳							
	常総市	取手市	守谷市	つくばみらい市	龍ヶ崎市	牛久市	つくば市	利根町
840	179	297	207	157	—	—	—	—
213,091	45,445	75,313	52,388	39,945	—	—	—	—
31,863	4,830	12,168	8,443	6,422	—	—	—	—
10,756	1,332	2,223	1,539	1,167	1,652	1,823	586	434
4,533	1,978	907	824	824	—	—	—	—
1,763,185	276,868	686,368	459,145	340,804	—	—	—	—
180,508	27,361	68,936	47,832	36,379	—	—	—	—
937,307	142,077	357,956	248,374	188,900	—	—	—	—
2,044	253	423	292	222	314	347	111	82
13,908	6,069	2,781	2,529	2,529	—	—	—	—
45,925	9,794	16,231	11,291	8,609	—	—	—	—
3,203,960	516,186	1,223,603	832,864	625,958	1,966	2,170	697	516
2,975,468	810,016	—	1,199,647	965,805	—	—	—	—
6,179,428	1,326,202	1,223,603	2,032,511	1,591,763	1,966	2,170	697	516

令和6年度取手地方広域下水道組合負担金及び出資金算出計算書

収益の収入

(単位：千円)

	予算額	負担割合	
営業収益	1,671,926		
下水道使用料	1,557,892		
負担金①	113,341	取手市分	91,839 つくばみらい市分 21,502
その他営業収益	693		
営業外収益	3,238,000		
受取利息及び配当金	11		
受託工事収益	17,017		
負担金②	1,792,905	取手市分	1,296,155 つくばみらい市分 496,750
長期前受金戻入	1,407,403		
消費税及び地方消費税還付金	20,281		
雑収益	383		
特別利益	1		
計	4,909,927	取手市分	1,387,994 つくばみらい市分 518,252

収益の支出

	予算額	負担割合	
営業費用	4,378,402		
議会費	2,846	均等割10%	計画汚水量割90%
処理場費	778,835	均等割 8%	有収水量割 92%
ポンプ場費	129,900	事業負担割	
管きよ費	209,160	事業負担割	
業務費	78,996	均等割 8%	有収水量割 92%
総係費	32,048	均等割10%	計画汚水量割90%
給与費	333,794	事業負担割	
減価償却費	2,644,667	事業負担割	
資産減耗費	168,156	事業負担割	
営業外費用	340,267		
支払利息及び企業債取扱諸費	324,570	事業負担割	
受託工事費	15,697	事業負担割	
特別損失	300	事業負担割	
予備費	50,000	事業負担割	
計	4,768,969		

資本の収入

	予算額	負担割合	
資本の収入	2,745,450		
企業債	1,309,800		
負担金③	98,754	取手市分	74,006 つくばみらい市分 24,748
出資金④	220,684	取手市分	188,000 つくばみらい市分 32,684
国庫補助金	1,074,600		
県補助金	1		
受益者負担金、分担金	41,611		
計	2,745,450	取手市分	262,006 つくばみらい市分 57,432

資本の支出

	予算額	負担割合	
建設改良費	2,793,989		
処理場建設費	424,259	日最大汚水量割	
ポンプ場建設費	237,313	事業負担割	
管きよ建設費	1,932,441	事業負担割	
下水道事業計画	75,336	事業負担割	
給与費	124,640	事業負担割	
固定資産購入費	3,367	事業負担割	
企業債償還金	1,538,946	事業負担割	
計	4,336,302		

負担金及び出資金

	予算額	負担割合	
負担金 ①+②+③	2,005,000	取手市分	1,462,000 つくばみらい市分 543,000
出資金 ④	220,684	取手市分	188,000 つくばみらい市分 32,684
計	2,225,684	取手市分	1,650,000 つくばみらい市分 575,684

令和6年度 地方消費税率引上げ分の社会保障財源化

社会保障・税一体改革において、引上げ分の地方消費税収入は、社会保障4経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策）に要する経費に充てるものとされています。

※「社会保障4経費」消費税法第1条第2項に規定
制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費。

(歳入) 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 1,418,000 千円

(歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 16,241,164 千円

【歳出内訳】

(単位：千円)

事業名	令和6年度 予算額	財源内訳				
		特定財源		一般財源		
		国県支出金	その他	引上げ分の 地方消費税 交付金	その他	
社会福祉	障がい者福祉事業	2,434,044	1,699,188	31,743	133,817	569,296
	高齢者福祉事業	209,435	400	47,891	30,669	130,475
	児童福祉事業	5,923,884	3,625,134	255,319	388,906	1,654,525
	母子福祉事業	16,365	12,261	6	780	3,318
	生活保護事業	2,365,725	1,833,602	16	101,271	430,836
	その他社会福祉事業	213,126	29,756	107,224	14,492	61,654
	小計	11,162,579	7,200,341	442,199	669,935	2,850,104
社会保険	国民健康保険事業	411,846	272,988	2,706	25,912	110,240
	後期高齢者医療事業	1,866,358	275,556	58,425	291,642	1,240,735
	介護保険事業	1,336,850	79,402		239,318	1,018,130
	小計	3,615,054	627,946	61,131	556,872	2,369,105
保健衛生	医療費助成事業	627,660	248,866	90,968	54,779	233,047
	健康づくり事業	118,926	4,454	1,533	21,495	91,444
	医療提供体制確保事業	191,674		34,639	29,887	127,148
	疾病予防対策事業	303,679	1,175	19	57,569	244,916
	母子衛生対策事業	171,357	73,470	674	18,502	78,711
	生活習慣病対策事業	50,235	2,994	155	8,961	38,125
	小計	1,463,531	330,959	127,988	191,193	813,391
合計	16,241,164	8,159,246	631,318	1,418,000	6,032,600	

令和6年度 合併特例債充当一覧(一般会計)

(単位:千円)

款項目	事業名	項目	対象事業費	充当額
090602	取手グリーンスポーツセンター 管理運営に要する経費	取手グリーンスポーツセンター公共下水道接続事業	97,000	58,800
		合計	97,000	58,800

※合併特例債(58,800千円)と併せて、グリーンスポーツセンター整備事業債(26,300千円)を充当

【参考】合併特例債(建設事業分)の発行状況について

(単位:千円)

発行限度額(A)	23,801,100
令和4年度末時点累計発行済額(B)	22,524,900
令和5年度発行見込額(C)	1,217,400
令和5年度末時点発行可能見込額(D) 【A-B-C】	58,800
令和6年度発行見込額(E)	58,800
令和6年度末時点発行可能見込額 【D-E】	0

令和6年2月発行

編集・発行 取手市 財政部 財政課

〒302-8585 取手市寺田 5139 番地

電話 0297(74)2141(代表)

FAX 0297(73)5995

この冊子は再生紙を使用しています

